

平成21事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の
実績に関する報告書

平成22年6月

国立大学法人
群馬大学

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名 国立大学法人群馬大学
- ② 所在地 群馬県前橋市（本部・荒牧キャンパス・昭和キャンパス）
群馬県桐生市（桐生キャンパス）
群馬県太田市（太田キャンパス）
- ③ 役員の状況
学長名 鈴木 守（平成16年4月1日～平成21年3月31日）
高田 邦昭（平成21年4月1日～平成25年3月31日）
理事数 4名
監事数 2名（内1名は非常勤）
- ④ 学部等の構成
学 部 教育学部
社会情報学部
医学部
工学部
研 究 科 教育学研究科（修士課程・専門職学位課程）
社会情報学研究科（修士課程）
医学系研究科（修士課程・博士課程・博士前期課程・
博士後期課程）
工学研究科（博士前期課程・博士後期課程）
附置研究所 生体調節研究所
- ⑤ 学生数及び教職員数
学生数 6, 824名（221名）
[内訳]
学 部 5, 294名（75名）
研 究 科 1, 530名（146名）

教員数 771名
職員数 1, 131名

(2) 大学の基本的な目標等

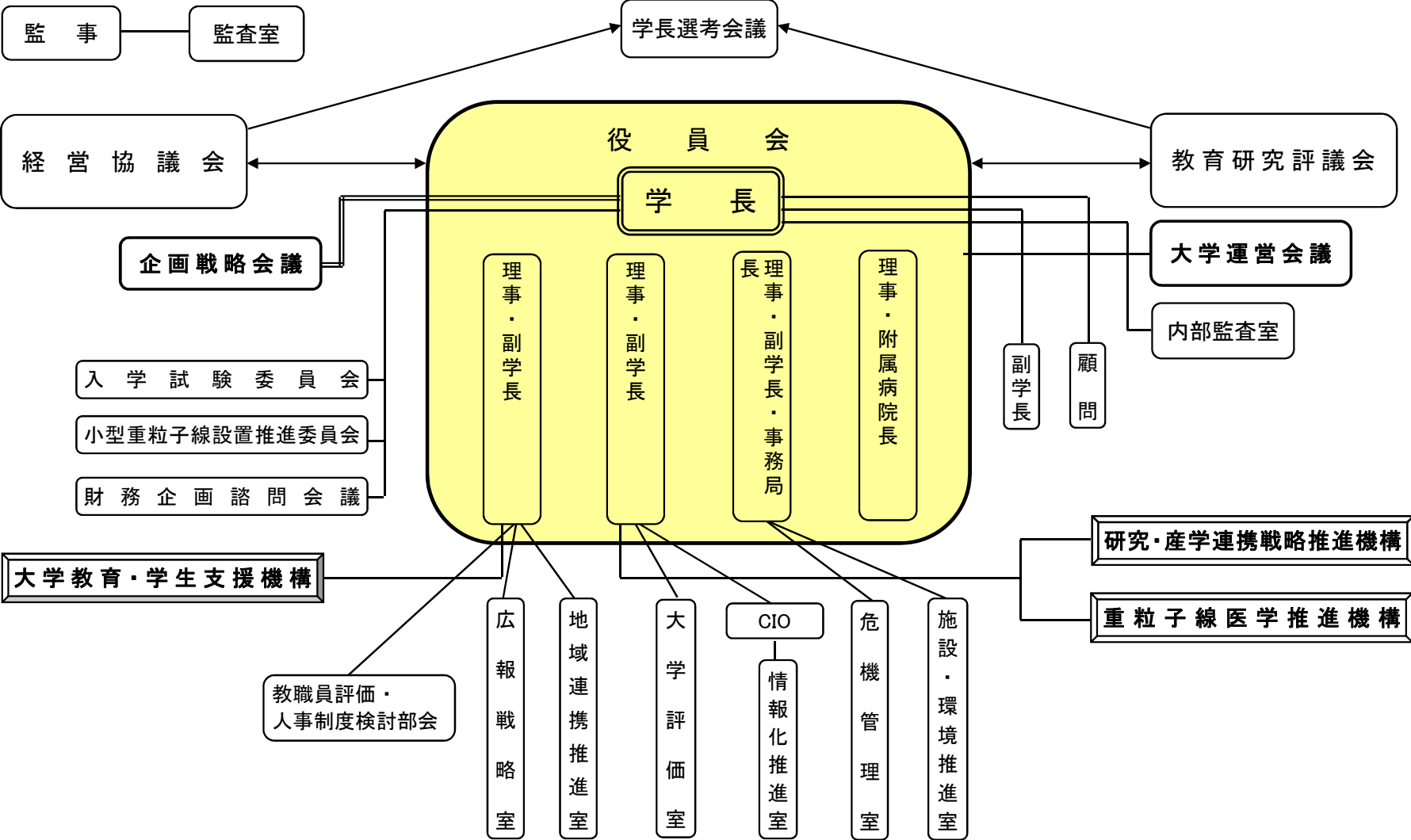
本学は、豊かな自然風土の下、北関東を代表する総合大学としてその社会的使命を果たしてきた。新しい世紀に入り、人類の繁栄と生存の根幹に関わる諸問題に意欲的、創造的に取り組む人材を育成すること、最先端の学術研究を世界的水準で推進すること、そして、開かれた大学として地域社会に貢献することを基本理念に掲げ、以下の目標を設定する。

- ① 教育においては、①学生の勉学を促進する学修環境及び支援体制を整備する。②教養教育、学部専門教育、大学院教育それぞれの充実を図るとともに、相互の関連を強化し、豊かな人間性・基礎的能力・専門的能力・創造的能力を兼ね備えた人材を養成する。
- ② 研究においては、①各専門分野において独創的な研究を世界水準で展開するとともに、本学の伝統をなす実践的、実学的研究と基礎的諸科学との融合を図る。②地域社会の諸課題について自治体等との共同研究を活発に行い、成果を地域社会に還元する。
- ③ 社会貢献においては、①自然環境を守り、地域の文化・伝統を育み、豊かな地域社会を創るために、学内外の関係機関と連携した活動を活発に展開する。②地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。
- ④ 国際貢献においては、①海外からの留学生の受け入れと本学学生の海外留学の機会を拡大させるとともに、異文化理解教育を推進する。②学術面での国際交流を活発に展開する。
- ⑤ 大学運営においては、①一層の自主性、自律性をもって大学運営に当たるとともに、学外有識者の参画を求める。②総合情報システムを拡充し、運営の効率化を図るとともに、情報公開に努める。③自己点検評価、外部評価、第三者評価の結果を積極的に受け止め、大学の諸活動の質的向上を図る。

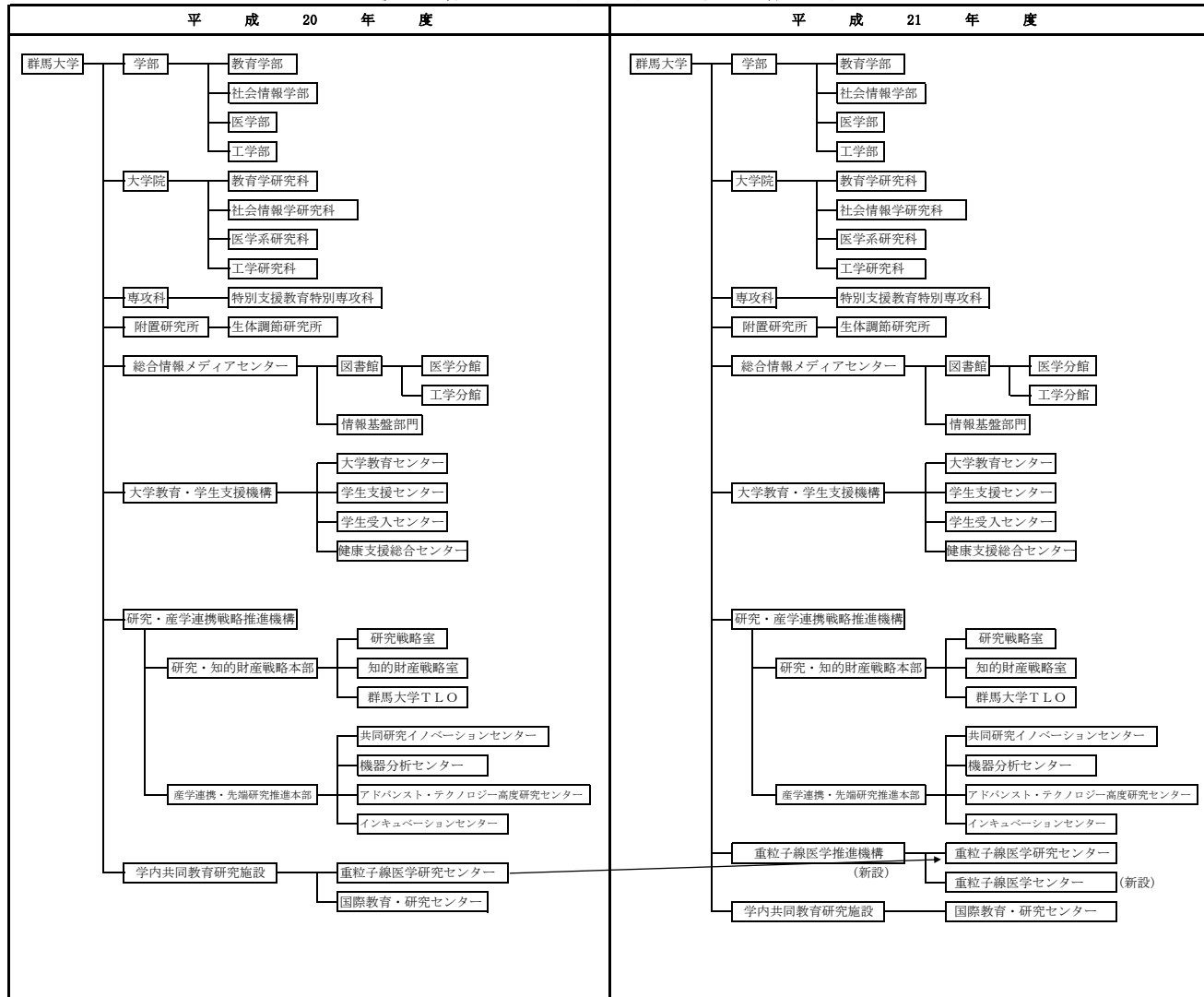
(3) 大学の機構図

2 頁、3 頁に記載。

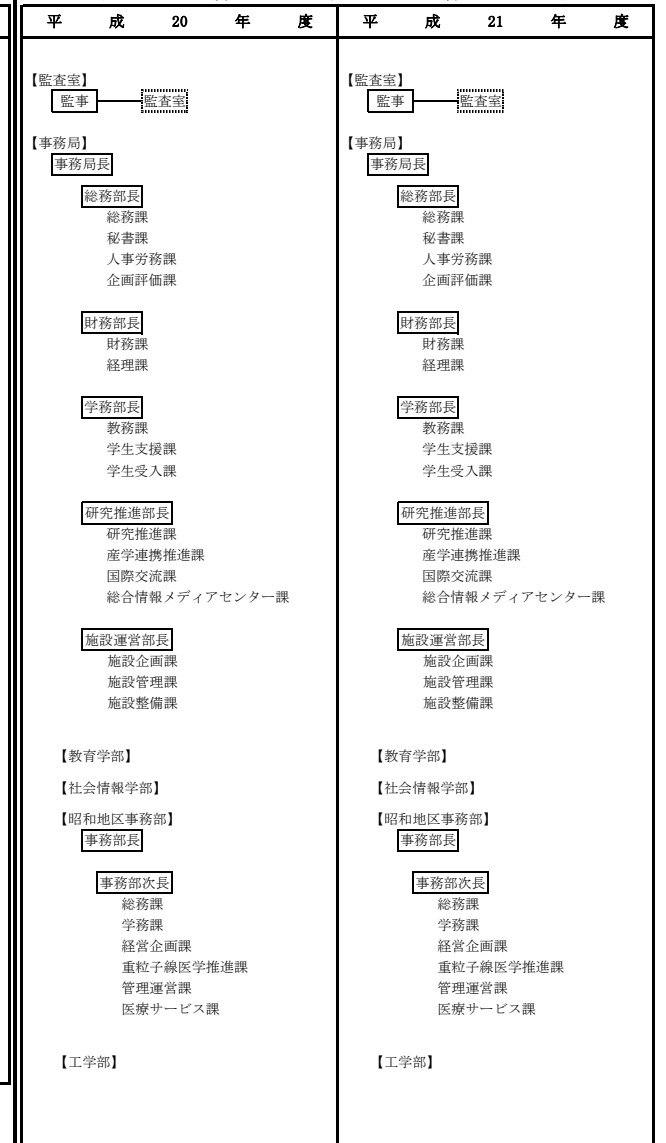
群馬大学管理運営体制図



教育・研究組織図



事務組織図



○ 全体的な状況

(※ 21年度の取組は、下線で示す。)

群馬大学は、北関東を代表する総合大学として、現代社会の諸問題に意欲的に取り組む人材を育成すること、独創的な研究を世界水準で展開するとともに実践的・実学的研究と基礎的諸科学の融合を図ること、並びに地域社会の多様なニーズに応え、その活性化に貢献することを目標としている。これらの目標を達成するために、法人化以降、中期計画を実施し、業務運営の改善・効率化及び財務内容等の改善を進め、教育研究活動の質を向上させた。

I. 管理運営組織の改革と柔軟な資源配分の実施

管理運営組織の改革

管理運営組織のスリム化・効率化

1. 「役員連絡会」及び「企画戦略会議」による機動的・効率的な意思決定システムの強化（16年度～）

16年度から、「役員懇談会」を原則毎週開催し、法人運営上の諸課題に対して迅速かつ適切な意思決定を行った。21年度からは、法人の意思決定過程を整理する観点から、役員懇談会を大学運営全般に係る情報収集・整理を主任務とした「役員連絡会」に改組するとともに、「企画戦略会議」（16年度設置）を毎週随時に開催することにより当面の重要懸案処理の迅速化を図った。

2. 「大学運営会議」の設置並びに全学委員会の再編（17年度～）

17年度に、13の主要全学委員会を整理統合して、学長、理事、部局長を構成員とする「大学運営会議」を設置し、各部署の活動との総合調整や業務運営を効率的かつ円滑に行なった。また、全学委員会を各理事の下に再編（約2割削減）し、教員の負担軽減を図った。

3. 合議制委員会から「室方式」への切替（16年度～）

法人運営の重要事項について、16年度以降順次、合議制の委員会から担当理事を室長とする「室方式」へ移行させ、理事のリーダーシップの下、教員と事務系職員が一体となって業務に取り組んだ。

4. 「大学教育・学生支援機構」による学生支援業務の効率化（18年度～）

18年度に、学生に対する教育や就職支援などの学生支援業務を全学的に一元化するため、既存の組織を整理統合した「大学教育・学生支援機構」を設置し、教職員が一体となって業務に取り組んだ。

5. 「研究・産学連携戦略推進機構」による産学連携活動及び研究・知的財産戦略の推進（19年度～）

18年度に、既存の組織を整理統合した「産学連携・先端研究推進機構」を設置し、産学連携活動を組織的、効率的に行なった。

19年度には、群馬大学TL0の設置に伴い、本機構に「研究・知的財産戦略本部」を統合した「研究・産学連携戦略推進機構」を設置し、産学連携活動や研究・知的財産戦略をより推進した。

6. 「総合情報メディアセンター」による情報サービス等の充実（17年度～）

17年度に、既存の組織を整理統合した「総合情報メディアセンター」を設置し、学術情報から事務情報までの総合的な情報サービスの提供・充実を図

った。

大学全体としての戦略に基づく法人内資源配分の実現

1. 「学長裁量経費」の配分による戦略的施策や教育研究プロジェクト等の推進（16年度～）

16年度から、中期計画及び年度計画の確実な実施並びに全学的な視点からの戦略的施策や教育研究プロジェクト等を推進する経費として、「学長裁量経費」を措置し、学長のリーダーシップの下、総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分を行った（21年度配分額：340百万）。

また、事業の進捗状況の調査を行い、必要に応じて修正を行った。さらに、事業完了後に報告書の提出を求め、役員会において、事業成果の把握を行い、次年度の配分に反映させた。

2. 「学長裁量人員枠」からの配置による重点プロジェクト等の推進（16年度～）

16年度から、本学の運営上、特に必要な業務及び重点プロジェクト等に対して、「学長裁量枠」から人員を重点配置（16～21年度計：35名、21年度：12名）し、推進した。

II. 法人としての経営の活性化

業務運営の効率化及び合理化

グループ制による業務の効率化の推進（19年度～）

19年度から、人件費抑制や組織を取り巻く環境の変化に弾力的に対応するため、事務局及び学部の事務組織に「グループ制」を導入し、業務の効率化を推進した。また、諸規則や各種業務支援体制の内部監査に基づき、総務、秘書、研究支援担当事務部門の再編及び会計規則の改正について検討し、22年4月から実施することとした。

人事評価システムの構築

1. 教員評価の実施並びに評価結果の反映（20年度～）

19年度に、「群馬大学大学情報データベース」を活用した教員評価を実施した。その結果の反映については、20年度からは、「教員評価結果の反映事項について」に基づき、学長裁量経費から、特に成績の良好であった教員に対する研究費の資源配分や、勤勉手当などの給与制度等に適切に活用した。

21年度は、22年度に実施する教員評価について、前回の評価の検証結果に基づき、教員評価実施専門部会において、評価指針や評価項目等の見直しを行った。

2. 職員等評価の実施並びに評価結果の反映（21年度～）

20年度から、職員（事務系、技術系、医療系及び看護系職員）並びに附属学校教員に対し、評価を本格的に実施した。その結果については、21年度に、各職域毎の「人事評価結果の活用について」に基づき、人事異動を始め、昇

任、昇格、勤勉手当などの給与制度等に適切に活用した。

財務内容の改善・充実

1. 財務分析結果の活用

経費の効率的な使用を図るための予算配分方針の策定（16年度～）

16年度から、年度計画に基づき、予算、収支計画及び資金計画を連動させ、四半期毎の収入目標額を設定し、収入予算と支出予算を一体的に運用することを配分の基本方針とした予算配分方針を策定し、事業内容との整合性を確保した予算配分を行った。

2. 外部資金等の獲得

(1) 科学研究費補助金取得への取組（18年度～）

18年度から、申請率を向上させるため、「国立大学法人群馬大学の予算配分方針」に基づき、科学研究費補助金の応募を行わなかった研究者の研究費について、配分単価の20%を減額した。なお、配分減によって生じた経費は若手研究者のための経費財源の一部とした。

また、若手研究者が行う研究で、今後の発展が期待できる研究を対象に、「若手教員研究助成制度」に基づく支援を行った。採択された教員には、次年度科学研究費補助金への応募を義務付けた。

(2) 群馬大学TL0を中心とした知的財産の活用への取組（19年度～）

19年度から、群馬大学TL0を中心に、新技術説明会等を開催し、本学の持つ特許をベースとした企業との共同研究を奨励することによって、特許実施料等収入及び特許に基づく共同研究等収入の大幅な増加につながった。

※ 特許実施料等収入及び特許に基づく共同研究等収入の増収については、p. 33-34【21事業年度】「(2) 知的財産活用への取組」参照。

3. コスト削減

附属病院での業務委託によるコスト削減の取組（20年度～）

20年度から、民間コンサルタント会社と医用材料等契約支援業務及び関連コンサルティング業務を委託するなど、コスト削減に積極的に取組み、20年度 約2.0億円、21年度 約2.9億円の経費削減を達成するなど効率的な運営を行った。

健全な財務運営のための定員・人件費管理の推進

「運営費交付金の削減（効率化△1%）への対処方策について」に基づく定員・人件費管理（18年度～）

17年度に役員会決定した「運営費交付金の削減（効率化△1%）への対処方策について」の諸方策に定める人員削減計画の実施と教職員の欠員補充への慎重な対応により、18～21年度について、総人件費改革（18～22年度の間に5%の人件費削減）に基づき中期計画に掲げた毎年度の人件費1%減を達成した。

また、役員会において、17年度に策定した向こう5年間の人員削減計画の厳密な管理を行うとともに、退職教員の後任補充についても、当該部局等の業務運営・教育改革等の状況を厳格に評価・検証した上でその可否を判断し、一定期間の人事凍結等の措置を講ずるなど人件費の効果的運用を行った。

施設・設備マネジメントの推進

1. 「施設整備推進戦略」等に基づく施設・マネジメントの推進（16年度～）

「群馬大学の施設設備活用に関する第1期基本計画」（16～17年度）及び「群馬大学施設整備推進戦略」（18～21年度）に基づき、講義室等の整備拡充、共用研究スペースの整備、福利施設の改善整備、老朽及び耐震補強を必要とする建物の再生整備を行った。

2. 「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づく施設の有効活用（16年度～）

16年度から、「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、施設の有効活用を推進した。また、「施設・環境推進室」において、利用者が提出した共用研究スペースの使用状況の自己点検報告書に基づく点検調査を行うなどの有効活用を図った。16～21年度においては、共用研究スペース 6,063㎡（21年度整備：119㎡）、スペース課金制度適用の競争的共用研究スペース 2,907㎡、共同利用スペース 5,219㎡を確保した。

省エネルギー対策・地球温暖化対策の推進

省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組並びにISO14001の取得（16年度～）

「群馬大学エネルギー管理内規」（16年度制定）、「群馬大学省エネルギー行動計画」（毎年度制定）、「温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」（19年度制定）及び「施設設備における温室効果ガス排出抑制等指針」（19年度制定）等に基づき、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減を推進した。

また、18年度に、ISO14001を取得し、環境マネジメントシステムの継続的改善に取り組んだ（19・20年度：継続認証、21年度：更新認証）。

学術情報基盤の整備

群馬大学学術情報機関リポジトリ（GAIR）による研究成果の提供（18年度～）

18年度から、総合情報メディアセンターの「群馬大学学術情報機関リポジトリ」（GAIR）に、本学で生産された学術及び研究成果を蓄積し、それを広く学内外に公開した（21年度までの登録件数 3,900件、月平均のアクセス数 19,580件、月平均の論文表示数 13,872件）。

危機管理への対応

「危機管理室」の設置並びに危機事象毎の全学マニュアルの策定（17年度～）

17年度に「国立大学法人群馬大学危機管理規則」を制定し、同規則に基づき、学長の下に「危機管理室」を設置するとともに、各部局にも「危機管理室」を設置し、危機事象に迅速に連携して対応できる組織を整備した。

18年度には、「国立大学法人群馬大学危機管理方針」を制定し、同方針に基づき、危機事象毎に対応する14の全学マニュアルを策定するとともに、ホームページに掲載し、周知を図った。

自己点検・評価及び第三者評価

ITの有効活用による評価作業の効率化（19年度～）

19年度から、大学評価の専用ホームページにより、年2回実施している中期計画・年度計画の自己点検・評価作業について、中期計画・年度計画の進捗状況管理などの作業の効率化を図った。

また、19年度に実施した教員評価について、教員評価指針で定める4領域に係る事項並びに「職階による職務内容を考慮した各領域に対する重み付け」の評価データを入力、収集及び蓄積できるシステム「群馬大学大学情報データベース」を活用し、教員評価作業の効率化を図った。さらに、授業評価に係る教員及び授業科目データや認証評価に係る各基準毎の根拠データについても、「同データベース」を活用し、各部署等の負担軽減の観点から効率化を図った。

Ⅲ. 社会に開かれた客観的な法人運営

外部有識者の積極的活用

外部有識者の積極的活用による運営の活性化（16年度～）

16年度から、外部有識者をTLO長、財務調査役、知的財産関連のマネージャー・コーディネータ及び病院長補佐等に採用し、専門的な知識・技能を必要とする部署に配置した。

監査機能の充実

監査室の機能強化並びに内部監査室の設置（16年度～）

監事の下に事務局から独立した第三者機関として設置した監査室（16年度、18年度～）において、専任の監査室長、専門職員を配置し、監事監査を円滑に遂行した。また、監事の提言に基づき、改善を行った（21年度改善事項：「個人情報保護に関する職員に対する啓発」について）。さらに、21年度から従来の監事監査（監事及び直属の監査室）に加えて、通常業務の全体にわたる細やかな個別点検・改善を行うため、新たに「内部監査室」を設置した。

情報公開の促進

「GRIP 知財ニュース」等による情報提供（16年度～）

16年度から、研究・知的財産戦略本部機関紙「GRIP 知財ニュース」を発刊し、本学の知財活動の詳細情報を広く社会に紹介した。

また、20年度からは、研究シーズ集「4u:フォーユー」を発刊し、本学、茨城、宇都宮、埼玉の4大学が所有する「知」を広く社会に紹介した。

Ⅳ. 教育・研究の活性化に向けた取組

教育方法等の改善

1. 指導方法等の改善・充実に向けた取組

全学共通教育「教育改善推進テーマ」の実施並びに教育成果の組織的な検証（18年度～）

18年度から、「教育改善推進テーマ」を設定し、教養教育の重点的課題の

明確化を図った。21年度は、「キャリアデザイン教育」、「国際理解教育」、「環境教育」、「英語教育」、「数学教育」、「情報処理教育」及び「物理教育」の7テーマを掲げ、教育改善を推進した。

また、大学教育センター教育方法企画部会等による組織的な教育成果の検証のほか、英語教育については、TOEIC-IP、TOEFL-ITPをそれぞれ年2回実施し、国際的な教育規格による教育成果の検証を行った。

2. 個性・特色の明確化を図るための組織的取組 地域と連携した多文化共生教育への取組（16年度～）

16年度から、多様な文化をもつ外国籍住民と地域住民との共生に資する専門的職業人の養成を行うため、地域協働ネットワークを活用した全学的・総合的教育カリキュラムを展開した。その結果、21年度の文部科学省科学技術振興調整費として「多文化共生推進士養成ユニット」事業が採択された。なお、21年度は、教養教育科目22科目、専門教育科目18科目、大学院教育科目3科目の計43科目を開講した。

学生支援の充実

1. 学習支援等の充実

(1) 「群馬大学障害学生支援要項」に基づく障害のある学生に対する就学支援（17年度～）

17年度に制定した「群馬大学障害学生支援要項」に基づき、障害のある学生に対して、就学支援を行った。支援内容は、学生の要望に応じたオーダーメイド方式を採っており、21年度は、聴覚障害学生に対し、iPhoneの機能を利用したパソコンテキストを新たに導入した。

(2) 「メンタルヘルス通信」による学生相談のスキル向上（21年度～）

21年度から、精神面に関する学生相談のスキル向上を図るため、毎月、全教員に対し、健康支援総合センターから「メンタルヘルス通信」をメールで送信した。

2. 就職支援、キャリア教育等の充実 就職支援刊行物による就職支援（19年度～）

19年度から、就職活動のノウハウをまとめた就職支援刊行物を発刊し、就職対象学生に対し配付した。21年度は、「2009 就職支援BOOK ー 群大生のための就活ノウハウ集 ー」を配付し、就職支援を行った。

研究活動の推進

1. 資源の重点配分による研究活動の活性化に向けた取組 他組織との各種共同研究の活性化を目的とした学長裁量経費の配分（16年度～）

16年度から、組織横断的な各種共同研究を活性化させるため、学長裁量経費「教育研究改革・改善プロジェクト経費」を措置し、学部間を越えた研究者チームのプロジェクトを支援した。

2. 女性教員・若手教員等に対する支援 医学部附属病院医療人能力開発センター「女性医師等教育・支援部門」による支援（21年度～）

21年度に、医学部附属病院医療人能力開発センター内に、「群馬大学医学部附属病院女性医師支援プログラム」の利用拡大、診療科や関連病院との連携による出産や育児後のサポート体制の構築などの女性医師支援を目的とした「女性医師等教育・支援部門」を設置した。

3. 柔軟な研究実施体制の整備

(1) 「群馬大学重粒子線医学推進機構」の設置（21年度）

重粒子線医学に係る研究、教育、治療等の進展及び円滑な運営に資することを目的に、重粒子線医学研究センターと重粒子線医学センターの2センターから組織する「群馬大学重粒子線医学推進機構」を21年6月に設置した。

(2) 「共同利用・共同研究拠点」の認定（21年度）

生体調節研究所が、全国共同利用・共同研究拠点として認定された。

社会連携・地域貢献・国際交流等の推進

1. 地域貢献の推進

第5回こども体験教室「群馬ちびっこ大学」の開催（17年度～）

子どもたちの理科離れ、実体験を通じた学習機会が少なくなっている現状を考慮して、体験的学習を通じて、五感で学問の面白さ、奥深さを肌で実感してもらい、将来の日本、世界を担う人材の若い芽を育むことを目的として、17年度から毎年、「群馬ちびっこ大学」（学外施設を会場）を開催している。

21年度においても、8月14日（金）～17日（月）の4日間、学外施設を会場に『平成21年度「群馬ちびっこ大学」』を群馬県、群馬県教育委員会、近隣各市、各市教育委員会、報道機関、金融機関等の計49団体の協力・連携のもと開催した（参加者数：延べ6,907人）。

2. 産学連携・知的財産戦略のための体制の準備・推進

首都圏北部国立大学法人4大学の新技术説明会による技術移転の促進（20年度～）

首都圏北部国立大学法人（本学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学）の4大学で、新技术説明会を開催（21年度4回開催）し、大学の出願発明についての企業への周知を行い、技術移転を促進させる活動を行った。

3. 国際交流、国際貢献の推進

アジア人財資金構想による留学生の日本語教育の充実（19年度～）

19年度に採択された高等専門留學生育成事業「アジア人財資金構想」により、留學生を受け入れ、コンソーシアム企業講師による日本ビジネス教育や、就職を視野に入れた専門日本語教育を充実させた。21年度は、ビジネス日本語、日本事情など留學生日本語教育の充実を図り、BJT（ビジネス日本語テスト）の対策を行った。

附属病院機能の充実・強化

1. 教育・研究面

(1) 「スキルラボセンター」による医療技術の習得（21年度～）

教職員等の医療技術を習得するための施設として、各種シミュレータ・トレーニング機器を整備した「スキルラボセンター」を21年4月に設置し、医師、コメディカル、学生など延べ2,385名に対し、研修を実施した。

(2) 「医師キャリア形成システム」の構築（21年度～）

引き続き、「関東・信州広域循環型専門医養成プログラム」に基づき、5大学（本学、信州大学、獨協医科大学、日本大学、埼玉医科大学）の連携による若手医師等の養成を行った。

21年度は、5大学並びに各大学病院の関連病院が連携し、それぞれの大学病院及び各地域の関連病院を循環しながら幅広く研修を行い、専門医を取得することができる「医師キャリア形成システム」を構築し、実施した。

2. 診療面

(1) 「がんプロフェッショナル養成プラン」による人材の養成等（19年度～）

「がんプロフェッショナル養成プラン」（19～23年度）の計画に基づき、医師、技師、看護師及び薬剤師を対象に人材養成を行った。

21年度は、医学物理コースと放射線治療品質管理コースを開始した。

(2) 「患者支援センター」の設置及び「外来診療予約システム」の導入（21年度）

地域の保健・医療・福祉施設等との連携協力体制を充実させるとともに、患者・家族の抱える諸問題に対し適切な指導等を行い、信頼性の高い医療を提供するため、病診連携センターと医療福祉相談部の機能を統合した「患者支援センター」を21年4月に設置した。また、同センターが窓口となり、特定機能病院として地域医療機関との連携を図り、初診患者の外来待ち時間の短縮などを目的とした、初診患者の「外来診療予約システム」を導入した。

3. 運営面

国立大学病院管理会計システム(HOMAS)の活用（18年度～）

引き続き、国立大学病院管理会計システム(HOMAS)の活用により作成した各種分析資料を病院運営会議や臨床主任会議において報告し、経営に対する職員の意識の向上を図った。

附属学校の機能の充実

附属学校の役割・機能の見直し

少子化に伴う附属小学校の学級数減並びに「問題を抱えた子どもたちへの総合サポートセンター」の設置等（21年度決定事項、22年度～）

近年の少子化に伴い、22年度から小学校1学年の学級数を1学級減（4学級→3学級）とすることとした。また、学部と附属学校園との連携の一層の深化を図ることを目的に、「附属学校教育臨床総合センター」と共同により、「問題を抱えた子どもたちへの総合サポートセンター」を設置することとした。

なお、特別支援教育専任コーディネーターを配置し、本校児童生徒や周辺地域の学校の児童生徒へ対応することとした。

<p>決定過程の合理化と効率化を図る。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>	<p>1. 引き続き、審議事項等の精選、資料の事前配付及び報告事項等のメール配信を行い、意思決定過程の合理化及び効率化を推進した。 2. 審議資料の電子化や、ペーパープロジェクトの投影を利用することなどにより配付資料を削減した。</p>
<p>【174】 ③ 平成20年度計画実施済事項</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>	<p>19年度に実施した教員評価の結果に基づき、学長裁量経費から、評価結果の特に良好だった教員(全体の5%程度)に対し、資源配分を行った(30人×100千円)。また、「若手研究者等の研究活性化の推進経費」などの学長裁量経費の戦略的な資源配分においても、評価結果を選考時の参考データとして活用した。</p> <p>引き続き、教員評価の結果を参考に、研究予算の戦略的な配分を行うとともに、22年度に実施する教員評価について、19年度に実施した教員評価の検証結果に基づき、教員評価実施専門部会において、評価指針や評価項目等の見直しを行った。</p>
<p>【175】 ④ 平成16年度計画から実施済事項</p>	<p>(平成16年度計画から実施済事項)</p>	<p>引き続き、学長裁量経費を措置し、学部等の戦略的な資源配分を支援する経費として、部局長裁量経費(40,000千円)を配分した。また、受託研究等の間接経費の一部も部局長裁量経費(224,000千円)とした。</p> <p>引き続き、当初予算で学部等の戦略的な資源配分を支援する経費として、部局長裁量経費(50,000千円)を配分した。また、受託研究等の間接経費の一部も部局長裁量経費(234,000千円)とした。</p>
<p>【176】 3)-① 平成17年度計画実施済事項</p>	<p>(平成17年度計画実施済事項)</p>	<p>1. 引き続き、「事務協議会」を毎月開催し、事務の迅速な連絡調整を行った。 2. 引き続き、業務運営面の重要事項について、担当理事を室長とし、教員と事務職員が共に参画する組織により業務運営を行った。</p> <p>1. 引き続き、「事務協議会」を毎月開催し、事務の迅速な連絡調整を行った。 2. 引き続き、業務運営面の重要事項について、担当理事を室長とし、教員と事務職員が共に参画する組織により業務運営を行った。</p>
<p>【177】 ② 平成18年度計画実施済事項</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>引き続き、外部有識者をTL0長、財務調査役、知的財産関連のマネージャー・コーディネータ及び病院長補佐等に採用し、専門的な知識・技能を必要とする部署に配置した。</p> <p>引き続き、外部有識者をTL0長、財務調査役、知的財産関連のマネージャー・コーディネータ及び病院長補佐等に採用し、専門的な知識・技能を必要とする部署に配置した。</p>
<p>【178】 4)-① 平成18年度計画実施済事項</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>引き続き、総合情報メディアセンターにおいて、全学の情報化を推進した。</p> <p>引き続き、総合情報メディアセンターを中心として、全学の情報化を推進した。</p>
<p>【179】 ② 業務な関係</p>	<p>業務な関係</p>	<p>本学のグローバル化対応などを目的に、国際戦略を企画立案し、国際交流、留学生交流を推進するための組織として、留学生センターと国際交流企画室を統合した「国際教育・研究センター」を設置した。</p>

<p>等の一元化を図り、社 会的要請に応え、利 便性の提供し、利 一面での充実を図る。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>		<p>業務の集約による事務体制の効率化及び事務サービスの一元化を図ることを目的に、研究推進部の研究推進課と産学連携推進課の在り方について検討を行い、組織改組案を策定し、22年4月に両課を統合した「研究・産学連携推進課」を設置することとした。</p>	
<p>【180】 5)-① 他大学との再編統合 の可能性を視野に入れ、 総合大学としての国際 的競争力を高める。</p>	<p>（斜線あり）</p>	<p>III</p>	<p>1. 4大学院連携先進創生情報プログラムの連携協定に基づき、「ITスペシャリストコース」プログラムを実施した。 2. 文部科学省の産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）により、4大学において、運営協議会（主査 本学理事）を設置し、4つの分科会が新技術説明会・研究会の開催、知的財産啓発及び地域ブランド創生等の活動を行った。</p>	<p>（斜線あり）</p>
<p>【180】 4大学（茨城大学、宇都宮大学、群 馬大学、埼玉大学）間でさらに連携協 力を推進する。</p>	<p>（斜線あり）</p>	<p>IV</p>	<p>引き続き、文部科学省の産学官連携戦略展開事業により、4大学の運営協議会（主査 本学理事）の活動等を実施した。また、新たに4大学で連携して4県をまたがる地域の技術相談を協力して対応する体制を構築した。共同研究等収入が増加した。 ※ 中期（年度）計画【231】の『判断理由（計画の実施状況）』参照。</p>	<p>（斜線あり）</p>
<p>【181】 ② 新国立大学協会、全学 レベルの連携協力を確 立する。</p>	<p>(平成17年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、関東・甲信越支部の正会員並びに理事、経営支援委員会の副委員長として、諸活動に積極的に参加し、連携協力体制を支えた。また、教職大学院協会に加盟し、教職大学院を設置した他大学との連携協力体制を確立した。</p> <p>引き続き、関東・甲信越支部の正会員並びに経営支援委員会委員として、諸活動に積極的に参加し、連携協力体制を支えた。</p>	<p>（斜線あり）</p>
			<p>ウェイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標

学部の特性を尊重しつつ、本学として、知の細分化から総合化への転換を志向し、全学の有機的融合を図り、総合大学としての質的向上を目指すという理念の下、以下の基本方針を目標に組織の見直しを進める。
 ① 科学技術の重点分野、特に、科学技術基本計画4大分野（生命科学、情報、ナノサイエンス、環境）の教育研究に組織的・機動的に対応する。
 ② 世界水準の教育研究が可能となるように組織を整備して拠点形成を目指す。
 ③ 学生の学力の充実と、その適性に沿った進路選択を可能とする教育システムを創設する。
 ④ 幅広い教養教育と複合型の基礎教育の推進を図る。
 ⑤ 学部・大学院が円滑に繋がる教育プログラム、教育組織の設定・編成を行う。
 ⑥ 研究成果の普及事業や移転事業など、教育研究活動に付随する多彩な活動を広範囲に展開する。

中期計画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェット	
		中期	年度		中期	年度
【182】 1) 総合大学としての機能を高めるため、他大学との再編・統合を視野に入れ、新しい知の領域を開拓する文理融合型の新学部を全学協力体制の下で設置することを目指す。	(平成20年度計画実施済事項)	III	/	4 大学院連携先進創生情報プログラムの連携協定に基づき、「ITスペシャリストコース」プログラムを実施した。		/
				4 大学院連携先進創生情報プログラムのうち、人間創生情報学コースの充実を図り、社会創設情報学コースを開始した。		
【183】 2) 大学院組織の改組・再編を図り、大学院中心大学への移行を図る。	(平成20年度計画実施済事項)	III	/	教育学研究科を改組し、専門職学位課程教職リーダー専攻（教職大学院）及び修士課程教科教育実践専攻を設置した。		/
				1. 医学系研究科医科学専攻に、がんプロフェッショナル養成プラン及び大学院教育改革支援プログラムに基づく、「放射線腫瘍専門医コース」、「がん薬物療法専門医コース」等を設置した。 2. 医学系研究科生命医科学専攻に、医学物理士養成のための「医学物理コース」を設置した。		
【184】 3) 世界的水準の生命科学研究を推進できるように医学系研究科、生体調節研究所などの組織を整備して拠点形成を目指す。	【184】 秋田大学と実施するグローバルCOE「生体調節シグナルの統合的研究」によるシグナル伝達研究及び理化学研究所等との分子遺伝学における共同研究を推進し、世界的水準の生命科学研究の拠点形成を目指す。	III	/	生体調節研究所に設置した「代謝シグナル研究展開センター」を中心に、グローバルCOEプログラム「生体調節シグナルの統合的研究」（19年度採択）で提唱した観点（生体の三大調節系である神経系、内分泌系、免疫系のそれぞれの枠を超えた統合的なシグナル伝達機構）を解析するなど、先端的生命科学研究を推進し、世界的水準の生命科学研究の拠点形成を目指している。		/
		III	/	2 大学での研究を積極的に推進した。また、事業担当者は、コロンビア大学、トロント大学、ウィーン大学等の研究者と密接な共同研究体制を築いており、これらを通じて、若手研究者の交流を深めた。また、海外からの研究者を招聘してグローバルCOEセミナーを開催するなど、国際的な研究活動を活発に行うことにより、世界的水準の生命科学研究拠点形成を目指した。		
【185】 4) 生命医科学系研究者及び		III	/	医学系研究科生命医科学専攻修士課程が完成年度に達し、修了者に修士（生命医科学）の学位を授与した。		/

<p>医療分野での高度専門職業人の育成のために、大学院医学系研究科に生命医科学専攻修士課程を設置を検討する。学位の種類は、修士(生命医科学)とする。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>		<p>医学物理士養成のための「医学物理コース」を設置した。</p>	
<p>【186】 5) 教養教育と学生支援を効果的に企画・実施・運営するため、平成17年度に大学教育センター、留學生センター、学生支援センター、アドミッション・オフィス、保健管理センターなどを統合的に含む共通教育・学生支援機構(仮称)を設置する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、「大学教育・学生支援機構」(18年度設置)により、学生に対する教育や修学支援などの学生支援業務に教職員が一体となって取り組んだ。</p> <p>引き続き、「大学教育・学生支援機構」の大学教育センター、学生支援センター、学生受入センター及び健康支援総合センターが連携し、教養教育と学生支援を効果的に企画・実施・運営した。</p>	
<p>【187】 6) 教育研究に直結する施設等の統合・再編により、その財政基盤を強化し、教育研究サービス機能を向上させる。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>昭和地区において、旧病棟を改修した共用施設棟に事務部、医学部医学科、保健学科、附属病院の組織を集約化し、教育研究サービス機能を向上させた。</p> <p>重粒子線医学に係る研究、教育、治療等の進展及び円滑な運営に資することを目的に、重粒子線医学研究センターと重粒子線医学センターの2センターから組織する「群馬大学重粒子線医学推進機構」を21年6月に設置した。</p>	
<p>【188】 7) 高等教育研究機関との連携を密にし、教育研究組織の見直しを図る。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>理化学研究所との連携により設置した「ケイ素科学国際教育研究センター」において、21年度から大学院連携講座を開設し、学生を受入れることとした。</p> <p>1. 理化学研究所との連携により設置した「ケイ素科学国際教育研究センター」において、大学院連携講座を開設し、学生を受入れた。 2. 日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所と連携講座を開設し、重粒子線医学に関連した共同研究を推進した。 3. 放射線医学総合研究所との共同開発による「重粒子線治療施設」での臨床治療研究を開始した。</p>	
<p>【189】 8) 産学官連携や地域貢献に関する業務については、その特性に応じた弾力的な運営を可能とする仕組みを構築する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、「研究・産学連携戦略推進機構」により、地域貢献、産学連携活動や研究・知的財産戦略を推進した。</p> <p>引き続き、「研究・産学連携戦略推進機構」により、地域貢献、産学連携活動や研究・知的財産戦略を推進した。 また、科学技術振興機構の地域産学官共同拠点整備事業に、群馬県、群馬県商工会議所連合会、本学で応募し、昭和地区における「群馬重粒子線産学官共同研究センター」が採択された。</p>	
<p>【190】 9) 複数大学が共同して効果的・効率的運営が期待されるものにつき、連携協力してその方向で教育研究組織の見直しを図る。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>中期(年度)計画【180】の『判断理由(計画の実施状況)』参照</p> <p>中期(年度)計画【180】の『判断理由(計画の実施状況)』参照</p>	
			<p>ウェイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ③ 人事の適正化に関する目標

中期目標	1) 教職員の多様な活動をより効率よく適正に行う人事システムを確立し、成果・業績に対する公正かつ客観的な評価システムを導入し、それに基づく給与・昇給等へのインセンティブを付与する。
	2) 教職員の多様な職務内容を、適切かつ効率よく行うための体制を構築する。
	3) 多様な教職員からなる多様な価値観を共有できる将来に拓かれた職場の形成を目指す。
	4) 適正かつ効率的な人事管理体制を確立する。

中期計画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェット	
		中期	年度		中期	年度
【191】 1)-① 平成19年度～20年度を目途に教職員の人事評価を適正に行うため、全学的な人事評価制度を導入する。	/	III	/	1. 職員（事務系、技術系、医療系及び看護系職員）並びに附属学校教員を対象に評価を実施した。 2. 教員については、19年度に実施済（3年毎）。	/	/
		III	/	1. 職員（事務系、技術系、医療系及び看護系職員）並びに附属学校教員を対象に評価を実施した。 2. 教員については、22年度実施に向けて、教員評価実施専門部会において、評価指針や評価項目等の見直しを行った。	/	/
【192】 ② 上記人事評価制度を活用するために、能力、職責並びに業績をバランスよく反映したインセンティブ・システムを給与・昇給制度等に導入する。	/	III	/	1. 勤勉手当の成績優秀者の選考等に、教員評価結果を参考データとして活用した。 2. 教職員評価・人事制度検討部会において、職員（事務系、技術系、医療系及び看護系職員）評価の結果を給与制度に反映させるべく、各職域において「人事評価結果の活用について」を作成し、21年度に活用することとした。	/	/
		III	/	教員については、「教員評価結果の反映事項について」、職員（事務系、技術系、医療系及び看護系）については、各職域毎の「人事評価結果の活用について」に基づき、評価結果を給与制度等に反映させた。	/	/
【193】 ③ 人事評価の透明性・納得性の向上のために、公開制度や自己申告制度を導入する。	/	III	/	引き続き、評価結果を本人に通知し、面談を行うなど、人事評価の透明性・納得性の向上を図った。	/	/
		III	/	引き続き、評価結果を本人に通知し、面談を行うなど、人事評価の透明性・納得性の向上を図った。	/	/
【194】 ④ 人事評価に対する苦情・異議申し立てに対しては、人事評価委員会が対応し、処理する。	/	III	/	引き続き、教員人事、附属学校教員人事、職員人事の3つの委員会から構成する「教職員評価不服審査委員会」が、人事評価に関する異議申し立ての対応を行った。	/	/
		III	/	引き続き、教員人事、附属学校教員人事、職員人事の3つの委員会から構成する「教職員評価不服審査委員会」が、人事評価に関する異議申し立ての対応を行った。	/	/
【195】 ⑤ 人事評価の統一運用を図るために、評価	/	III	/	引き続き、評価者に対する研修を実施し、人事評価の統一運用を行った。	/	/

<p>者(人事評価に従事する者)に対する研修を定期的に実施する。</p>	<p>【195】 ③ 人事評価の統一的運用を図るために、評価者に対する研修を定期的に実施する。</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、評価者に対する研修を実施し、人事評価の統一的な運用を行った。</p>
<p>【196】 2)-① 職員の職務内容の適切な分担を可能とする弾力的な人事制度を構築するために、職員の職務内容の適切な分担を可能とする弾力的な人事制度を構築するために、職員研修を行う。</p>	<p>【196】 2)-① 職員の職務内容の適切な分担を可能とする弾力的な人事制度を構築するために、職員研修を行う。</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、国際交流に対応した「英会話研修」、情報化に対応した「事務情報化研修」、法人会計業務に対応した「財務関係実務研修」及び人事労務系の人材育成を目的とした「人事労務実務研修」を実施した。</p> <p>引き続き、国際交流に対応した「英会話研修」(10名)、情報化に対応した「事務情報化研修」(76名)及び人事労務系の人材育成を目的とした「人事労務実務研修」(31名)を実施した。</p>
<p>【197】 ② 教職員の多様な活動を可能とするために、専門業務型裁量労働制の導入を検討する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、教職員評価・人事制度検討部会の決定事項に基づき、フレックスタイムや変形労働時間制等により対応した。</p> <p>引き続き、教職員評価・人事制度検討部会の決定事項に基づき、フレックスタイムや変形労働時間制等により対応した。</p>
<p>【198】 ③ 教職員の産学官連携や地域社会への貢献を積極的に促すために、直・兼職・兼業規制の見直しを許可制の導入を検討する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、改正後の兼業規則により、教職員による産学官連携や地域社会への貢献活動を積極的に推進した。</p> <p>引き続き、改正後の兼業規則により、教職員による産学官連携や地域社会への貢献活動を積極的に推進した。</p>
<p>【199】 ④ 一部職員においては、ワークシェアリングや時間差出勤等、多様な勤務形態を導入する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、一部職員において、ワークシェアリングや時間差出勤などの多様な勤務形態を適用した。</p> <p>引き続き、一部職員において、ワークシェアリングや時間差出勤などの多様な勤務形態を適用した。</p>
<p>【200】 ⑤ 新たに採用する教員には、全部局で任期制を導入することを検討する。導入に際しては、適用範囲、任期、再任基準その他の重要事項について、各部署の特性に相応しい在り方を検討する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>19年4月1日以降に採用する助教については、全て任期制を適用し、採用した。</p> <p>引き続き、助教については、全て任期制を適用し、採用(57名)した。</p>
<p>【201】 ⑥ 教員選考の客観性・透明性を高めるために、原則として公募制を採用し、選考基準を公表する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、教員の採用は、全学公募制を採用し、選考基準をホームページ上に公表した。</p> <p>引き続き、教員の採用は、全学公募制を採用し、選考基準をホームページ上に公表した。</p>

<p>【202】 ⑦ 他の国立大学法人と連携し、積極的に一定期間の教職員の相互人事交流の円滑化を図る。</p>	<p>【202】 ② 他の国立大学法人等と連携し、積極的に一定期間の教職員の相互人事交流の円滑化を図る。</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、転職（退職）、転入（採用） 計49名の人事交流を行った。</p>	
<p>【203】 ⑧ 競争的資金の間接経費等の多様な資金を活用した任期付き教職員の採用制度を導入する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、競争的資金の間接経費等の資金を活用した任期付教職員209名を採用した。</p>	
<p>【204】 ⑨ 産学官連携推進を視野におき、民間人研究者の受け入れを容易にする制度を確立する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>民間企業に在職したまま本学の教職員として登用を可能とした就業規則の改正及び民間人研究者を客員教授、客員准教授として受け入れるための県内に事業所又は研究所を所有する民間企業との包括契約の締結を行った。</p> <p>引き続き、民間企業に在職したまま本学の教職員として登用を可能とした就業規則の適用により、県内に事業所又は研究所を所有する民間企業の研究者を客員教授、客員准教授として受け入れるための体制を維持した。</p>	
<p>【205】 3)-① 外国人教員の積極的な採用を図るためのシステムの整備を行い、待遇改善を実施するとともに、宿泊設備等の整備の推進に努める。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、18年度に整備した制度を推進した。</p> <p>引き続き、18年度に整備した制度を推進した。</p>	
<p>【206】 ② 国際交流協定を締結している外国の大学等との教職員間人事交流を積極的に推進する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、国際交流協定を締結している外国の大学に教職員60名派遣、また、研究者50名の受入れを行い、教育研究の交流を図った。</p> <p>引き続き、国際交流協定を締結している外国の大学に教職員57名派遣、また、研究者54名の受入れを行い、教育研究の交流を図った。</p>	
<p>【207】 ③ 男女雇用機会均等法の趣旨にのっとり、採用の別とらわれのない採用基準及び勤務条件の改善を推進するため、その阻害要因となっている本学における施設及び制度の改善を図る。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>育児休業制度を見直し「育児短時間勤務制度」を導入するとともに、「群馬大学医学部附属病院女性医師支援プログラム」の実施による女性医師の支援を行った。</p> <p>引き続き、上記の取組を実施するとともに、新たに、医学部附属病院医療人能力開発センター内に、「群馬大学医学部附属病院女性医師支援プログラム」の利用拡大や診療科、関連病院との連携による出産や育児後のサポート体制の構築など、女性医師の支援を目的とした「女性医師等教育・支援部門」を設置した。</p>	
<p>【208】 4)-① 一般事務職員の新規採用については、原則として能力の実証に基づく資格試験によることとす。国際化・情報化・地域連携等の社会的ニーズに的確に対応できる専門的知識・技能を有する人材を専ら採用する。</p>	<p>【208】 3)-① 一般事務職員の新規採用については、原則として能力の実証に基づく資格試験によることとするが、必要に応じて、社会的ニーズに的確に対応できる専門</p>	<p>III</p>	<p>労働関連法等の改正に対応するため、資格(社会保険労務士)を有する者を採用するとともに、附属病院における患者サービス及び病棟医療スタッフへのサポート体制を充実させるため、専門的知識を有する職員を病院クレーンとして、選考により採用した。</p> <p>引き続き、労働関連法等の改正に対応した資格(社会保険労務士)を有する者を採用するとともに、医療の安全管理、質の向上及び病院の経営管理に寄与する専門職業人としての診療情報管理士を採用した。</p>	

	的知識・技能を有する人材を選考の上採用する。				
【209】 ② 事務職員採用後の研修については、課題解決能力、業務処理能力等を修得させるための実践的な研修制度を開発し、職員を支援することを養成する。		III	1. 中期（年度）計画【196】の『判断理由（計画の実施状況等）』参照 2. 引き続き、本学の現状、課題等の認識を深め、今後の業務に役立たせることを目的に、新規採用事務職員に対し、学長、理事、部局長等が講師を担当する教養教育科目「群馬大学・学—教育と研究と地域社会と—」を聴講させるとともに、レポート作成を課し、職員自身の業務遂行上の目標を明確化させた。		
	【209】 ② 事務職員の課題解決能力、業務処理能力等を修得させるため、実践的な研修を行う。	III	1. 中期（年度）計画【196】の『判断理由（計画の実施状況等）』参照 2. 引き続き、本学の現状、課題等の認識を深め、今後の業務に役立たせることを目的に、新規採用事務職員に対し、学長、理事、部局長等が講師を担当する教養教育科目を聴講させるとともに、レポート作成を課し、職員自身の業務遂行上の目標を明確化させた。		
【210】 ③ 国の機関、他の国立大学法人等との事務職員間の人事交流を積極的に進め、組織の活性化を推進する。		III	中期（年度）計画【202】の『判断理由（計画の実施状況等）』参照		
	【210】 ③ 国の機関、他の国立大学法人等との事務職員間の人事交流を積極的に進め、組織の活性化を推進する。	III	中期（年度）計画【202】の『判断理由（計画の実施状況等）』参照		
【211】 ④ 運営費交付金、事業収入等に基づく、適正かつ効率的な人員管理、人件費の運用を図る。昇給その他勤務条件については、就業規則において合理的に定めるものとする。		III	引き続き、17年度に役員会決定した「運営費交付金の削減（効率化△1%）への対処方策について」の諸方策に定める人員削減計画の実施と教職員の欠員補充への慎重な対応により、総人件費改革（18～22年度の間に5%の人件費削減）に基づき中期計画に掲げた人件費1%減を達成した。		
	【211】 ④ 運営費交付金、事業収入等に基づく、適正かつ効率的な人員管理、人件費の運用を行う。	III	引き続き、17年度に役員会決定した「運営費交付金の削減（効率化△1%）への対処方策について」の諸方策に定める人員削減計画の実施と教職員の欠員補充への慎重な対応により、総人件費改革（18～22年度の間に5%の人件費削減）に基づき中期計画に掲げた人件費1%減を達成した。		
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する目標 1) 事務組織・職員配置の再編、合理化を進め、事務処理の効率化・合理化の推進を図る。また、群馬大学としての安全体制・責任体制を明確にした管理・運用のシステムを構築する。 2) 各種事務の集中化・電算化を推進し、事務処理の簡素化及び迅速化を図る。 3) アドミッション・オフィス入試対応の広報活動の強化、学生・留学生支援体制の充実、就職支援体制の強化を図る。 4) 事務職員の専門性の向上を図る。
	(2) 複数大学による共同業務処理に関する目標 大学間共同業務処理の推進を図る。
	(3) 業務のアウトソーシング(外部委託)等に関する目標 事務組織の機能・編成の見直しによる業務の省略化とアウトソーシングの積極的活用を図る。

中期計画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由(計画の実施状況等)	ウェット	
		中 期	年 度		中 期	年 度
(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策【212】 1)-① 大学の将来計画を念頭におき、平成16年度に事務組織の機能・編成の見直し、重複する業務の簡略化等、組織を取りまく変化する体制に対応できる体制を整備する。	(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策【212】 1)-① 事務改善・合理化協議会を中心に事務組織の機能及び事務改善合理化方策等について必要な見直しを行う。	III		事務改善・合理化協議会の下、グループ制導入後1年間の運用状況を調査・検証し、業務マニュアルの整備、秘書グループと監査室の再編成及び総務グループの集約的再配置等の事項について、実施可能なものから着手することとした。また、17年度に策定した事務改善・合理化に関する実施計画を継続して実行した。		
		III		引き続き、グループ制による業務の効率化を推進した。また、諸規則、労働時間管理、会計処理、卒業要件の確認体制、入学試験の実施体制及び研究支援等の業務の内部監査を行い、総務、秘書、研究支援を担当する事務組織の再編及び会計諸規程の改正について検討し、22年4月から実施することとした。		
【213】 ② 人的財源を確保し、新規プロジェクト等に重点的に配備するなど、新たなニーズに対応するための人的財源を捻出する体制を整備する。	【213】 ② 学長裁量枠により人的資源を確保し、新規プロジェクト等に必要に応じて重点的に配備する。	III		学長裁量枠から、教員免許更新講習対応のために2名の職員を配置した。また、「重粒子線治療の効果的利用を目指した集学的治療法の開発に関する基礎的・臨床的研究の推進」、「診療体制の整備・充実及び臨床研究並びに先進医療の推進」及び「危機管理体制の整備」のために、所要の人員整備方策を検討した。		
		III		「重粒子線治療の効果的利用を目指した集学的治療法の開発に関する基礎的・臨床的研究の推進」のために4名の助教、「診療体制の整備・充実及び臨床研究並びに先進医療の推進」のために5名の教員及び「危機管理体制の整備」のために1名の専門職員の計10名の教職員を配置した。また、本学の運営上特に重要な業務や特定プロジェクトの遂行のため、特任教授2名を採用した。		
【214】 ③ 法人化後の諸課題を解決するため、機動的	(平成17年度計画実施済事項)	III		引き続き、17年度に再編した事務組織の円滑な運営を図った。		
				引き続き、17年度に再編した事務組織の円滑な運営を図るとともに、総務部		

<p>な大学運営を支援するシステムの構築を図る。</p>			<p>及び研究推進部の課の再編案を策定し、22年4月から実施することとした。</p>	
<p>【215】 2) 大学全体の基幹ネットワーク環境の整備、事務の情報化、学生の情報機器利用環境の整備、キャンパス間ネットワークを活用した事務文書の管理（平成16年度）、情報発信及び情報交換、ナレッジ・マネージメント（知識の共有による効率的な管理運営）の活用・整備等を積極的に進め、事務情報処理の簡素化・効率化・迅速化を図る体制を構築する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、業務・システム最適化計画に則り、「総合情報処理センター電子計算機システム」を「情報基盤システム」及び「図書情報システム」として分離調達し、4年間賃貸予算額の2%の節約が図れた。</p> <p>ユビキタスなICT環境の実現が期待できるVPN接続と最新規格の無線LANシステムの拡充整備を推進した。 また、荒牧地区に「光直収ネットワークシステム (FTTD)」を敷設し、高速で耐故障性の高いキャンパスネットワークを構築した。</p>	
<p>【216】 3) 事務職員の専門性の向上及び企画立案機能を強化するための制度(学内・学外・民間研修等)を導入し、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図る。</p>	<p>【216】 2) 事務職員の専門性の向上及び企画立案機能を強化するための制度(学内・学外・民間研修等)により、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図る。</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、学外研修へ積極的に参加させ、運営組織の効率化・合理化に向けた意識改革を図った。</p> <p>引き続き、人事院、国立大学協会、国立大学法人等情報化推進協議会、国立大学財務・経営センターなどの学外研修へ積極的に参加させ、運営組織の効率化・合理化に向けた意識改革をOJTの一環として推進した。 学内研修については、中期(年度)計画【196】の『判断理由(計画の実施状況等)』参照</p>	
<p>(2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策 【217】 複数大学によるテレビ会議システム等の設置を検討し、共同業務処理の導入を図る。</p>	<p>(2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策 (平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、複数大学の共同業務による国立大学法人等職員採用試験に参画し、この制度を活用した事務系職員採用に係る業務の効率化を図った。</p> <p>引き続き、複数大学の共同業務による国立大学法人等職員採用試験に参画し、この制度を活用した事務系職員採用に係る業務の効率化を図った。</p>	
<p>(3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 【218】 定型的な業務及び特に教務事務システム等の構築・一元化を図り、教育研究・事務の横断的な管理・運用体制を構築するとともに、アウトソーシングの推進を図る。</p>	<p>(3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 【218-1】 ① 定型的な業務についてはアウトソーシングの推進を図る。</p>	<p>III</p>	<p>1. 引き続き、職員の負担を軽減し、業務の効率化を図るため、事務改善・合理化協議会において、各部署の業務を点検・検証した結果、データ入力業務や病院関連業務などの定期的な業務について、アウトソーシングを実施した。 2. 19年度に構築した教務事務システム「学籍管理システム」により、学籍の管理・運用の効率化を図った。</p> <p>引き続き、職員の負担を軽減し、業務の効率化を図るため、事務改善・合理化協議会において、各部署の業務を点検・検証した結果に基づき、次の定型的な業務等について、アウトソーシングを実施した。 1. 学籍データ、教養教育の成績データ及び入学試験の出題・成績データなどの学務関連の入力業務 2. 年末調整(約2,800名分)及び住民税(約1,000名分)などの給与関連の入力業務 3. 授業評価(約40,000件)などの評価関連の入力・集計業務</p>	

	<p>【218-2】 ② 教務事務システムのデータの共有化を推進し、さらに管理・運用の効率化を図る。</p>	<p>III</p>	<p>4. 材料部の滅菌業務などの病院関連業務 教務事務システム「履修成績管理システム」に教員データの統一管理ルール導入の改善を行い、履修成績の管理・運用の効率化を図った。</p>		
			<p>ウェイト小計</p> <hr/> <p>ウェイト総計</p>		

[ウェイト付けの理由]

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

法人化後6年度目となる21年度においては、16～20年度に整備した体制等が機動的かつ戦略的に機能しているかの観点に基づき、点検・評価を行うとともに、学長のリーダーシップの下、次に掲げる業務運営の改善及び効率化を図った。

戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。

【平成16～20事業年度】

1. 企画立案体制の整備

(1) 役員懇談会の設置

法人運営の機動性・効率性を高めることを目的に設置した「役員懇談会」(16年度設置)を原則毎週開催し、学長のリーダーシップの下、法人運営上の諸課題に対して迅速かつ適切な意思決定を行った。また、監事の出席を求め、透明性・公正性を保った。

(2) 大学運営会議の設置並びに全学委員会の再編

17年度に13の主要全学委員会を整理統合して、学長、理事、部局長を構成員とする「大学運営会議」を設置し、各部局の活動との総合調整や業務運営の効率化を図った。役員懇談会と同様に、監事の出席を求め、透明性・公正性を保った。また、全学委員会を各理事の下に再編(70から58に減)し、教員の負担軽減を図った。

(3) 「室方式」への切替

16～19年度にかけて、法人運営の重要事項(大学評価、危機管理、広報戦略、研究戦略、知的財産戦略、地域連携推進、施設・環境推進、国際交流企画、情報化推進)について、合議制の委員会から担当理事を室長とする「室方式」へ順次移行させ、理事のリーダーシップが発揮しやすく、かつ、教員と事務系職員が一体となって取り組む体制を整備した。

2. 学長補佐体制の強化

(1) 理事業務分担の見直し

16年度に法人運営の主たる業務毎に最適者の理事を配置し、大学を巡る環境の変化に対応して、18年度に役割分担等の見直しを行った。

(2) 副学長及び学長特別補佐体制

① 学長補佐体制の強化を図るため、「企画・総務」、「研究・国際交流」、「総務・財務」、「財務企画」、「全学共通科目に関する事項」を担当する副学長5名を配置した。

② 「研究・産学連携戦略推進機構」(19年度設置)の機構長、副機構長並びに「情報化推進室」(19年度設置)のCIO、CIO補佐に最適者の理事をそれぞれ配置するなど、学長補佐体制のさらなる強化を図った。

【平成21事業年度】

1. 企画立案部門の活動状況等

引き続き、法人の意思決定過程を整理する観点から、「役員会」との重複審議を整理するため、「役員懇談会」を大学の管理運営全般に係る情報収集・整理を主任務とした「役員連絡会」に改組するとともに、重要懸案事項を事前に

整理して役員会審議の実質化を図るため、既設の「企画戦略会議」を毎週随時に開催することにより当面の重要懸案処理の迅速化を図った。また、役員会、役員連絡会には監事の出席を求め、透明性・公明性を確保した。

2. 理事業務分担の見直し

理事の業務の見直し及び整理統合を行い、4名の理事体制とし、大学運営の主たる業務(「企画・教学」、「研究・国際交流」、「総務・財務」及び「病院」)について、それぞれ担当毎に機動的かつ効率的な一元的処理体制を構築した。

法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。

【平成16～20事業年度】

1. 学長裁量経費

中期計画及び年度計画の確実な実施及び全学的な視点からの戦略的施策や教育研究プロジェクト等を推進する経費として、学長裁量経費を措置し、学長のリーダーシップの下、総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分を行った。

2. 部局長裁量経費

学長裁量経費から、学部等の戦略的な資源配分を支援する経費として、部局長裁量経費を配分した。また、受託研究等の間接経費の一部も本経費の財源とした。

3. 学長裁量人員枠

第10次定員削減計画を法人化後も計画どおり行ったものとして設けた「学長裁量枠」を確保し、「重粒子線照射施設設置」、「教養教育重点化」、「財務経営状況の点検・分析」、「情報基盤整備」、「国際交流事業」、「教員免許状更新講習対応」等のプロジェクトに対し、計23名(17年度3名、18年度12名、19年度6名、20年度2名)を重点的に配置した。

【平成21事業年度】

1. 学長裁量経費

学長裁量経費を340百万円措置し、次のとおり配分した。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費[99百万円]

- ① 学部の枠を越えた全学的視点に立った教育研究プロジェクト経費
- ② 教育研究国際化の推進経費
- ③ 「特色ある大学教育改革の支援」、「21世紀COEプログラム」、概算要求事項「特別教育研究経費」等への申請・支援経費
- ④ 若手研究者及び指導的研究者の研究活性化の推進経費

(2) 教育研究環境重点整備費 [209百万円]

教育研究及び学生支援に必要な共同利用設備、施設の整備等、教育研究環境の改善に要する経費

- (3) **大学改革等推進経費 [4百万円]**
大学改革等を推進する上で必要な評価システムの構築等経費
- (4) **社会貢献重点経費 [28百万円]**
学外の機関及び自治体等と連携した共同事業等の社会貢献に要する経費

2. 部局長裁量経費

引き続き、当初予算で学部等の戦略的な資源配分を支援する経費として、部局長裁量経費（50百万円、対前年度10百万円増）を配分した。また、受託研究等の間接経費の一部（234百万円、対前年度10百万円増）も、本経費の財源とした。

3. 学長裁量人員枠

- 引き続き「学長裁量枠」を確保し、次のとおり配置した。
- (1) 「重粒子線治療の効果的利用を目指した集学的治療法の開発に関する基礎的・臨床的研究の推進」 助教4名
 - (2) 「診療体制の整備・充実及び臨床研究並びに先進医療の推進」 教員5名
 - (3) 「運営上特に重要な業務や特定プロジェクトの遂行」 特任教授2名
 - (4) 「危機管理体制の整備」 専門職員1名

業務運営の効率化を図っているか。

**【平成16～20事業年度】
事務組織の再編・合理化等**

1. 研究推進部の設置

外部資金の獲得や産学連携事業の推進、情報基盤の整備やIT教育の充実、国際交流の発展等を戦略的に支援し、事務組織の一層の活性化を図るため、組織の再編により「研究推進部」を17年度に設置した。

2. グループ制の導入及び運用状況の調査・検証

事務改善・合理化協議会を中心に既存組織の機能の点検、事務処理の改善の着実な実施に取り組むとともに、人件費抑制や組織を取り巻く環境の変化に弾力的に対応するため、19年度に事務局及び学部の事務組織にグループ制を導入した。20年度には、グループ制導入後1年間の運用状況を調査・検証し、業務マニュアルの整備、秘書グループと監査室の再編成及び総務グループの集約的再配置等の事項について、実施可能なものから着手することとした。また、17年度に策定した「事務改善・合理化に関する実施計画」についても継続し、次の取組を行った。

- (1) 責任の明確化等を図るための会計関係規則の改正
- (2) 定期刊行物の購入数の削減
- (3) 整備業務等の複数年契約の実施

**【平成21事業年度】
事務組織の再編・合理化等**

引き続き、グループ制による業務の効率化を推進した。また、諸規則、労働時間管理、会計処理、卒業要件の確認体制、入学試験の実施体制及び研究支援

等の業務の内部監査を実施し、総務、秘書、研究支援を担当する各事務部門の再編及び会計諸規程の改正について検討し、22年4月から実施することとした。

収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

**【平成16～20事業年度】
収容定員の平均充足状況**

課程毎の収容定員の充足状況は、下表のとおりであり、収容定員を適切に充足した教育活動を行った。

課程	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	平均
学士課程	112.7%	113.3%	112.6%	111.8%	111.5%	112.4%
修士課程	123.6%	127.5%	129.9%	115.0%	109.3%	121.1%
博士課程	117.7%	107.2%	110.8%	116.8%	119.8%	114.4%
専門職学位課程					106.3%	106.3%

**【平成21事業年度】
収容定員の充足状況**

課程毎の収容定員の平均充足状況は、学士課程110.5%、修士課程117.9%、博士課程107.7%、専門職学位課程87.5%である。

専門職学位課程（教育学研究科教職リーダー専攻）の定員充足率が90%未満である主な理由は、20年度入学生17名の内から4名の退学者（内3名は、群馬県立学校教員選考試験合格に伴う退学。）が出たためである。

なお、21年度からは本学の要請により、本専攻合格者及び在学者で、群馬県立学校教員選考試験に合格した者に対しては、大学院修了時まで採用期日を延長可能とする措置が認められたため、定員充足の適正化が図られることとなった。

21年5月1日現在の在籍状況は、1年次15名、2年次13名の計28名である。

外部有識者の積極的活用を行っているか。

**【平成16～20事業年度】
1. 学外専門家の登用**

次のとおり学外専門家を採用した。

- (1) 民間手法を取り入れた財務経営状況の点検、分析、企画などの業務を担当する「財務調査役（常勤）」を民間金融機関から採用した。
- (2) 知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理及び活用のため、民間企業で研究室長や知的財産部長などの経験のある人材をマネージャーやコーディネータとして、特許事務所の弁理士を客員教授として採用した。
- (3) 本学の重点プロジェクトである重粒子線治療の普及に係る事業推進のため、証券会社で豊富な経験を持つ者を理事（学長特命事項）として登用した。
- (4) 民間企業に在職したまま本学の教職員として登用できるよう、就業規則を改正し、民間企業で技術本部長の者を群馬大学TL0長として採用した。

その他、顧問、病院長補佐などの学外専門家の参画を得て、業務運営の効率性・機動性を高めた。

2. 経営協議会の審議状況と運営への活用

16年度7回、17年度4回、18年度5回、19年度5回、20年度5回の会議を開催し、審議過程における外部委員などの意見を積極的に大学運営に反映させた。会議の運営については、役員会等関連会議との日程調整や審議事項の整理などを早期に行い、法人の意思決定に先だって経営協議会で十分に審議できるように配慮した。さらに、議題の他、会議資料を事前配付して、委員が提言しやすくするなどの措置により、審議の実質化を図った。また、法人経営の重要事項である概算要求については、経営協議会委員による学内ヒアリングを実施して外部委員からの意見を取り入れた。

【平成21事業年度】

1. 学外専門家の登用

引き続き、外部有識者をTL0長、財務調査役、知的財産関連のマネージャー・コーディネータ及び病院長補佐等に採用し、専門的な知識・技能を必要とする部署に配置した。

2. 経営協議会の審議状況と運営への活用

9回の会議（書面審議を含む。）を開催し、引き続き外部委員からの意見を大学運営に反映させた。
（反映事項）

「大学経営」、「重粒子線治療」、「男女共同参画」について

※ 詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料2-3参照

監査機能の充実が図られているか。

【平成16～20事業年度】

1. 監査室の機能強化

監事の下に事務局から独立した第三者機関として設置した監査室（専任の監査室長、専門職員で構成）において、監事監査を円滑に遂行させるため、監事に同行して状況調査を行うとともに、監事の指摘事項に係る法人の改善状況の把握に努めた。

2. 監事監査及び内部監査の実施状況

監事監査は、各部署における事業計画について、「中期目標・中期計画(P)」、「当該年度計画(P1)」、「当該年度成果(D1)」、「翌年度計画(P2)」として位置付け、「それぞれ段階でのチェック：内部監査(C)」と「必要に応じた見直し(A)」の運営手順（工程、プロセス）等のPDCAシステムが適宜機能しているかを観点に実施された。また、年間を通じたフロー方式による日常監査として、学内主要会議や定例的な業務について、逐次問題点をチェックし提言を行うとともに、「群馬大学監事監査実施基準」に基づく監査計画を年度当初に策定し、第1期として実地監査と決算監査を、第2期として第1期の監査結果を踏まえた実地監査を実施し、監査結果を報告書としてまとめ、学長あてに提出することによって、法人業務の改善に資した。特に17、18年度は、リスクマネジメント、19

年度は、大学・学部の将来構想、20年度は、地域貢献活動への取組の観点から、重点的に監査を実施した。なお、会計監査人の会計監査及び「群馬大学内部会計監査規程」及び「群馬大学内部会計監査計画」に基づく会計監査の結果は、監事に逐次報告するシステムとなっており、各監査の連携・調整が図られた。

3. 監事の提言に基づく主な改善事項

- (1) 学生に対するカウンセリング体制の充実
- (2) 教育学部附属学校の教員給与の改善
- (3) 社会情報学部における推薦入学志願者減少対策
- (4) 全教職員が情報を共有できるシステムの構築
- (5) 老朽化した校舎の改修整備
- (6) 地域連携による医師養成

【平成21事業年度】

1. 学内監査体制の整備充実

従来の監事監査（監事及び直属の監査室）に加えて、通常業務の全体にわたりきめ細やかな個別点検・改善を行うため、新たに「内部監査室」を設置し、相互に情報の共有を図りつつ緊密な連携がとれるよう監査体制を整備した。

2. 監事監査の実施状況

大学・学部の個性化特色化を重点事項とした監事監査が実施され、国際教育・研究センター等における基本計画の策定や個人情報管理について提言が行われた。提言に基づく具体的な改善事項の詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料3-2を参照。

男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。

【平成16～20事業年度】

1. 男女共同参画推進に向けた取組状況

教職員が仕事と子育てを両立することができるための支援を行い、働きやすい環境を作ることによって、全ての教職員がその能力を存分に発揮できるようにするため、次の取組を行った。

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく国立大学法人群馬大学行動計画の実施
- (2) 「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」の周知
- (3) 学外相談員による「ハラスメント・ホットライン」の周知
- (4) 女性学・ジェンダー研究関連科目による教育の実施

2. 女性教職員の採用・登用の促進に向けた取組状況

結婚や出産・育児等で一旦現場を離れた女性医師の再就職を支援するために「群馬大学医学部附属病院女性医師支援プログラム」を19年度から実施し、支援を行った。

3. 仕事と育児等の両立を支援し、女性教職員が活躍できる環境づくりに向けた取組状況

育児を行う教職員の継続的な雇用の促進を図ることを目的に、「育児短時間勤務制度」を設けるなど、育児休業制度の見直し・改善を行った。また、18年度に附属病院内に保育園を設置し、19年度から園児を受け入れた。

【平成21事業年度】

**1. 男女共同参画推進に向けた取組状況
「次世代育成支援対策推進法に基づく国立大学法人群馬大学行動計画」の推進**

「次世代育成支援対策推進法に基づく国立大学法人群馬大学行動計画」の第1期が21年度で終了するため、第1期行動計画の進捗状況を踏まえた第2期行動計画を策定し、22年度から実施することとした。

※ 詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料4-1参照

**2. 女性教職員の採用・登用の促進に向けた取組状況
医学部附属病院医療人能力開発センター「女性医師等教育・支援部門」の設置**

引き続き、「群馬大学医学部附属病院女性医師支援プログラム」を実施し、支援を行った。また、新たに、医学部附属病院医療人能力開発センター内に、上記プログラムの利用拡大、診療科や関連病院との連携による出産や育児後のサポート体制の構築などの女性医師支援を目的とした「女性医師等教育・支援部門」を設置した。

※ 詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料4-2、4-3参照

[参考]

「群馬大学医学部附属病院女性医師支援プログラム」参加者数

年 度	19年度	20年度	21年度
参加者数	5	7	10

3. 仕事と育児等の両立を支援し、女性教職員が活躍できる環境づくりに向けた取組状況

院内保育園の利用促進

引き続き、「育児短時間勤務制度」の実施や院内保育園の活用により、仕事と育児等の両立を支援し、女性教職員が活躍できる環境づくりを行った。

※ 詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料4-4参照

[参考]

院内保育園入園者数

年 度	19年度	20年度	21年度
入園者数	15	22	29

教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等が行われているか。

【平成16～20事業年度】

教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しについては、学長、理事のトッ

プダウンや各部局からのボトムアップの両面による問題提起に対して、毎年度、役員懇談会の重点審議事項として定め、全学的な視点から集中的に検討する機会を確保した。

組織編成・見直し等を行った教育研究組織

- ・ 重粒子線医学研究センターの設置（17年度）・総合情報メディアセンターの設置（17年度）
- ・ 社会情報学部の改組（18年度）
- ・ 大学院教育・学生支援機構の設置（18年度）
- ・ 大学院教育学研究科修士課程障害児教育専攻の設置（18年度）
- ・ 大学院医学系研究科修士課程生命医科学専攻の設置（19年度）
- ・ 工学部・工学研究科の改組・再編（19年度）
- ・ 生体調節研究所代謝シグナル研究展開センターの設置（19年度）
- ・ 研究・知的財産戦略本部と産学連携・先端研究推進機構を一体化した研究・産学連携戦略推進機構の設置（19年度）
- ・ 大学院教育学研究科修士課程教科教育実践専攻及び専門職学位課程教職リーダー専攻（教職大学院）の設置（20年度）
- ・ 国際教育・研究センターの設置（20年度）

【平成21事業年度】

「群馬大学重粒子線医学推進機構」の設置

重粒子線医学に係る研究、教育、治療等の進展及び円滑な運営に資することを目的に、重粒子線医学研究センター（既設置）と重粒子線医学センター（附属病院の診療部門：新設）の2センターから組織される「群馬大学重粒子線医学推進機構」を21年6月に設置した。

法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。

【平成16～20事業年度】

1. 学術研究推進戦略の策定

本学の学術研究に関する基本方針・戦略（人材・組織、研究資金、研究基盤）を定めた「学術研究推進戦略」を18年6月に策定して、学術研究を推進するとともに、研究設備等の基盤整備を研究戦略室が中心となって、マスタープランに従い計画的に行った。また、18、19年度の実績を踏まえて、「学術研究推進戦略」の内容の見直しを図り、19年6月、20年6月に改正を行った。

2. 研究グループ形成の促進

研究・知的財産戦略本部の研究戦略室において、中期計画で定めた重点8領域を中心に、部局内又は部局間にまたがる研究グループの形成を促進し、効率的にプロジェクト型研究を推進した。その結果、19年度にケイ素科学国際教育研究センターを設立したほか、グローバルCOE（19年度採択）を通じて国際的な教育研究拠点形成が順調に進展した。

【平成21事業年度】**学術研究推進戦略に基づく重点8領域のプロジェクト型研究の推進**

引き続き、18年度に策定した学術研究推進戦略に基づき、研究戦略室を中心に、重点8領域のプロジェクト型研究を推進した。その結果、文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」として「デジタルを活かすアナログナレッジ養成拠点」事業及び「多文化共生推進士養成ユニット」事業の2件が採択された。

従前の業務実績の評価について運営に活用しているか。

国立大学法人評価委員会による評価で課題とされた事項については、役員会等の諸会議で周知徹底を図り、改善に向けた早急な取組に着手するとともに、ホームページに評価結果を掲載し、教職員への意識の共有を図っている。また、確実な改善を図るため、「大学評価室」及び「部局評価委員会」等による改善状況の点検・評価を年2回実施している。

16～19年度評価において、課題とされた事項については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料12-1-1のとおり引き続き、法人運営に活用している。

20年度評価において、課題とされた事項については、次のように改善を行い、法人運営に活用している。

【平成21事業年度】**人事評価結果の活用について**

「人事評価結果を、給与制度等に活用する」については、教員評価では評価結果を勤勉手当にかかる成績優秀者選考の参考データとして活用しているが、職員評価では評価結果を給与制度等に活用するまでには至っていない。

上記の指摘を踏まえ、職員（事務系、技術系、医療系及び看護系職員）については、各職域毎の「人事評価結果の活用について」に基づき、人事異動を始め、昇任、昇格、勤勉手当等に適切に活用した。

※ 詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料12-1-2参照

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善
① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標 大型外部資金源として、21世紀COEプログラム、各省庁又は財団による提案公募型研究（例えば、科学技術振興事業団による戦略的創造研究推進事業など）、地域振興プロジェクト等に積極的に応募する。科学研究費補助金についても積極的に応募し、採択件数、採択配分額の増加を目指す。さらに、受託研究、奨学寄付金の増加に努めるとともに、財団助成への応募を促進し、研究費の増加を図る。先端科学分野におけるベンチャー事業、産学官連携による大型プロジェクト、学内諸施設開放、大学出版事業、公開講座の充実、附属病院経営等の幅広い自己収入の増加策を講じる。

中期計画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェット	
		中期	年度		中期	年度
【219】 1) 大型外部資金を募る体制を整え、外部資金の増加に努める。また、産学官連携による大型プロジェクトの推進を図る。	【219】 1) 研究・知的財産戦略本部を中核とする研究・産学官連携による大型プロジェクトの推進を図る。	III		引き続き、研究・産学連携戦略推進機構「研究・知的財産戦略本部」の研究戦略室において、部局内又は部局間にもたがる研究グループの形成を促進し、効率的なプロジェクト型の研究の推進を通して、大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図った。		
		III		引き続き、研究・産学連携戦略推進機構「研究・知的財産戦略本部」の研究戦略室において、部局内又は部局間にもたがる研究グループの形成を促進し、効率的なプロジェクト型の研究の推進を通して、大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図った。21年度は、重点8領域から、文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」として「デジタルを活かすアナログナレッジ養成拠点」事業及び「多文化共生推進土壌育成ユニット」事業の2件が採択された。		
【220】 2) 科学研究費補助金等の申請に関する講習会を開催し、各種情報提供と指導を行い、各種外部資金獲得に向けて積極的に支援する。	【220】 2) 科学研究費補助金等の申請に関する講習会の開催、学内ホームページによる情報提供と指導を行い、各種外部資金獲得に向けて積極的に支援する。	III		引き続き、公募関係の詳細な資料の作成及び教員個々への資料配付、各キャンパスにおける説明会の実施、公的外部資金情報のメール配信及び手続きの利便性を考慮した「科学研究費補助金の電子システム」、「申請期限」及び「各種団体の研究助成の募集要項」をホームページに掲載し、書式等のダウンロードを可能とするなど、外部資金獲得へ向けて積極的に支援した。		
		III		引き続き、公募関係の詳細な資料の作成及び教員個々への資料配付、各キャンパスにおける説明会の実施、公的外部資金情報のメール配信及び手続きの利便性を考慮した「科学研究費補助金の電子システム」、「申請期限」及び「各種団体の研究助成の募集要項」をホームページに掲載し、書式等のダウンロードを可能とするなど、外部資金獲得へ向けて積極的に支援した。また、公募情報の提供システムを見直し、メール配信による迅速な情報提供を行えるようにした。		
【221】 3) 地域共同研究センターの広報活動を強化し、受託研究費の増加を図る。また、ホームページ、各部局の企業懇談会等を通じて、教員の研究内容を地域企業にPRし、各種企業との適切な組み合わせを図る。	【221】 3) 共同研究イノベーションセンターの広報活動を強化し、受託研究費の増加を図る。また、ホームページ、広報誌、各部局の企業懇談会等を通じて、教員の研究内容を地域企業にPRし、各種企業との適切な組み合わせを図る。	III		引き続き、共同研究イノベーションセンターニュースやホームページを通じて、随時各種事業を照会するとともに、群馬産学官連携推進会議や群馬県等の自治体が開催する展示会に参画するなど、積極的な広報活動を行った。		
		III		引き続き、共同研究イノベーションセンターニュース、首都圏北部4大学連合ニュース及びホームページを通じて、随時各種事業を照会するとともに、首都圏北部4大学連合で発行しているシーズ集"4U"を作成して地域企業に配布し、群馬産学官連携推進会議や群馬県等の自治体が開催する展示会に参画するなど、積極的な広報活動を行った。この結果、受託研究費は対前年度比2億円増加した。		

	せを図る。				
【222】 4) 先端科学分野でのベンチャー事業立ち上げ支援のために、共同研究スペース等、学内施設を開放し、起業家育成を図る。ベンチャー事業育成に資するためのマニュアルを平成19年度までに作成する。		III	1. 引き続き、研究・産学連携戦略推進機構「産学連携・先端研究推進本部」のインキュベーションセンター研究スペース（創造開発室）において、9テーマが大学における研究シーズの実用化に向けて研究を推進した。 2. 引き続き、起業塾を開催した（3日間 参加者22名）。		
	【222-1】 4)-① 共同研究スペース等、学内施設を開放し、先端科学分野でのベンチャー事業立ち上げを支援する。	III	引き続き、研究・産学連携戦略推進機構「産学連携・先端研究推進本部」のインキュベーションセンター研究スペース（創造開発室）において、9テーマの研究を推進し、ベンチャー事業への立ち上げ支援を行った。		
	【222-2】 ② 地域・学生向けの起業塾を開催する。	III	地域・学生向けの起業塾を開催（4日間 参加者15名）して、ベンチャー企業の立ち上げを支援した。21年度からは、「事業計画書作成の実習」をカリキュラムに盛り込むなど、より実践的な内容に一新した。		
【223】 5) 地域共同研究センターその他の学内諸施設をベンチャー企業に開放し、新産業の創出とともに、自己収入の増加を図る。そのために学内諸施設の再編統合を図り、ベンチャー企業が利用しやすい条件を整備する。		III	1. 起業塾を開催し、インキュベーションセンター内から、ベンチャー事業の立ち上げを支援した。 2. 研究・産学連携戦略推進機構が保有する分析装置を開放し、民間機関等から「依頼分析」を受託している。		
	【223】 5) 共同研究イノベーションセンターその他の学内諸施設をベンチャー企業に開放し、新産業の創出とともに、自己収入の増加を図る。	III	1. 引き続き、共同研究イノベーションセンターによる起業塾の開催並びにインキュベーションセンター研究スペース（創造開発室）の開放による研究シーズの実用化に向けての研究推進などを行った。 2. 引き続き、自己収入の増加に資するため、研究・産学連携戦略推進機構が保有する分析装置を開放し、民間機関等から「依頼分析」（259千円）を受託した。		
【224】 6) 公開講座や技術研修の充実、研修施設の有効活用等により、自己収入の増加に努める。		III	公開講座のホームページ公開（本学及び群馬県）、公共の機関紙等への掲載、ちらし・ポスターの配布、マスコミ等を通じた広報等、各種広報活動を行い、各地区において公開講座を実施、自己収入の増加に努めた。		
	【224】 6) 公開講座等の充実、研修施設の有効活用等により、自己収入の増加に努める。	III	公開講座のホームページ公開（本学及び群馬県）、公共の機関紙等への掲載、ちらし・ポスターの配布、マスコミ等を通じた広報等、各種広報活動を行い、各地区において公開講座を実施、自己収入の増加に努めた（940千円）。		
【225】 7) 附属病院の経営改革を行い、効率的な運営を通じて、病院収入の増加に努める。		III	民間コンサルタント会社と医用材料等契約支援業務の包括契約を締結するなど、コスト削減に積極的に取り組み、約2億円の経費削減を達成するなど効率的な運営を行った。		
	【225】 7) 附属病院の経営方針に基づく効率的な運営を通じて、病院収入の増加に努める。	III	民間コンサルタント会社と医用材料等契約支援業務及び関連コンサルティング業務を委託するなど、コスト削減に積極的に取り組み、約2.9億円の経費削減を達成するなど効率的な運営を行った。 また、21年度はICUの増床などにより、前年度を9.8億円上回る192.7億円となり、過去最高の稼働額を達成した。		
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標
 1) 管理的経費の使用状況を公開し、その評価点検により効率化を図りながら全体の管理的経費を抑制する。
 2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

中期計画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由(計画の実施状況等)	ウェット	
		中期	年度		中期	年度
【226】 1)-① 平成16年度から電気・ガス等のエネルギー使用の管理を行うための組織の設置を検討し、省エネ、省コスト対策、プリメンテナンスに関わる対策を練る。		III		1. 施設・環境推進室において、「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」に基づき、団地別・部局別の毎月の光熱費と使用量を大学運営会議に報告するとともに、ホームページに公表することにより部局毎の負担額を明確にし、エネルギー使用の合理化を促した。また、荒牧地区の各部局における電力使用量をWeb上で確認できるようにすることにより、デマンド監視を強化し、契約電力の抑制を図った。 2. 省エネ及び温室効果ガス排出抑制のため、桐生地区に続き荒牧地区においても、個別空調化を実施した。		
	【226】 1)-① 「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」に基づき、エネルギー使用の合理化を推進する。	III		引き続き、施設・環境推進室において、「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」に基づき、団地別・部局別の毎月の光熱費と使用量を諸会議に報告するとともに、ホームページに公表することにより、エネルギー使用の合理化を促した。また、Web上で電力使用量を監視するシステムを新たに桐生キャンパスにも導入するとともに、電力警報を教職員に連絡することにより契約電力の超過抑制を図った。		
【227】 ② 全学の各施設について、利用状況を評価するシステムを整備し、その有効利用を図る。		III		施設・環境推進室において、「群馬大学の施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、空室並びに使用期限が終了する共用研究スペースについて再公募を行い有効活用を図るとともに、施設情報管理システムを活用した施設実態調査図を全学に公表し、施設の維持管理用資料作成業務の効率化を図った。		
	【227】 ② 施設・環境推進室において、共用研究スペースの利用状況の点検評価を行い施設の有効活用を図る。	III		施設・環境推進室において、「群馬大学の施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、桐生地区1号館に共用研究スペース119㎡を確保した。また、空室の共用研究スペースに対し使用者の再公募を行い有効活用を図った。 さらに、施設の有効活用を推進するため、桐生地区等において、情報管理システム(NetFM)を活用した施設の使用実態調査を実施するための新たな仕組みを構築した。		
【228】 ③ 人的資源の効果的運用について評価方式を導入し、人件費抑制と効率的配分を図る。		III		引き続き、役員会において、人員削減計画の厳密な管理を行うとともに、退職教員の後任補充についても、当該部局等の業務運営・教育改革等の状況を厳格に評価・検証した上でその可否を判断し、必要により一定期間の人事凍結等の措置を講ずるなど人件費の効果的運用を行った。		
	【228】 ③ 人的資源の効果的運用について評価方式により、人件費抑制	III		引き続き、役員会において、人員削減計画の厳密な管理を行うとともに、退職教員の後任補充についても、当該部局等の業務運営・教育改革等の状況を厳格に評価・検証した上でその可否を判断し、必要により一定期間の人事凍結等		

	と効率的配分を図る。		の措置を講ずるなど人件費の効果的運用を行った。		
【229】 2) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。		III	引き続き、17年度に役員会決定した「運営費交付金の削減(効率化△1%)への対処方策について」の諸方策に定める人員削減計画の実施と教職員の欠員補充への慎重な対応により、20年度においても、総人件費改革(18~22年度の間に5%の人件費削減)に基づき中期計画に掲げた人件費1%減を達成した。		
	【229】 2) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。	III	引き続き、17年度に役員会決定した「運営費交付金の削減(効率化△1%)への対処方策について」の諸方策に定める人員削減計画の実施と教職員の欠員補充への慎重な対応により、21年度においても、総人件費改革(18~22年度の間に5%の人件費削減)に基づき中期計画に掲げた人件費1%減を達成した。		
			ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標 施設、土地等の資産について、効果的・効率的に使用する体制を整備し、財源の確保に努める。また、知的財産を適切に管理し、その有効活用を図る。

中期計画	年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェット	
		中期	年度		中期	年度
【230】 1) プロジェクト研究等の共用研究スペースの有効利用を促進する等、効果的かつ効率的な施設利用を図るとともに、施設の維持保全のために安定した財源確保に努める。	【230】 1) 施設・環境推進室の下で効率的な施設利用を図り、計画的な維持保全に努める。	III	/	1. 施設・環境推進室において、「群馬大学の施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、空室並びに使用期限が終了する共用研究スペースについて再公募を行い有効活用を図った。 2. 施設・環境推進室において、教育研究環境重点経費（設備）を確保するとともに、共用研究スペース課金を聴取し、安定した財源確保に努め、施設の計画的な維持保全を推進した。	/	/
		III	/	1. 施設・環境推進室において、「群馬大学の施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、桐生地区1号館に共用研究スペース119㎡を確保した。また、空室の共用研究スペースに対し使用者の再公募を行い有効活用を図った。 2. 施設・環境推進室において、教育研究環境重点経費を確保するとともに、共用研究スペース課金により730万円（20年度700万円）を徴収し、安定した財源確保に努め、施設の計画的な維持保全を推進した。	/	/
【231】 2) 平成16年度に知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理並びに活用のための体制を整備し、積極的な情報発信を行い、その有効な運用を図る。	【231】 2) 知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理並びに活用のための体制を充実し、積極的な情報発信を行い、その有効な運用を図る。	III	/	19年度に設置した群馬大学TLOを中心に、新技術説明会等を開催し、本学が所有する特許をベースとした企業との共同研究を奨励することによって、前年度に比べ、特許実施料等収入が3.4倍の6,418千円、特許に基づく共同研究収入が3.2倍の96,045千円と大幅な収入増となった。	/	/
		III	/	引き続き、群馬大学TLOを中心に、新技術説明会の開催や、「群馬大学開放特許一覧」による研究シーズの発掘並びに周知するとともに、本学が所有する特許をベースとした企業との共同研究を奨励することによって、前年度と比べ、特許実施件数については4件増（10→14件）、収入では105千円増（6,418→6,523千円）、特許に基づく共同研究等件数については25件増（13→38件）、収入では143,276千円増（96,045→239,321千円）が図られた。	/	/
【232】 3) 平成16年度に全学的見地から施設管理の基本方針を決定するシステムを構築する。施設計画、管理等に関する課題については、長期的戦略のもとに具体的対策を講ずる。	【232】 3) 施設計画、管理等に関する課題については、全学的見地から「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」等に基づき、長期的戦略のもとに具体的対策を講ずる。	III	/	「群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、重粒子線照射施設の整備、附属図書館の改修整備等を行った。	/	/
		III	/	「群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、附属小学校・特別支援学校校舎、教養教育GC棟、昭和地区共用施設棟、工学部1号館の改修整備を行った。	/	/
【233】	/	III	/	空室並びに共同研究の推進が見受けられず使用中止を通知した共用研究スペース	/	/

<p>4) 高度化・多様化する教育研究に対応するため、学的見地に立った施設使用面積並びに諸室の配分及び配置の見直しを行い、教育研究スペースを競争原理に基づいて重点的に貸与する。貸与に当たっては、スペース回収を容易にするため、スペース課金システムを導入する。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>ースに対し、新たに使用者の再公募を行うなどスペース課金制度の拡大を図った。また、競争的共用研究スペースから、700万円のスペース課金を徴収した。</p> <p>空室の共用研究スペースに対し使用者の再公募を行うとともに、競争的共用研究スペースから730万円のスペース課金を徴収した。</p>
<p>【234】 5) 自己点検・評価の一環として、全学施設への立ち入り調査を実施し、改善策を提言する。全学講義室・ゼミ室・実験室等の実態を把握し、コンピュータ・システム管理を行い、学内へ公表を行う。また、講義室等は、Web上で使用申し込みを行い、有効活用を図る。</p>	<p>【234】 4) 施設等への立ち入り調査を実施し、改善策を提言する。講義室等については、Web上で使用申し込みを行うなど一括管理を行い、有効活用を図る。</p>	<p>III</p>	<p>「群馬大学の施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、全学の共用研究スペースについて、使用者に使用状況の自己点検を実施させ、点検報告に応じて確認調査を行い改善通知を発して有効活用を図った。また、施設情報管理を利用した講義室等の管理について、Web上で使用申込等の一括管理を行い、施設の有効活用を図った。</p> <p>1. 施設使用状況の確認のため、荒牧・昭和・桐生地区校舎、附属病院設備等の点検調査を行い、調査結果に基づき、不適切な使用形態に対して改善通知を発して管理充実を図った。 2. 引き続き、施設情報管理を利用した講義室等の管理について、Web上で使用申込等の一括管理を行い、施設の有効活用を図った。</p>
			<p>ウェイト小計</p> <hr/> <p>ウェイト総計</p>

[ウェイト付けの理由]

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

財務内容の改善・充実が図られているか。**【平成16～20事業年度】****1. 経費の効率的な使用を図るための予算配分方針の策定**

16年度から、年度計画に基づき、予算、収支計画及び資金計画を連動させ、4半期毎の収入目標額を設定し、収入予算と支出予算を一体的に運用することを配分の基本として予算配分方針を策定した。また、総人件費改革・効率化を踏まえた人員管理計画に基づく人件費所要額の計上、教育研究基盤経費と運営経費の見直し、部長裁量経費の措置等、法人化のメリットを活かすとともに、事業内容との整合性を確保した予算配分を行った。

2. 経費の削減に向けた取組**(1) 光熱水料の節減に向けた取組**

「群馬大学環境方針」(16年5月策定)に沿って、各地区において策定した「エネルギー削減に向けての行動計画」に基づき、次のとおり省エネルギーの推進を図った。

- ① 16年度から引き続き、4半期毎のエネルギー使用量を諸会議に報告するとともにホームページに公表し、併せて、省エネルギーの協力要請を行い、教職員の意識改革を図った。
- ② 毎年度、エネルギー使用量がピークを迎える時期に、省エネパトロールを行いエネルギー削減に向けての行動計画の実施状況を点検し、エネルギー使用の合理化を図った。
- ③ 16年度に制度化した受益者負担制度に基づき、具体の負担費用を各部局に示し、エネルギー使用の合理化を図った。
- ④ 昭和地区では、第一種、桐生地区では、第二種エネルギー管理指定工場の管理標準を18年度に策定した。
- ⑤ 荒牧地区では、環境ISO(19年1月20日取得)の基準を維持し、エネルギー削減を行った。
- ⑥ 「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」に基づき、団地別・部局別の毎月の光熱費と使用量を諸会議に報告するとともに、ホームページに公表することにより、部局毎の負担額を明確にし、エネルギー使用の合理化を図った。
- ⑦ 暖房等の省エネ、業務委託費削減及び温室効果ガス排出抑制のため、桐生地区に続き荒牧地区においても、中央式ボイラから個別空調化を実施した。
- ⑧ 荒牧地区の各部局における電力使用量をWeb上で確認できるようにすることにより、デマンド監視を強化し、契約電力の抑制を図った。

(2) 経費節減に向けた効果的な予算配分

「群馬大学の予算の配分方針」に基づき、一般管理経費、光熱水料等経費、業務委託・保守等経費については、前年度積算額に対して、節約率△2%を設定し、経費の削減を図った。

(3) 附属病院での取組

民間コンサルタント会社と医用材料等契約支援業務の包括契約を締結するなど、コスト削減に積極的に取組み、約2億円の経費削減を達成した。

3. 自己収入の増加に向けた取組**(1) 外部資金獲得への取組****① 大型外部資金を導入しやすい体制の構築**

研究・知的財産戦略本部の「研究戦略室」において、部局内又は部局間にまたがる研究グループの形成を促進し、効率的なプロジェクト型研究の推進を通して、大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図ることとした。

これまで、中期計画で定めた重点8領域の内、「生体情報の受容伝達と機能発現」(14年度採択)と「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」(16年度採択)の2つの拠点計画が21世紀COEプログラムとして採択され、それぞれが中間評価でA評価を得た。また、前者については、19年度の事後評価においても、期待どおりの成果があったとの評価を受けた。さらに、「生体情報の受容伝達と機能発現」において形成された研究拠点を発展させ、秋田大学との大学連携による教育研究拠点計画「生体調節シグナルの統合的研究」が19年度グローバルCOEプログラムに採択された。

② 科学研究費補助金取得への取組

ア 16年度から引き続き、詳細な科学研究費補助金の公募関係資料を作成し、教員個人に配付するとともに、各キャンパスにおいて説明会を実施した。

イ 手続きの利便性を考慮し、「科学研究費補助金の電子システム」及び「提出期限」をホームページに掲載し、書式等のダウンロードを可能とした。

ウ 申請率を向上させるため、18年度から「国立大学法人群馬大学の予算配分方針」に基づき、科学研究費補助金の応募を行わなかった研究者の研究費について、配分単価の20%を減額した。なお、配分減によって生じた経費は若手研究者のための経費財源の一部とした。

エ 若手研究者が行う研究で、今後の発展が期待できる研究を対象に、学長裁量経費「若手研究者等の研究活性化の推進経費」を設け、採択された教員には、次年度科学研究費補助金への応募を義務付けた。

③ その他の外部資金取得への取組

ア 他省庁、外部団体、助成団体等の各種研究助成の募集要項をホームページに掲載するとともに、要項の写しを毎月取りまとめ、部局に送付し周知を図った。

イ これまでの申請状況を踏まえ、関係部局等にきめ細かな情報提供を行った。

ウ 国の機関の助成公募担当者を招き、募集要項等についての説明会を開催した。

エ 学長裁量経費「部局長裁量経費」の他、受託研究等の間接経費の一部についても部局長の裁量により執行できることとし、外部資金獲得の促進を図った。

(2) 知的財産活用への取組

- ① 15年度に文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」に採択され、研究・知的財産戦略本部が設置された。この活動により、学内の知的財産活動が活性化され、特許出願が急増し、共同研究金額も順調に増加した。この事業が19年度で終了することに伴い、その中で培ってきた大学の知的財産活用に関するノウハウと育成された人材を継承するため、19年12月に群馬大学TL0を設置し、文部科学省、経済産業省から内部TL0としての承認を受け、今後5年間にわたる財政支援を受けることになった
- ② 群馬大学研究・知的財産本部の「知的財産戦略室」の技術マネジメントグループの活動により、18年度の特許実施許諾契約を3件締結するとともに、特許の権利譲渡契約を3件締結し、ロイヤリティー収入を得た。
- ③ 群馬大学TL0を中心に、新技術説明会等を開催し、本学の持つ特許をベースとした企業との共同研究を奨励することによって、特許実施料等収入及び特許に基づく共同研究等収入の大幅な増加につながった。

4. 資金の運用に向けた取組

資金運用について、文部科学大臣の指定する有価証券が示されたことにより、従来からの地方債に加え、寄付金を財源に金融債(6億円)を取得、また、資金管理の徹底により短期運用を充実させ約25,000千円の増収を図り、学長裁量経費として教育研究施設・設備の整備のための予算の一部とした。

【平成21事業年度】

1. 経費の効率的な使用を図るための予算配分方針の策定

引き続き、年度計画に基づき、予算、収支計画及び資金計画を連動させ、四半期毎の収入目標額を設定し、収入予算と支出予算を一体的に運用することを配分の基本方針として予算配分方針を策定し、事業内容との整合性を確保した予算配分を行った。

2. 経費の削減に向けた取組

(1) 光熱水料の節減に向けた取組

引き続き、「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」に基づき、団地別・部局別の毎月の光熱費と使用量を諸会議に報告するとともに、ホームページに公表することにより、部局毎の負担額を明確にし、エネルギー使用の合理化を図った。また、Web上で電力使用量を監視するシステムを新たに桐生キャンパスにも導入するとともに、電力警報を教職員に連絡することにより契約電力の超過抑制を図った。

(2) 経費節減に向けた効果的な予算配分

引き続き、「群馬大学の予算の配分方針」に基づき、一般管理経費、光

熱水料等経費、業務委託・保守等経費については、前年度積算額に対して、節約率△2%を設定し、経費の削減を図った。

(3) 附属病院での取組

民間コンサルタント会社と医用材料等契約支援業務及び関連コンサルティング業務を委託するなど、コスト削減に積極的に取組み、約2.9億円の経費削減を達成するなど効率的な運営を行った。

また、21年度はICUの増床などにより過去最高の稼動額を達成した。

3. 自己収入の増加に向けた取組

(1) 外部資金獲得への取組

① 大型外部資金を導入しやすい体制の構築

引き続き、研究・知的財産戦略本部の「研究戦略室」において、部局内又は部局間にまたがる研究グループの形成を促進し、効率的なプロジェクト型研究の推進を通して、大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図ることとした。平成21年度は、中期計画で定めた重点8領域のうち、文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」として「デジタルを活かすアナログナレッジ養成拠点」事業及び「多文化共生推進士養成ユニット」事業の2件が採択された。

② 科学研究費補助金取得への取組

引き続き、申請率を向上させるため、各キャンパスでの説明会等の実施や同補助金への応募を行わなかった研究者に対する研究費配分単価の減額措置などを行った。

③ その他の外部資金取得への取組

部局長裁量経費を50百万円(対前年度10百万円増)措置した他、受託研究等の間接経費の一部234百万円(対前年度10百万円増)についても部局長の裁量により執行できることとし、外部資金獲得の促進を図った。

[参考]

部局長裁量経費として措置した受託研究等の間接経費(金額:百万円)

年 度	20年度	21年度
金 額	224	234

(2) 知的財産活用への取組

引き続き、群馬大学TL0を中心に、新技術説明会等を開催し、本学の持つ特許をベースとした企業との共同研究を奨励することによって、下表のとおり特許実施料等収入、共同研究等収入が増加した。

① 特許実施料等収入(実施件数:件、実施料等:千円)

年 度	20年度	21年度
実施件数	10	14(4)
実施料等	6,418	6,523(105)

() 書きは、前年度との増減を示す。

② 特許に基づく共同研究等収入（件数：件、金額：千円）

年 度	20年度	21年度
件 数	13	38(25)
金 額	96,045	239,321(143,276)

() 書きは、前年度との増減を示す。

4. 資金の運用に向けた取組

引き続き、寄附金を財源に金融債（13.93億円）を取得したほか、資金管理の徹底により短期運用を充実させ約3,000千円の増収を図り、学長裁量経費として教育研究施設・設備の整備のための予算の一部とした。

※ 詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料7-1参照

人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。

【平成16～20事業年度】

16、17年度に全学のカリキュラムの見直しを行い、非常勤講師手当の抑制（11%）を図った。

17年度に役員会決定した「運営費交付金の削減（効率化△1%）への対処方策について」の諸方策に定める人員削減計画の実施と教職員の欠員補充への慎重な対応により、総人件費改革（18～22年度の間に5%の人件費削減）に基づき中期計画に掲げた人件費1%減を達成した。

また、役員会において、17年度に策定した向こう5年間の人員削減計画の厳密な管理を行うとともに、退職教員の後任補充についても、当該部局等の業務運営・教育改革等の状況を厳格に評価・検証した上でその可否を判断し、一定期間の人事凍結等の措置を講ずるなど人件費の効果的運用を行った。

【平成21事業年度】

引き続き、17年度に役員会決定した「運営費交付金の削減（効率化△1%）への対処方策について」の諸方策に定める人員削減計画の実施と教職員の欠員補充への慎重な対応により、21年度についても、総人件費改革（18～22年度の間に5%の人件費削減）に基づき中期計画に掲げた人件費1%減を達成した。

また、役員会において、引き続き人員削減計画の厳密な管理を行い、人件費の効果的運用を図った。

項目別の状況

I (3) 業務運営・財務内容等の状況
 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
 ① 評価の充実に係る目標

中期目標 自己点検・評価、外部評価を厳正に実施し、評価結果を公表し大学としての社会に対する説明責任を果たすとともに、第三者評価結果を大学運営の改善に役立てるよう努める。また、学内の評価組織のあり方を検討し、効果的な自己点検・評価が行われる制度を確立する。

中期計画	平成21年度計画	進捗状況 中期 年度	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
				中期	年度
【235】 1) 各部署毎に自己点検・評価を定期的に実施するとともに、外部評価・第三者評価を積極的に受け、そのための効率的なシステムの整備を行う。	【235-1】 1)-① 大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審する。 【235-2】 ② 平成22年度に実施する教員評価について、前回の教員評価の結果に基づき、検証を行い、指針等を策定する。	III	大学評価室を中心に、各部署毎に中期目標・中期計画及び20年度計画、21年度に受審する認証評価の観点及び年2回の授業評価の自己点検・評価を実施した。また、教職員人事制度検討部会を中心に人事評価を実施した。		
		III	大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、「大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」と評価された。		
		III	19年度に実施した教員評価の検証結果に基づき、教員評価実施専門部会において、評価指針や評価項目等の改訂を行った。		
【236】 2) 平成16年度から教育に関する授業評価を一層充実させ、授業方法改善研究会の活動を積極的に推進し、評価結果が確実に授業の改善に反映するよう努める。	【236】 2) 教育に関する授業評価を一層充実させるため大学評価室や教育方法画部会の活動を積極的に推進し、評価結果が確実に授業の改善に反映するよう努める。	III	学生の自主性を尊重した授業評価（年2回）により、教員個々に対する学生の意見を含む評価結果のフィードバック、授業方法改善関連委員会などにおける評価の組織的検証、評価結果に基づく学生代表と教員による授業方法改善のための懇談会などを行い、評価結果を確実に授業改善に反映させた。また、全学的なベストティーチャー表彰制度により、授業評価結果等に基づき選考した。被表彰者による公開授業の実施並びに被表彰者に対し学長裁量経費により教育研究資金の配分を行った。		
		III	引き続き、学生の自主性を尊重した授業評価（教養教育科目、専門教育科目、大学院科目）延べ1,644科目について、約43,000通のアンケートの集計結果に基づき、教員個々に対する学生の意見を含む評価結果のフィードバック、授業方法改善関連委員会などにおける評価の組織的検証、評価結果に基づく学生代表と教員による授業方法改善のための懇談会などを行い、評価結果を確実に授業改善に反映させた。また、全学的なベストティーチャー表彰制度により、授業評価結果等に基づき選考した。被表彰者による公開授業の実施並びに被表彰者に対し学長裁量経費により教育研究資金の配分を行った。		
【237】 3) 平成18年度～19年度を目途に教育研究業績、社会貢献活動等につき、各教員についても適正な評価を行う。	(平成19年度計画実施済事項)	III	中期（年度）計画【174】及び【235-2】の『判断理由（計画の実施状況等）』参照		
		III	中期（年度）計画【174】及び【235-2】の『判断理由（計画の実施状況等）』参照		

<p>【238】 4) 各界各層の学外有識者等から多様な意見・指摘等を建設的に取り入れていくよう努める。</p>		III	<p>卒業生等が就労している学校・企業等、卒業生等へのアンケートを実施し、その結果を本学の運営改善に積極的に反映させるとともに、工学部においては、自治体・産業界・教育機関・報道機関から選出した委員から構成する「地域貢献諮問委員会」を、多分化共生の取組においては、自治体、産業界、NPO法人、外国人住民などが参画する「地域協働ネットワーク」により多様な意見等を建設的に取り入れ、積極的に改善に生かした。</p>	
	<p>【238】 3) 各界各層の学外有識者等に意見を求め、積極的に改善に生かす。</p>	III	<p>引き続き、上記の取組を実施するとともに、20年度に設置した教育学研究科教職リーダー専攻では、群馬県教育委員会、市町村教育委員会及び実習協力校の教育関係者から構成する「連携協議会」等において、教育課程・教育内容についての意見を取り入れ、22年度以降の課題発見実習について、校種の絞り込みと校種での実習期間の長期化を行うこととした。</p>	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
 ② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標 本学における教育研究組織及び運営等に関する情報を積極的かつ効果的に学内外に発信し、広く双方向的情報機能を備えたシステムを開発し発展させるとともに、情報提供に当たっては、利用者の立場に立った分かりやすい内容及び方法について工夫する。

中期計画	年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェット	
		中期	年度		中期	年度
【239】 1) 利用者の立場に立った分かりやすい大学情報を積極的かつ適切に提供するため、新たな広報紙の発刊(年2回)を検討する。	【239】 1) 大学広報誌を定期的に発行して大学情報を学外に積極的に発信する。	III	/	引き続き、大学情報誌「GU' DAY (グッディ)」を年2回発刊し、大学情報を積極的かつ適切に提供した。		/
		III	/	引き続き、大学情報誌「GU' DAY (グッディ)」を年2回発刊し、大学情報を積極的かつ適切に提供した。		/
【240】 2) 組織的に情報公開に対する意識の高揚を図るとともに、積極的に情報公開に務める。	【240】 2) 組織的に情報公開に対する意識の高揚を図るとともに、積極的に情報公開に務める。	III	/	引き続き、ホームページ上に情報公開案内を掲載するとともに、法人文書管理システムへのアクセスを可能とするなど、積極的に情報公開に努めた。		/
		III	/	引き続き、ホームページ上に情報公開案内を掲載するとともに、法人文書管理システムへのアクセスを可能とするなど、積極的に情報公開に努めた。		/
【241】 3) ホームページ、電子ジャーナル等、高度情報社会に対応した情報発信・受信システムを、総合メディアセンター（仮称）等との連携・支援の下に拡大充実させていく。平成16年度から学内研究紀要等の電子化を推進し、学外からのアクセスを通じて、本学研究情報を公開する。	(平成19年度計画実施済事項)	III	/	総合情報メディアセンターを中心に機関リポジトリの登録コンテンツ並びに電子ジャーナルの拡充を図った。		/
				引き続き、総合情報メディアセンターを中心に機関リポジトリの登録コンテンツ並びに電子ジャーナルの拡充を図った。この結果、群馬大学学術情報リポジトリ(GAIR)の登録状況として、登録件数は458件増えて、延べ3,900件となり、総アクセス数の月平均 19,580件、論文表示数の月平均 13,872件となった。また、「群馬大学学報」の電子化も実施した。		
【242】 4) 平成16年度から記者、企業、地域住民懇談会を開催し、一般市民、地域社会各層の声を的確に反映させる双方向的システムを開発し、発展させていく。	【242】 3) 企業関係者、マスコミ関係者等との懇談会を開催し、地域社会各層の声を本学の諸活動に適切に反映させる。	III	/	引き続き、企業懇談会、企業人事担当者・高等学校進路指導教員との懇談会、報道関係者との定期懇談会、地域貢献諮問委員会の開催を定期的に行い、地域社会各層の声を適切に反映させた。		/
		III	/	引き続き、企業懇談会、企業人事担当者・高等学校進路指導教員との懇談会、報道関係者との定期懇談会、地域貢献諮問委員会の開催を定期的に行い、地域社会各層の声を適切に反映させた。特に、地域貢献諮問委員会では、科学に関する啓発活動を持続的に展開するために設置している「工学クラブ」について、会員になることができる対象地域を桐生地区及び近県から全県に拡大させるなど、委員の声を諸活動に反映させた。		/

ウェイト小計

ウェイト総計

[ウェイト付けの理由]

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。

IT等の有効活用等による中期計画・年度計画の進捗状況管理等自己点検・評価の作業の効率化に向けた取組

【平成16～20事業年度】

1. 中期計画・年度計画の自己点検・評価

大学評価の専用ホームページを19年5月に開設し、年2回実施している中期計画・年度計画の自己点検・評価作業について、調査様式を掲載し調査を依頼するとともに評価結果を適時掲載し、中期計画・年度計画の進捗状況管理などの作業の効率化を図った。特に、評価結果については、役員会等で報告するとともに、速やかに公表し、学内各関係部署への周知徹底を図り、具体的指摘事項への早期対応等に活用した。

2. 教員評価

「教員評価システム検討WG」において、17年度に策定した「評価指針」等に基づき、18年度に全部局の教員を対象に教員評価（試行）を実施し、評価結果の一部を前述の大学評価専用ホームページを通じて学内外に公表した。

また、19年度の本評価実施に向けて、試行結果の問題点を「教員評価システム検討WG」並びに「部局評価委員会」を中心に綿密に検討し、問題点の解消を図り、本評価基準等の調整を行うとともに、「群馬大学大学情報データベース」を構築し、これを教員評価に利用するための方策を検討した。さらに、評価結果を給与制度に反映させることについて、教職員評価・人事制度検討部会において検討した。

19年度は、「教員評価実施専門部会（教員評価システム検討WGから組織変更）」において、18年度の試行評価を踏まえ、教育、研究、社会貢献、管理運営の4領域について、教員評価を実施（実施教員：539名、実施率：100%）した。実施に際して、評価指針で定める4領域に係る事項並びに「職階による職務内容を考慮した各領域に対する重み付け」の評価データを入力、収集及び蓄積できるシステム「群馬大学大学情報データベース」を活用し、教員評価作業の効率化を図った。評価結果については、一部を専用ホームページを通じて学内に周知するとともに学外にも公表した。

また、教職員評価・人事制度検討部会において、評価結果に基づく、戦略的な資源配分（研究費支援）や給与制度に反映させるシステムを策定した。

さらに、特に評価の低い教員については改善計画の提出を求め、当該部局長が指導及び助言などの改善指示を行った。

20年度は、19年度に実施した教員評価結果を「群馬大学大学情報データベース」に入力・蓄積し、教員評価作業の改善・分析に役立てることとした。

【平成21事業年度】

1. 中期計画・年度計画の自己点検・評価

年2回実施している中期計画・年度計画の自己点検・評価作業について、引き続き、専用ホームページに、調査様式及び評価結果を掲載し、調査依頼や中期計画・年度計画の進捗状況管理などの作業の効率化を図った。

さらに、評価結果についても適時掲載し関係部局等に通知し、学内への周知徹底を図り、業務の改善を促すとともに、第二期中期目標計画の策定に活用した。

2. 教員評価等

19年度に実施した教員評価結果を基に、22年度実施予定の同評価における評価指針等の見直しを行った。特に、「教育」、「研究」、「社会貢献」、「管理運営」の4領域に係る事項並びに「職階による職務内容を考慮した各領域に対する重み付け」に関して、各部局等における固有の事情を考慮し、個々の教員の評価がより正確に反映されるべく検討作業を行ったところであり、併せて、評価データを入力、収集及び蓄積できるシステム「群馬大学大学情報データベース」を活用し、入力項目を見直すなど教員評価作業の効率化の改善方策を検討した。

また、職員評価（事務系、技術系、医療系及び看護系職員）並びに附属学校教員に対する評価についても、Webを用いた学内専用掲示板等に調査様式（記入要領、記入例等）を掲載し、作業の省力化・効率化を図った。

3. その他の評価

独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審するにあたり、自己評価書等の関係書類を専用ホームページに掲載し、作業の効率化・省力化を図るとともに、その評価結果を速やかに掲載し、学内周知を図った。

また、授業評価に係る教員及び授業科目データや認証評価に係る各基準毎の根拠データについても、「群馬大学大学情報データベース」を活用し、各部局等の負担軽減の観点から効率化を図った。

なお、例年実施している授業評価アンケートの集計結果についても専用ホームページに掲載し、各学部等にフィードバックするなど授業改善に役立てた。

情報公開の促進が図られているか。

情報発信に向けた取組状況

引き続き、「広報戦略室」を中心に、広報誌、ホームページ等による積極的な情報発信を行っている。

【平成16～20事業年度】

1. 広報誌

(1) 本学の教育研究活動に関する情報を積極的かつ適切に提供するため、利用者の立場に立った分かりやすい情報誌「GU' DAY（グッディ）」を年2回発刊した。

(2) 本学の知財活動の詳細情報を広く社会に紹介するための研究・知的財産戦略本部機関紙「GRIP 知財ニュース」を発刊した。

- (3) 本学、茨城、宇都宮、埼玉の4大学が所有する「知」を広く社会に紹介するための研究シーズ集「4u:フォーユー」を発刊した。
- (4) 日経BPムック「変革する大学シリーズ」群馬大学2007-2008を出版し、本学の教育・研究・社会貢献活動の全貌を学外に紹介した。
- (5) 中学生以上の読者を対象にした研究紹介並びに地域社会への情報発信を目的に、上毛新聞に毎週定期的に連載された研究室での研究とその成果として冊子化を行い、地域企業等に積極的なPRを実施した。
- (6) 教員が発表した研究シーズや群馬経済新聞社に毎週定期的に掲載されていたシーズを再編集し、研究要約と図表を盛り込んだ分かりやすいシーズ集を再編集し、「群馬大学から新時代への視点」として発刊した。
- (7) 本学の地域連携活動の代表例として、学長裁量経費の地域貢献重点経費により採択された事業の概要を掲載した「群馬大学地域貢献事業概要」を毎年作成し、本学の取組を地域に広く紹介した。
- (8) 文部科学省採択事業に選定された本学における特色ある取組「大学院医学教育の双方型展開と実践」(大学院GP)、「知的財産啓蒙教育及び弁理士チャレンジ教育」(現代GP)、「良医養成のための体験的・実践的専門前教育」(特色GP)及び文部科学省特別教育研究経費事業「ケイ素を基軸とする機能性材料の開拓」プログラムなどを報告集としてまとめ、関係機関等に送付するなど学外に広く紹介した。

2. ホームページ

各学部における教育研究活動に関する情報、地域連携、産学連携、研究・知的財産、公開講座、就職情報(学生・企業)、入試情報、附属病院、21世紀COEなどの先端研究、特色ある教育の取組などについて情報を積極的かつ適正に発信した。

また、平成18年度に機関リポジトリ(研究成果等を網羅的に収集・蓄積し社会に提供するシステム)を構築し、ウェブサイトを通じて、研究情報を積極的に発信した。

【平成21事業年度】

1. 広報誌

- (1) 引き続き、本学の教育研究活動に関する情報を積極的かつ適切に提供するため、利用者の立場に立った分かりやすい情報誌「GU'DAY(グッディ)」を年2回発刊した。
- (2) 引き続き、本学の知財活動の詳細情報を広く社会に紹介するための研究・知的財産戦略本部機関紙「GRIP 知財ニュース」を発刊した。
- (3) 引き続き、本学、茨城、宇都宮、埼玉の4大学が所有する「知」を広く社会に紹介するための研究シーズ集「4u:フォーユー」を発刊した。
- (4) 社会情報学部の学生・院生と教員が協力して企画・編集・発行する新たな情報誌S I J (Social and Information Journal)を創刊した。
- (5) 文部科学省採択事業に選定された本学における特色ある取組「先進的医学系大学院教育の拡充・展開と実践」、「地域・大学院循環型保健学リーダーの育成」(大学院GP)、「多専攻学生による模擬体験型チーム医療実習」(特色GP)及び本学地域貢献事業として実施した「ぐんまちびっこ大学」事業を報告集としてまとめ、関係機関等に送付するなど学外に広く紹介した。

2. ホームページ等

引き続き、ホームページを充実させ、積極的な情報発信を行うとともに、

次の取組を行った。

- (1) 「群馬大学大学情報データベース」と本学で生み出された学術及び研究成果を蓄積し広く学内外に公開するシステム「学術情報リポジトリ」のデータを連動させ、相互参照が可能なシステム構築のための検討を行うとともに、機関リポジトリ・コンテンツの充実を図った。この結果、群馬大学学術情報リポジトリ(GAIR)の登録状況として、登録件数は458件増で延べ3,900件となり、総アクセス数の月平均19,580件、論文表示数の月平均13,872件となった。また、「群馬大学学報」の電子化も実施した。
- (2) 引き続き、「群馬大学大学情報データベース」で収集したデータを研究開発支援総合ディレクトリ「ReaD」に一括してデータ提供した。
- (3) 本学における各種特色ある取組(文部科学省採択事業等)について、ホームページ等で紹介した。
- (4) 広報戦略室を中心に、ホームページの全面リニューアルに向けて、改訂作業を行い、トップページについては、22年度からリニューアルを行うこととした。

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要事項
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標 施設設備は、学内諸計画の実現に重要な基盤である。そのために、施設設備の整備・活用を検討する委員会の下に、その利用状況等を点検し、共用研究スペースの設置、教育研究スペース及び機能の適正化、地域連携活動スペースの確保等、施設設備の整備・活用に関する長期的構想を策定することにより、効率的かつ計画的な施設設備の管理を行う。情報処理については、キャンパス間ネットワークの強化構築を行う。施設の点検・保守・修繕等を効果的に実施し、施設を長期にわたり活用するとともに、施設的安全性・信頼性を確保し、教育研究活動の支障となる施設の不備を改善する。

中期計画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェット	
		中 期	年 度		中 期	年 度
(1) 施設等の整備に関する具体的方策 【243】 1) 教育内容・方法の進歩へ対応し、各種評価も進める。そのために、情報化や、基礎的・進歩的の向上を図る。また、講義室の共用化を図る。	(1) 施設等の整備に関する具体的方策 【243】 1) 国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略等に基づき、講義室等の整備充実を図るとともに、工学部1号館、教養教育GC棟の改修整備において、学生自らが主体的に学習を行うスペースの拡充を図る。	III		「学校施設維持管理点検調査」の結果及び「群馬大学施設整備推進戦略」等に基づき、講義室等の整備充実を図るとともに、工学部1号館、教養教育GC棟の改修整備において、学生自らが主体的に学習を行うスペースの拡充を図った。		
		III		引き続き、「学校施設維持管理点検調査」の結果及び「群馬大学施設整備推進戦略」等に基づき、講義室等の整備充実を図るとともに、工学部1号館、教養教育GC棟の改修整備において、学生自らが主体的に学習を行うスペースの拡充を図った。		
【244】 2) 産学官連携等の共同研究や学際的な研究の活性化が見込まれる組織等について、適正な評価に基づき重点的、計画的に整備を行う。	【244】 2) 産学官連携等の共同研究や学際的な研究など、教育研究の活性化が見込まれる組織等について、適正な評価に基づき重点的、計画的に整備を行う。	III		「群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、多文化共生や健康づくりなど地域貢献・地域連携等の拠点となるスペースなどの整備を行った。		
		III		引き続き、「群馬大学施設整備推進戦略」等に基づき、教育研究の活性化を目的として工学部1号館に、共用研究スペースとして119㎡を確保した。		
【245】 3) 昭和45年以前の老朽施設を主に計画的に改修整備を行い、引き続き昭和46年から56年迄に建築された老朽施設を重点的かつ計画的に改修整備を進め、耐震性の向上による安全性の確保と、必要な機能保全を図り、教育研究の進展に対応した施設水準の確保に努める。	【245】 3) 「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」等に基づき、老朽及び耐震補強を必要とする施設の再生整備を推進する。	III		「群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、老朽及び耐震補強を必要とする各地区の施設の改修整備などの再生整備を行った。		
		III		1. 「群馬大学施設整備推進戦略」等に基づき、附属小学校・特別支援学校校舎、教養教育GC棟、昭和地区共用施設棟、工学部1号館校舎の改修整備を行った。 2. その他の改修整備については、荒牧キャンパス内ネットワークシステム改修、工学部7号館等のトイレ改修、シャワー室改善並びに防犯用監視カメラの設置などの学生対応施設の環境改善を行った。		
【246】 4) 高度先進医療を実践する		III		重粒子線照射施設について、20年10月に建物が竣工した。		

<p>診療体制を推進するため、中央診療棟の整備を行うとともに、卒後臨床研修の必修化に対応する臨床研修センターの整備を行う。また、重粒子線治療施設等の整備の推進に努める。</p>	<p>【246】 4) 重粒子線照射施設を完成させ、治療を開始することを目指す。</p>	<p>III 21年3月の重粒子線照射装置の主要な装置の搬入・据付後、21年度は照射装置の調整に係る各種試験等を行い、22年3月に医療機器として承認を受けた後、前立腺がん患者の治療を開始した。</p>
<p>【247】 5) 国際交流・学生支援施設の整備充実に努める。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>III 学生支援施設等の施設調査結果に基づき、「学生支援施設等要修繕一覧表」を策定し、学生支援施設等の整備を行った。 引き続き、学生支援施設等の施設調査結果に基づき、「学生支援施設等要修繕一覧表」を策定し、学生支援施設等の整備を行った。</p>
<p>【248】 6) 教育研究活動の基盤を支えるエネルギー供給・IT設備等のインフラ設備は、その機能を維持し、良質な環境を確保するため計画的に更新・改修を進める。</p>	<p>【248】 5) エネルギー供給・IT設備等のインフラ設備は、施設・環境推進室及び総合情報メディアセンターにおいて現状調査を行い、計画的に更新・改修を行う。</p>	<p>III 「設備実態調査」の結果に基づき、「整備方針・改修計画」を策定し、エネルギー供給計画・IT設備等のインフラ設備の計画的な更新・改修を行った。 III 「整備方針・改修計画」に基づき、桐生地区では、井戸ポンプ、揚水配管、ガス配管の更新、荒牧地区では、情報ネットワークの保守運用の効率化を目的とし、構成を単純化した光直収ネットワーク設備を整備した。</p>
<p>【249】 7) 豊かな環境の下で、多様な利用者が安全かつ快適に過ごせるように、大学キャンパスを整備するとともに、知の拠点として相応しい空間形成に努める。</p>	<p>【249】 6) 「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、学生の利用、自然環境の活用、地域との交流などに配慮した屋外環境整備を進めて行く。</p>	<p>III 「群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、屋外運動施設の利用者の安全利用を目的とした防球ネットの整備、照度不足箇所の外灯の整備並びに立ち枯れた樹木の伐採を行うなど屋外環境を整備した。 III 「群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、荒牧地区の中央モール整備として図書館前にウッドデッキを、若宮地区の環境整備として、植栽、花壇及びインターロッキング舗装を行った。</p>
<p>【250】 8) PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）方式による整備の検討を行う。また、民間施設や地方自治体施設等、学外施設（リエゾンオフィス）の活用について検討を行う。</p>	<p>【250】 7) 民間資金の活用による公共施設等の整備方式による施設整備を推進する。</p>	<p>III 患者サービスの向上を図るための施設が入居するアメニティモールの整備について、PFI方式を準用し、建設・事業運営の事業者を公募し選定した。また、引き続き、校舎等において、地方自治体や民間会社の施設を活用した。 III 昭和地区において、PFI方式に準用した公共施設等の整備方針（事業用借地権設定契約）により、患者等サービスのより一層の充実に努めるため「附属病院アメニティモール」の整備に着手した。</p>
<p>(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 【251】 1) 平成17年度を目途に全学的視野に立った学内外の施設利用者選定・評価システムを確立し、施設利用、研究の推進とその支援を視野に入れた施設運営に努める。</p>	<p>(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 【251】 1) 「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」に基づき、施設利用研究の推進とその支援を視野に入</p>	<p>III 施設・環境推進室において、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、共用研究スペースの有効活用を推進した。 III 施設・環境推進室において、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、新たに桐生地区1号館に共用研究スペースを119㎡確保し、使用者を公募するとともに、空室の工学部プロジェクト棟の競争的研究スペースの使用者を公募・決定する等、施設の有</p>

	れた施設運営に努める。		効活用を推進した。		
【252】 2) 建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した施設管理・運営並びに維持を行う。	【252】 2) 「群馬大学施設管理実施計画」に基づき、建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した適正な維持管理を行う。	III	引き続き、「施設管理実施計画」に基づき、建物等の新築・維持・改修等に至るまでの全経費を考慮した適正な維持管理を行った。		
【253】 3) 建物の新增改築、改修等に当たっては、平成16年度から教育研究活動プロジェクトに資する共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理し、その運用方法等を検討する。	【253】 3) 建物の新增改築、改修等に当たっては、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」に基づき、教育研究活動プロジェクトに資する共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理運用を行う。	III	施設・環境推進室において「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、新たに共同利用型の共用研究スペース(378㎡)を確保し、施設の有効活用を推進した。		
【254】 4) 平成16年度から既設設備の老朽化状況等の調査を定期的実施し、改善計画を策定する。また、調査及び予防的措置のための財源の確保に努める。	【254】 4) 既設設備の老朽化した施設等の改善計画に基づき、必要に応じて整備を行う。また、調査及び予防的措置のための財源の確保に努める。	III	老朽化した施設等の改善計画等に基づき、改修整備を行い、既存施設の有効活用を推進した。また、引き続き、改修整備計画を策定し、調査及び予防的措置のため、財源として、学長裁量経費(教育研究環境重点整備費(設備))及び部局長裁量経費を確保し、教育研究用設備の更新を図った。		
【255】 5) 建物の維持管理・運営は、施設整備委員会において協議する。また、施設利用の占有化、固定化を避け、公正かつ効率的運用が図られるよう措置する。	【255】 5) 建物の維持管理・運営は、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」に基づき、施設・環境推進室にて公正かつ効率的運用を推進する。	III	施設・環境推進室において「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、新たに共同利用型の共用研究スペース(378㎡)を確保し、施設の有効活用を推進した。		
【256】 6) 建物の増改築等に際しては、バリアフリーシステムに配慮する。既設建物についての環境的配慮、バリアフリー対策が必要とされる場合は、優先的に増改築等を実施する。	【256】 6) 建物の増改築等に際しては、「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」に基づき整備を行う。既設建物についての環境的配慮、バリアフリー対策が必要とされる場合は、優先的に増改築等を実施する。	III	「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」に基づき、既存建物の改修時に身障者用トイレ、自動ドアなどの整備を行った。		
					ウェイト小計

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要事項
 ② 安全管理に関する目標

中期目標 学内外における安全管理、危機管理の普及・促進を図るために、教職員並びに学生に対する安全教育を充実する。事故災害や環境汚染の未然防止、毒物・薬物あるいは特定化学物質等の安全な保管や取り扱い、情報化社会における安全意識の高揚などを行うために、環境保全・安全管理体制を強化し、もって教育研究に資する。

中期計画	年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェット	
		中期	年度		中期	年度
(1) 労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的な方策 【257】 1) 火災、地震、風水害等の非常事態発生時における安全確保を目的として、(仮称)防災安全委員会（仮称）を組織し、各施設の定期並びに臨時の安全点検を実施する。	(1) 労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的な方策 【257】 1) 火災、地震、風水害等の非常事態発生時における安全の確保に向けて、防災環境安全に関する委員会を中心として、各施設の安全点検を実施する。	III	/	引き続き、防災環境安全や防災対策に関する委員会において、定期（毎月）及び臨時の安全点検を実施した。	/	/
		III	/	引き続き、防災環境安全や防災対策に関する委員会において、定期（毎月）及び臨時の安全点検を実施した。	/	/
【258】 2) 附属病院は、東京・関東地域の広域災害発生時に備え、平成16年度から高レベルの救急救命体制を整備し、その対策を図る。特に、病院での救急薬品、救急患者用医療材料の備蓄や病院屋上のヘリポートを活用した患者受入れに関する情報管理及び連携システムを構築する。	(平成20年度計画実施済事項)	III	/	引き続き、群馬県主催の「総合防災訓練」及び内閣府主催の「広域医療搬送実働訓練」に参加するとともに、DMAT隊員養成講習会へ職員を参加させ、東京・関東地域の広域災害発生時に備えた高レベルの救急救命体制を維持した。	/	/
				引き続き、群馬県主催の「総合防災訓練」（21年9月12日）に、群大DMATとして医師、看護師、事務職員の計4名が参加し、「震災・水害」、「高層建物救助」において救出された負傷者等の救援活動などの訓練を行った。		
【259】 3) 感染制御部を充実させて、国際感染症、ウイルス等に対応可能な体制を確立する。	(平成19年度計画実施済事項)	III	/	引き続き、全教職員（外注職員を含む）を対象とした感染対策に関する講習会を実施した。	/	/
				1. 新型インフルエンザ対策等を目的とし、より安全に感染症患者の診療を行うことができる感染症診察室を21年4月に設置した。 2. 引き続き、全教職員（外注職員を含む）を対象とした感染対策に関する講習会を年2回（21年4月・12月）実施した。 3. 「感染制御部だより」を定期的に発行し、トピックスな話題などの情報を提供した。		
【260】 4) 平成16年度から防災マ		III	/	引き続き、防災マニュアルに基づき、学生及び教職員を対象として、防災訓練を実施し、防災に関する指導、注意喚起を行った。また、防災訓練の実施に	/	/

<p>マニュアルを活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災避難訓練を定期に実施する。</p>	<p>【260】 2) 防災マニュアル等を活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災避難訓練を定期に実施する。また、救命講習会などを実施し、防災に対する教職員の意識向上を図る。</p>	<p>III</p>	<p>合わせて防災ガイダンスを行い、防災に対する意識を高めた。</p> <p>1. 引き続き、防災マニュアルに基づき全学的な防災訓練を実施し、防災に関する教職員への指導、注意喚起を行った。 2. 防災業務に当たる教職員に対し、各種講習に参加させ、防災に関する知識や指導力の向上を図った。 3. AEDを活用した救命講習用の人体模型やDVDを整備し、随時、講習できる体制を整備するとともに、普及を図った。</p>
<p>【261】 5) 平成16年度から県・市町村等関係機関への通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施する。</p>	<p>【261】 3) 県・市町村等関係機関への通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施する。</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、群馬県、消防署等との関係機関連絡網を整備し、通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施した。</p>
<p>【262】 6) 化学薬品の保管管理、取り扱い、処理等に関する全学的規定を見直し、安全対策を一層充実させ、環境保全を図る。</p>	<p>【262】 4) 化学薬品の保管管理、取り扱い、処理等に関する安全対策を一層充実させ、環境保全を図る。</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、「内部監査規程」に基づく内部監査に併せて実地監査を実施し、管理及び使用状況の確認を行うとともに、安全管理者に対し、安全管理に対する指導等を行った。また、引き続き、各部署の安全衛生委員会が毎月巡視を行い、管理状況、使用簿の点検を行った。</p>
<p>【263】 7) 核燃料物質、RI、放射線医療機器については、放射線安全委員会を充実させて、施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニュアルの作成及び確認、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。</p>	<p>【263】 5) 核燃料物質、RI、放射線医療機器については、施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニュアルの周知、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、放射線障害予防委員会における定期点検調査の実施や、「放射線業務従事者心得」に基づく定期的な教育訓練の実施及び講習会（年2回）の開催並びに健康診断を実施した。</p>
<p>【264】 8) 毒物の管理に関し、保管庫の管理状況及び使用状況の確認を年に1度必ず行う。また、安全管理者、衛生管理者及び安全衛生推進者を定め、定期的な防災安全を図る。</p>	<p>【264】 6) 毒物の管理に関し、保管庫の管理状況及び使用状況の確認を行い、防災安全を図る。</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、「内部監査規程」に基づく内部監査に併せて実地監査を実施し、管理及び使用状況の確認を行うとともに、安全管理者に対し、安全管理に対する指導等を行った。また、各部署の安全衛生委員会が毎月巡視を行い、管理状況、使用簿の点検を行った。</p>
<p>【265】 9) 各施設の耐震診断を行い、耐震改修の計画的な実施に努める。</p>	<p>【265】 7) 耐震改修を計画的に実施する。</p>	<p>III</p>	<p>耐震診断結果に基づき、耐震指標が低い建物から耐震補強を実施した。</p>
<p>【266】 10) 盗難、事故等の防止のための学内安全体制の整備を</p>		<p>III</p>	<p>夜間・休日における建物は施錠し、カードリーダーによる入室管理を行った。また、不正な出入り防止のための24時間稼働の監視カメラの設置や、警備員による巡回警備の実施及び本学が開発したシステム「e自警ネットワーク」の利</p>

<p>行う。</p>	<p>【266】 8) 盗難、事故等の防止のための学内安全体制の整備を行う。</p>	<p>III</p>	<p>用等、学内安全対策の整備を行った。 引き続き、夜間・休日における建物は施錠し、カードリーダーによる入室管理を行った。また、不正な出入り防止のための24時間稼働の監視カメラの設置や、警備員による巡回警備の実施及び本学が開発したシステム「e自警ネットワーク」の利用等、学内安全対策の整備を行った。</p>
<p>(2) 学生等の安全確保に関する具体的方策 【267】 1) 平成16年度に実験・実習中の事故に対する安全管理・事故防止マニュアルを作成し、その活用により、学生への安全・事故防止を徹底的に実施する。</p>	<p>(2) 学生等の安全確保に関する具体的方策 【267】 1) 安全管理・事故防止に関するマニュアル等により、学生の実験・実習中における安全・事故防止教育を徹底する。また、定期的に安全管理・事故防止講習会を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>学生に対し、実験実習における安全ハンドブック、防災安全手帳等を配付し、全体ガイダンス及び実験・実習時において、安全・事故防止等の安全対策を講じた。また、教職員に対する安全衛生講習会を定期的実施するとともに、教授会において、実験・実習中の事故防止についての周知徹底を行った。 引き続き、学生に対し、実験実習における安全ハンドブック、防災安全手帳等を配付し、全体ガイダンス及び実験・実習時において、安全・事故防止等の安全対策を講じた。また、教職員に対する安全衛生講習会を定期的実施するとともに、教授会において、実験・実習中の事故防止についての周知徹底を行った。</p>
<p>【268】 2) 保健管理センターの充実・強化を定期的健康診断の実施、実験・実習時における感染予防対策（肝炎ワクチン、ツベルクリン反応等の実施）を徹底する。</p>	<p>【268】 健康支援総合センターにおいて定期的健康診断、実験・実習時における感染予防対策（肝炎ワクチン、ツベルクリン反応等）を実施する。</p>	<p>III</p>	<p>学生の精神的悩みや対人関係などの相談に対応するため、各キャンパスに臨床心理士や精神科医などの外部カウンセラーを配置し、カウンセリング機能を充実させた。また、教員に対する精神科医による助言相談会の開催、カウンセリング室の整備、新入生オリエンテーションでの専門カウンセラーによるカウンセリング案内、ガイドブック「教職員による学生のメンタルヘルスの対応」の再収録・追補並びに新入生に対する「健康に関するアンケート」の実施を行った。 引き続き、上記『判断理由（計画の実施状況等）』のとおり実施するとともに、カウンセリングの充実として、臨床心理士を工学部太田地区に新たに配置（週1回）、桐生地区のカウンセリング時間を増やすなどの措置を行った。また、新入学生に健康管理全般情報等の周知のために、新たに「健康ミニガイド」の配付や、医学部においては、医療概論実習前のワクチン接種などの感染防止対策等の措置を講じた。</p>
<p>【269】 3) 平成16年度から情報化推進委員会を中心として、情報化社会における情報セキュリティと情報安全に対する対策を検討する。</p>	<p>【269】 3) 総合情報メディアセンター及び情報化推進室を中心として、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策の徹底を図る。</p>	<p>III</p>	<p>情報化推進室を中心に、各地区の情報システム運用委員会が「群馬大学情報セキュリティポリシー（改定版）」に基づく「セキュリティポリシー実施手順」を作成し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を行った。 「群馬大学情報セキュリティポリシー」の全学的普及のため、各地区・部門ごとの「セキュリティポリシー実施手順」を策定するとともに、各キャンパスにおいて、セキュリティ講習会を開催した。 また、本学構成員の自学自習用に情報倫理eラーニング教材（日本語及び英語版）を開発し、Moodleで運用するとともに、Microsoft社と、OS及びOffice製品の包括ライセンス契約を締結し、コンプライアンスを強化した。</p>
<p>【270】 4) 安全管理・事故防止対策の実施状況に関する定期的な評価を実施する。</p>	<p>【270】 4) 安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価する。</p>	<p>III</p>	<p>危機管理対応マニュアル等に基づき、各事業場の安全衛生委員会を中心に、安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価した。 引き続き、危機管理対応マニュアル等に基づき、各事業場の安全衛生委員会を中心に、安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価した。</p>

<p>(3) 環境保全に関する具体的方策 【271】 1) 平成16年度から省エネルギー、廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。</p>		III	<p>「エネルギー管理内規」、「平成20年度群馬大学省エネルギー行動計画」、「温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」及び「施設設備における温室効果ガス排出抑制等指針」等に基づき、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減を推進した。また、省エネルギーパトロールの実施、ホームページに各団地の毎月のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の掲載など、省エネルギーの啓発を行った。</p>	
	<p>(3) 環境保全に関する具体的方策 【271】 省エネルギー、廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。</p>	III	<p>引き続き、「エネルギー管理内規」、「平成21年度群馬大学省エネルギー行動計画」、「温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」及び「施設設備における温室効果ガス排出抑制等指針」等に基づき、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減を推進した。また、省エネルギーパトロールの実施、ホームページに各団地の毎月のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の掲載など、省エネルギーの啓発を行った。 また、廃棄物の減量化・再資源化については、市内のごみ焼却施設を見学することにより、廃棄物の減量化を啓発するとともに、ペットボトルのキャップを回収する等の再資源化を推進した。</p>	
<p>【272】 2) ISO14001の認証取得を目指す。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	IV	<p>20年12月に継続審査を受審し、認証された。また、ISO14001を推進するため、内部監査員養成講習会を開催し、内部監査員を増員した。 1. ISO14001を推進するため、内部監査員養成講習会を開催し、内部監査員を増員した。 2. 21年12月に更新審査を受審し、認証された。 3. ISO14001に基づく、環境マネジメントシステムの充実を図るため、外部講師を招き講演会を開催した。</p>	
			<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>	

[ウェイト付けの理由]

(4) その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

施設マネジメント等が適切に行われているか。

【平成16～20事業年度】

1. 施設設備の整備・運用

16年度に「群馬大学の施設設備活用に関する第1期基本計画」を策定し、その方針に基づいて、施設・設備の整備・運用を行った。また、文部科学省において「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」が策定されたことを受けて、18年度に上記基本計画の見直しを行うとともに、新たに「群馬大学施設整備推進戦略」を策定し、この方針に沿って、整備の基本方針・内容、システム改革等に関し、具体的な目標を設定し、施設の整備・運用を進め、講義室等の整備拡充、教育研究の活性化や若手研究者用スペースの整備、老朽化への対応及び耐震補強を必要とする建物の再生整備など重点的に整備充実を図った。

なお、20年10月には、重粒子線照射施設(建物)が竣工した。

2. 施設の有効活用の取組状況

「群馬大学施設の有効活用に関する内規」(16年度制定)に基づき、施設の有効活用を推進した。また、「施設・環境推進室」において、利用者が提出した共用研究スペースの使用状況の自己点検報告書に基づく点検調査を行い、利用率が低い研究室等には、退室を勧告し、その後の使用者の公募を行うなどの有効管理を図った。

なお、18年度から、共用研究スペース(競争的)に「スペース課金制度」を導入した。

3. 施設の維持管理の計画的取組状況

「群馬大学施設管理実施計画」に基づき、定期的な点検を実施し、営繕・修繕計画を立て、施設の維持管理・改善に取り組み、建物等の新築、維持・改修等に至る全経費を考慮した適正な維持管理を行った。

4. 新たな手法による施設整備の取組状況

国の施設整備費による整備以外の新たな整備手法により、各年度において次のとおり整備を行った。

17年度

昭和地区に学生の自習室を中心とした福利施設として、個人の寄附により、「石井ホール」を整備した。

また、附属病院の慢性的な駐車場不足を解消するため、駐車場整理業務委託の枠組みの中で、財団法人同愛会に建設・運営を依頼した「立体駐車場」を整備した。

18年度

医学部及び附属病院の教職員等の職場環境の改善の一環として、自己財源により、「保育所」を整備した。

19年度

太田市がものづくり教育研究施設として整備した「テクノプラザ太田」の一部を本学工学部の生産システム工学科及び同大学院専攻の教育研究施設として借用した。

20年度

附属病院において患者サービスの向上を図るための施設が入居するアメニティーモールの整備について、PFI方式を準用した公共施設等の整備方針(事業用借地権設定契約)により、建設・事業運営の事業者を公募し選定した。

5. 環境保全対策の取組状況

(1) 省エネルギー対策の取組

「群馬大学の環境方針」(16年度制定)、「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」(16年度制定)及び「群馬大学省エネルギー行動計画」(毎年度策定)に基づき、省エネルギー対策について、次の取組を行った。

① 光熱費と使用量の公表等(16年度～)

地区別・部局別の毎月の光熱費と使用量を諸会議に報告するとともに、HPに公表することにより部局毎の負担額を明確にし、エネルギー使用の合理化を促した。特に、荒牧地区の各部局における電力使用料については、デマンド監視を強化し、契約電力の抑制を図った。

② 「エネルギー管理標準」の策定(18年度～)

18年度に、昭和地区(第一種エネルギー管理指定工場)及び桐生地区(第二種エネルギー管理指定工場)において、新たに「エネルギー管理標準」を策定し、運用を開始した。

③ 個別空調化の実施(19・20年度)

個別空調化について、桐生地区(19年度)及び荒牧地区(20年度)で実施し、省エネ及び温室効果ガスの排出抑制を図った。

(2) 温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組(19年度～)

「群馬大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」(19年度策定)、「群馬大学施設整備における温室効果ガス排出抑制等指針」(19年度策定)及び「群馬大学省エネルギー行動計画」(毎年度策定)に基づき、CO₂の排出量の削減に係る取組を推進した結果、20年度は、全キャンパスで、19年度と比較して3.4%の削減を達成した。

(3) 「群馬大学環境報告書」の公表(17年度～)

17年度から、毎年「群馬大学環境報告書」を作成し、本学の地球環境保全に関する取組を公表した。

(4) 「ISO14001」認証の取得(18年度～)

18年度に、荒牧地区では環境マネジメントシステムを構築し、「ISO14001」の認証を取得した(19・20年度 継続認証)。

【平成21事業年度】

1. 施設設備の整備・運用

引き続き、「群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、講義室等の整備拡充、共用研究スペースの整備、福利施設の改善整備、老朽及び耐震補強を必要とする建物の再生整備を行った。

2. 施設の有効活用の取組

引き続き、「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、新たに工学部1号館に共用研究スペースを119㎡確保し使用者を公募するとともに、空室の工学部プロジェクト棟(旧6号館)の競争的研究スペースの使用者を公募、決定した。この結果、共用研究スペース(競争的部分を除く)は、6,063㎡になった。

※ 詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料10-2参照

3. 施設維持管理の計画的取組

引き続き、「群馬大学施設管理実施計画」に基づき、建物等の新築・維持・改修等に至るまでの全経費を考慮した適正な維持管理を行った。

また、キャンパス全体のエレベータについて、第二期中期目標期間における年度毎の修繕経費を算出し、各部局での予算化の参考資料を作成した。

4. 新たな手法による施設整備の取組

昭和地区において、PFI方式を準用した公共施設等の整備方針(事業用借地権設定契約)により、「附属病院アメニティモール」の整備に着手した。

5. 環境保全対策の取組状況**(1) 省エネルギー対策の取組**

引き続き、「群馬大学の環境方針」、「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」及び「群馬大学省エネルギー行動計画」に基づき、省エネルギー対策の取組を行った。

(2) 温室効果ガス排出削減等の環境保全対策の取組

引き続き、「群馬大学における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」、「群馬大学施設整備における温室効果ガス排出抑制等指針」及び「群馬大学省エネルギー行動計画」に基づき、CO₂の排出量の削減に係る取組を推進した結果、7～9月の夏季において、20年度と比較して0.7%の削減を達成した。

(3) 「群馬大学環境報告書」の公表

引き続き、「群馬大学環境報告書 2009」を作成し、本学の地球環境保全に関する取組を公表した。

(4) 「ISO14001」の更新認証等

「ISO14001」認証の更新審査を受審し、認証された。
また、「ISO14001」関連の取組として、内部監査員の増員を図るための教職員及び学生を対象とした内部監査員養成講習会並びに環境マネジメントシステムの充実を図るための外部講師を招いた講演会を開催した。

危機管理への対応策が適切にとられているか。**【平成16～20事業年度】****1. 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定を含む全学的・総合的な危機管理体制の整備****16年度**

「群馬大学情報セキュリティポリシー」を策定し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を行った。

17年度

「国立大学法人群馬大学危機管理規則」を制定し、同規則に基づき、学長の下に「危機管理室」を設置するとともに、各部局にも「危機管理室」を設置し、危機事象に迅速に連携して対応できる組織を整備した。「群馬大学情報セキュリティポリシー」を改訂した。

18年度

「国立大学法人群馬大学危機管理方針」を制定し、同方針に基づき、次の事象毎に対応する全学マニュアルを策定した。

- (1) 地震、風水害等への対応マニュアル
- (2) 知的財産危機管理対応マニュアル
- (3) 学生の安全に係る危機事象への対応マニュアル
- (4) 国内外での教職員の重大な犯罪被害への対応マニュアル
- (5) 国際交流・留学生に係る危機事象への対応マニュアル
- (6) 教職員の不祥事への対応マニュアル
- (7) 不法侵入に対する対応マニュアル
- (8) 薬品管理における危機管理マニュアル
- (9) 情報ネットワーク・コンピュータシステム関連マニュアル
- (10) 大規模な施設設備の損傷への対応マニュアル
- (11) 感染症対応マニュアル(附属小学校、中学校、幼稚園)
- (12) 食中毒対応マニュアル(附属小学校、中学校、幼稚園)
- (13) 附属養護学校危機管理対応マニュアル

また、「群馬大学情報セキュリティポリシー」を改訂した。

20年度

「群馬大学情報セキュリティポリシー」を全面改訂し、新たに「セキュリティポリシー実施手順」を策定することにより、情報管理・安全対策の強化を図った。

2. 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備**18年度**

「群馬大学科学者行動規範」及び「群馬大学における研究活動上の不正行為への措置等に関する規程」を制定し、研究者の研究活動(研究成果の発表の過程を含む。)における「捏造」、「改ざん」、「盗用」及び「研究資金の不正使用」などの不正行為を行った場合における措置等を規定した。

19年度

研究活動上の不正行為を防止し、不正行為に起因する問題が生じた場合に適切な対応を図るため、「群馬大学研究行動規範委員会」を設置した。

また、不正行為に関する申立て及び情報提供並びに関連規程に関する相談、照会等に対応するための「不正行為申立窓口」を設置した。

さらに、全ての研究費の運営及び管理を適正に行うため、研究費の運営及び管理に関する責任と権限の明確化を図り、併せて、不正防止計画を推進する「コンプライアンス室」の設置や「研究費の使用等に関する相談窓口」を各キャンパスに設置した。このような、群馬大学における一連の研究活動上の不正行為防止に関する取組について、ホームページに掲載し、学内外に公表するとともに、新任教員説明会において、担当理事から説明を行い、その趣旨の周知徹底を図った。

20年度

「群馬大学における研究活動に費消する研究費の不正防止計画」を策定し、研究活動に費消する研究費の運営及び管理の適正化を図った。

【平成21事業年度】**1. 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定を含む全学的・総合的な危機管理体制の整備**

引き続き、「危機管理室」を中心に、危機事象毎の14の全学マニュアル等に基づく予防対策の取組並びに危機事象への対応など、適切な運用を図ったほか、次の取組を行った。

(1) 「安全衛生管理推進会議」の設置

全学的な見地から教職員の安全衛生等を確保することを目的とした「安全衛生管理推進会議」を22年4月から設置することとした。本会には総務・財務担当理事を委員長とし、各事業場の総括安全衛生管理者及び外部委員として労働衛生コンサルタントを構成員とし、各事業場に共通する重要事項について調査審議することとしている。

(2) 「群馬大学緊急連絡網」の改訂

危機遭遇時の連絡窓口を一元化かつ明確化を図るため、学内外で危機事例に遭遇した学内関係者のための「群馬大学緊急連絡網」を改訂した。これまでに従来学生便覧等で危機事例等に遭遇した場合の各事務担当部署の連絡先を周知していたが、本連絡網により、学生の利便性が向上するとともに、以前の連絡系統に比べ情報集約が格段に向上し、結果として、大学当局として速やかな危機管理・対応が可能となった。

2. 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備**「研究費使用ハンドブック」の刊行**

競争的資金等の研究費の使用にあたり、事務処理手続きの理解不足から生じる研究費の不正使用を防止する観点から、学内の会計ルール及び競争的資金等の使用を分かりやすく解説したハンドブック「研究費使用ハンドブック」を21年9月に作成し、科研費説明会における配付・説明を行うとともに、ホームページに掲載し、教職員への周知徹底を図った。また、平成22年1月18日に競争的資金に関する講演会を開催し、科学研究費補助金の適切な管理等について、教職員に対して講演を行った。

従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

「災害、事件・事故、薬品等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が求められる。なお、危機管理に関しては、全学的・総合的な体制の確立が期待される。」

【平成16～20事業年度】

17年度の国立大学法人評価委員会による評価で課題とされた上記の指摘を踏まえ、18年度に災害、事件、事故、事件、薬品管理等に関する危機事象毎の全学マニュアル策定するとともに、「国立大学法人群馬大学危機管理規則」に基づき、危機管理室の設置等の体制を整備した。

【平成21事業年度】

引き続き、「危機管理室」を中心に、危機事象毎の14の全学マニュアル等に基づく予防対策の取組並びに危機事象への対応など、適切な運用を図った。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

中期目標	<p>(i) 学士課程 豊かな知性と感性、教養、創造性を持ち信頼される人格を備えた人材を育成する。全学共通の教養教育においては、幅広く深い教養を涵養するとともに、プレゼンテーション能力、外国語によるコミュニケーション能力、データ処理能力などの向上を図る。専門教育では、幅広い学識、専門分野における基礎知識、柔軟な実践的能力と問題解決能力、変動する社会へ対応する能力を養成する。</p> <p>(ii) 大学院課程 高い倫理観、豊かな学識及び学際的研究能力を持ち、新しい科学・技術の創造と、社会、地域の発展に貢献できる人材を育成する。専門領域の学問体系の基礎から最先端までの知識・技能を持たせ、自立して研究活動を展開するための基本的能力、実践力、応用力を修得させる。</p>
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 (i) 学士課程 教養教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>【1】 1) 人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。さらに、技術開発、環境保全などに関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動などの実践的教育を強化する。</p>	<p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 (i) 学士課程 教養教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>【1】 1) 人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。また、技術開発、環境保全などに関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動などの実践的教育をさらに充実させる。</p>	<p>【1】から【14】の中期計画及び21年度計画を順調に実施するとともに、21年度においては、次に掲げる事項について、重点的に推進した。</p> <p>1. 学士課程</p> <p>(1) 教養教育の成果に関する具体的目標の設定の進捗状況</p> <p>① 全学共通教育「教育改善推進テーマ」の実施 18年度から、重点的課題の明確化を図るため設定した「教育改善推進テーマ」について、21年度は、「キャリアデザイン教育」、「国際理解教育」、「環境教育」、「英語教育」、「数学教育」、「情報処理教育」及び「物理教育」の7テーマを掲げ、教育改善を推進した。</p> <p>② 「環境教育科目」の実施 18年度のISO14001の認証取得に対応し、19年度から、「環境教育科目」と認定している教養教育科目8科目の教育内容の充実を行い、学生の環境意識を向上させた。</p> <p>③ 地域実践活動を通じたボランティア精神の育成 「多文化共生」(22科目)などの社会的ニーズの高い課題に関する授業を引き続き開講し、学生たちの多文化社会と地域社会への関心を高め、社会的視野を広げるとともに、地域実践活動を通じボランティア精神を育成した。</p> <p>④ 外国語教育「コミュニケーション教育」の実施と検証 外国語教育のコミュニケーション教育を重視するため、コミュニケーション能力に秀でた人材の選考などの専任教員等の人事や、読み書きと同等の重み付けで扱う目標の設定を行った。</p> <p>⑤ 実践的情報処理教育の実施 引き続き、実践的情報処理教育を充実させるとともに、情報処理入門として全般的な情報倫理、インターネット使用上のマナーや自己防衛力向上のため</p>
<p>【2】 2) 外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学び、国際化に対応できる人材を養成する。その検証には、国際的な語学能力検定試験 (TOEICなど) を利用する。</p>	<p>【2】 2) 外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学び、国際化に対応できる人材を養成する。</p>	
<p>【3】 3) 実践的な情報処理教育の充実を図り、IT活用によるデータシート、ホームページ、レポート等の作成を通して、プレゼンテーションのための諸技能を修得させる。</p>	<p>【3】 3) 情報の検索、レポートの作成、意見の発表など、学生の学習に必要な実践的情報処理教育の充実を図る。また、インターネットを利用する際のマナーと自己防衛の方法も学ばせる。</p>	

<p>【4】 4) 少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学び、討論形式の演習・講義をさらに充実し、高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。</p>	<p>【4】 4) 少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学び、討論形式の演習・講義をさらに充実し、高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。</p>
<p>学部教育の成果に関する具体的目標の設定 【5】 1) 専門分野における学問体系の基礎を理解するとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探索できる能力、学問分野にとらわれない横断的な判断能力を育成する。</p>	<p>学部教育の成果に関する具体的目標の設定 【5】 1) 専門分野における学問体系の基礎を理解するとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探索できる能力、学問分野にとらわれない柔軟かつ総合的な判断能力を育成する。</p>
<p>【6】 2) 専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。</p>	<p>【6】 2) 専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。</p>
<p>【7】 3) 大学院教育との交流を促進し、早期に先端的専門研究に対する関心を喚起する。</p>	<p>【7】 3) 学部学生に大学院講義聴講の機会を与えるなど、大学院教育との交流を早期から促進し、先端的学術研究に対する関心を喚起する。</p>
<p>卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 【8】 専門職業人として、産業・社会で活躍できる人材を育成する。国家資格などの取得について、具体的目標を設定する。就職については、低学年から職業意識向上のための指導を強化する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。</p>	<p>卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 【8】 専門職業人として、社会で活躍できる人材を育成する。国家資格などの取得について、具体的目標を設定する。就職については、低学年からインターンシップの推進や職業意識向上のための指導を強化する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。</p>
<p>教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 【9】 1) 学生による授業評価を定期的に行い、その結果を組織的に検証し、改善策を立案する。</p>	<p>教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 【9】 1) 学生による授業評価を定期的に行い、その結果を大学評価室並びに大学教育・学生支援機構及び各学部等で組織的に検証し、授業方法等の改善に資する。 ○ 教育実践に顕著な成果を挙げた</p>

めの教育を「群馬大学moodle」を利用することで充実させた。

⑥ 少人数ゼミ「学修原論」の開講

引き続き、専任教員が担当する少人数ゼミ（受講者は原則20名）である「学修原論」を110授業題目開講した。

(2) 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定の進捗状況

「多文化共生推進士」の養成

平成21年度科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」に「多文化推進士」養成ユニットが採択され、多文化共生マインドを育み専門的職業人として巣立つ学生たちが、社会人になってもさらに専門的・総合的・実務的に学ぶ機会を提供するためのシステムを構築した。

(3) 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策の進捗状況

① 学生による授業評価

ア 教養教育科目

大学教育センターにおいて、教養教育科目全般（必修科目等）及び分野別科目（開講数62）に対して、授業評価を実施し、詳細な集計を行った後、その結果を担当教員にフィードバックした。また、改善すべき項目を明確にするため、学長と学生との懇談会において意見聴取を行うとともに、アンケート用紙の自由記載欄の意見を項目別に分類し、組織的検証をするなど、学生の意見を含む評価結果を確実に授業改善に反映させた。

[参考]

実施科目数 62科目
アンケート実施枚数 4,001枚

イ 専門教育科目

16年度から実施している学生の自主性を尊重した授業評価により、教員個々に対する学生の意見を含む評価結果のフィードバック、各部署の授業方法改善関連委員会などにおける評価結果の組織的検証、学生への評価結果の公表、評価結果に基づく学生代表と教員による授業方法改善のための懇談会の実施などを行い、評価結果を確実に授業改善に反映させた。

[参考]

実施科目数 1,254科目
アンケート実施枚数 36,653枚

ウ ベストティーチャー表彰制度によるFD活動

全学的なベストティーチャー表彰制度により、学生の授業評価等に基づく選考を行い、最優秀賞1名、優秀賞10名を表彰した。被表彰者による公開授業の実施並びに被表彰者に対し学長裁量経費より教育研究資金の配分を行った。

また、各学部等の選考段階で優秀と判断された教員について、各学部等のFD活動として、公開模擬授業や講演会を実施した。

② 国際的な教育規格による教育成果の検証

英語について、TOEIC-IP、TOEFL-IPTをそれぞれ年2回実施した。また、ドイツ語については、ドイツ語技能検定試験3級を基準とした目標設定の作成を進め、アチーブメント・テストの試行を行った。

	<p>教員にベストティーチャー賞を授与し、受賞者による公開模範授業等を通してFDの充実を図る。</p>
<p>【10】 2) 課題探究型少人数学習において、課題解決のための調査、結果のまとめ、レポートの作成、発表などの過程で教員と学生の対話を通して教育成果を検証する。</p>	<p>【10】 2) 課題探究型少人数学習において、課題解決のための調査、結果のまとめ、レポートの作成、発表などの過程で教員と学生の対話を通して教育成果を検証する。</p>
<p>【11】 3) TOEIC、TOEFL、JABEE等の国際的な教育規格により教育成果を検証する。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>
<p>(ii) 大学院課程 大学院教育の成果に関する具体的な目標の設定 【12】 課題を把握し、問題を設定し、実験等によりデータを取得し、その結果に論理的考察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。</p>	<p>(ii) 大学院課程 大学院教育の成果に関する具体的な目標の設定 【12】 修士課程では、高度専門職業人としての深い知識の習得と専門的技術の体得を目標とする。 博士課程では、課題を把握し、問題を設定し、実験等によりデータを取得し、その結果に論理的考察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。 専門職学位課程では、教育現場の課題に対応できる高度な実践的指導力を備えた教員を養成する。</p>
<p>修了後の進路等に関する具体的な目標の設定 【13】 教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員などの地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業・行政などを目指す者は、大学院で修得した課題探究型能力を活かせるように指導する。</p>	<p>修了後の進路等に関する具体的な目標の設定 【13】 教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員などの地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業・行政などを目指す者は、大学院で修得した課題探究・問題解決能力を活かせるように指導する。</p>
<p>教育の成果・効果の検証に関する具体的な方策 【14】 セミナー、研究会、学会などに積極</p>	<p>教育の成果・効果の検証に関する具体的な方策 【14】 セミナー、研究会、学会などに積極</p>

2. 大学院課程

(1) 大学院教育の成果に関する具体的な目標の設定の進捗状況

教育学研究科(専門職学位課程)と教育現場との往還型カリキュラムの充実

20年度に設置した専門職学位課程教職リーダー専攻の2年次のカリキュラムとして、現職教員の学生は、在籍校、その他の学生は、連携協力校において、教育現場の課題解決に取り組む「課題解決実習」(2年間で520時間)を実施した。その成果については、課題研究報告会において、報告するとともに、群馬県教育委員会主事ほか学外の委員を含む評価委員の評価を受けた。

(2) 修了後の進路等に関する具体的な目標の設定の進捗状況

① グローバルCOEによる次世代リーダーとなる若手研究者の育成

グローバルCOE「生体調節シグナルの統合的研究」を継続実施し、世界的研究拠点の形成と次世代のリーダーとなる若手研究者の育成を行った。特に、自立的活動能力を涵養するために、学生自らが企画立案し運営するワークショップを開催した。

② 医学系研究科医科学専攻(博士課程)の修了生に対する取組

修了後に学術振興会特別研究員、研究機関のポストドクター等として研究を継続できるよう各修了生毎に研究指導者を配置した。

③ 工学研究科(博士課程)の長期インターンシップ等の取組

ア 博士前期課程及び博士後期課程の学生を学外の研究機関・企業に派遣し、研究者としての視野を広げることを目的とした特別実習を実施した。
イ 派遣型人材育成プログラム(長期インターンシップ)を大学院教育で実施し、高度専門職業人としての人材育成を進めている。

(3) 教育の成果・効果の検証に関する具体的な方策の進捗状況

教育成果の検証

各研究科とも、引き続き、セミナー、研究会、学会などに学生を積極的に参

的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上での公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰等の成果を評価する。

的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上での公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰等の成果を評価する。

加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証した。特に、医学系研究科では、博士課程の修了条件として、国際的英文雑誌への採択を基本とし、これまで3年次修了の要件としていた、インパクトファクター(IF)3.0以上の高い学術雑誌への論文の掲載について、4年次修了生にも推奨し、学生全員がIFの高い学術雑誌に掲載することができるような研究指導を行った。

II 教育研究等の質の向上の状況

- (1) 教育に関する目標
- (2) 教育内容等に関する目標

中期 目 標	<p>(i) 学士課程 明確な勉学意欲と豊かな倫理観を持つとともに、基礎的学力を備えた学生を選抜することをアドミッション・ポリシーとするが、高校教育のプロセスに対応した柔軟な入学者選抜にも配慮する。さらに、社会人、留学生などにも広く門戸を開く。教養教育では、幅広く深い教養、総合的判断力、自然との共生を基盤にした豊かな人間性を育てるカリキュラムを、専門教育では、専門分野の最新の知識及び技術を修得する基礎的能力や課題解決能力を養成するためのカリキュラムを設計する。教育方法では、講義と実験・実習・ゼミなどを適切に組み合わせることにより、学習意欲の向上とその成果の定着を図る。実験・実習・ゼミでは少人数教育を実施し、課題探求・問題解決型学修を導入するとともに、コミュニケーション能力などの向上を図る。成績評価においては、それが学生や社会に信頼され、学習意欲を引き出すものとなるように評価方法を改革する。</p> <p>(ii) 大学院課程 アドミッション・ポリシーは、専門領域における基礎知識と将来指導的役割を担うための資質・能力・意欲・倫理観を持つ人材を選抜すること、及び多様な学修歴を持つ受験者の資質・能力を適切に評価し、社会人や留学生を積極的に受け入れることである。教育課程では、高い倫理観に立脚し、専門的知識及び技術を修得した高度専門職業人、並びに創造的能力を備えた研究者を育成する。教育方法は、体系性をもった多様な学科目の修得を義務づけるとともに、国内外の諸機関との連携により視野を広げる教育を実施する。成績評価は、客観性のあるものにし、それが学生や社会に信頼され、学習意欲を引き出すものとなるように評価方法を改革する。</p>
--------------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(i) 学士課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>【15】 1) 大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内などに入試情報を掲載し、広報活動を活性化する。</p>	<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(i) 学士課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>【15】 1) 大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業、進路指導教諭との懇談会等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内などに入試情報を掲載し、広報活動を活性化する。 ○ 各種イベントへの参加、高校訪問、広報誌の活用等による宣伝活動を積極的に行う。</p>	<p>【15】から【42】の中期計画及び21年度計画を順調に実施するとともに、21年度においては、次に掲げる事項について、重点的に推進した。</p> <p>1. 学士課程</p> <p>(1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策の進捗状況 オープンキャンパス、進学相談会、模擬授業及び出前授業などの取組により、学生確保に努め、適正な入試倍率を維持し、優れた学生を選抜した。</p> <p>① 全学オープンキャンパス等の開催（8月1日(土)、2日(日)） 20年度に引き続き、県内及び県外(栃木・埼玉県)の全高等学校と近県(新潟・長野県)で本学への志願者が多い高等学校(計5県702校)に対し、オープンキャンパスの案内をした結果、2,844名(昨年度比78名増)の参加者があった。 なお、当日実施したアンケート調査の結果、89%の出席者から、「自分の志望(学部・学科)選択に役立った」等の回答があった。 また、各学部もオープンキャンパスを開催し、アドミッションポリシーを積極的に説明した。</p> <p>② 進学相談会の開催（9月19日(土)、20日(日)、26日(土)） 県内(高崎・桐生市)と県外(東京都)の3会場において、特別入学試験学生募集要項と一般入学試験学生募集要項の配付を兼ねた本学独自の進学相談会を開催し、699名(昨年度比5名増)の参加者があった。 なお、当日実施したアンケート調査の結果、69%の出席者から、「本学を第一志望としている」の回答があった。</p> <p>③ 進学相談会への参加 関東・甲信越地区を会場とする進学相談会に重点的に参加(延べ134回)し、延べ2,288名の受験生、保護者等に入試広報を行った。さらに、効果的な入試広報を行うため、地域や主催者別に各会場のデータを収集し、受験生</p>
<p>【16】 2) 入学者選抜方法研究委員会において、入学者の追跡調査を行って実態を把握し、改善策を選抜方法の改善に役立てる。</p>	<p>【16】 2) 入学者の追跡調査を行い、実態を把握するとともに、選抜方法の改善に役立てる。</p>	
<p>【17】 3) 社会人、私費留学生、帰国子女特別選抜を引き続き実施する。また、国費留学生も広く受け入れる。</p>	<p>【17】 3) 社会人、私費留学生、帰国生特別選抜を引き続き実施する。また、国費留学生も広く受け入れる。</p>	
<p>【18】</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>	

<p>アドミッション・ポリシーに適合した学生の受け入れを推進するために、アドミッション・オフィス（仮称）の設置を検討する。</p>	<p>の特性について分析を行い、次年度の進学相談会会場選定のための参考データとして、活用することとした。</p>
<p>教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策 【19】 1) 教養教育においては、少人数ゼミ、総合的学習、外国語教育などに重点をおくとともに、専門科目に関連した分野の充実を図る。また、国際的コミュニケーション能力の育成、情報判断能力を含めた幅広い情報処理能力の育成、自らの健康状態を判断することができる基礎的健康知識の増進などを図る。さらに、学生の学習意欲を高めるために、産業界等から非常勤講師を招き、トピックス的な内容を持つ特別科目の充実を図る。</p>	<p>教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策 【19-1】 1)-① 教養教育においては、少人数ゼミ、総合的学習、外国語教育などに重点をおくとともに、専門科目に関連した分野の充実を図る。また、国際的コミュニケーション能力の育成、情報判断能力を含めた幅広い情報処理能力の育成、自らの健康状態を判断することができる基礎的健康知識の増進などを図る。さらに、学生の学習意欲を高めるために、産業界等からの講師（ゲスト講師）を招き、トピックス的な内容を持つ特別科目の充実を図る。</p>
<p>【20】 2) 専門教育では、コア・カリキュラムと選択カリキュラムを区分して設定する。また、学生参加型少人数教育を充実し、自己能力、問題解決能力を涵養する。卒業年には、卒業研究を課し（医学科を除く）、きめ細かな指導が可能なシステムを充実する。</p>	<p>【20】 2) 専門教育では、コア・カリキュラムと選択カリキュラムを区分して設定する。また、学生参加型少人数教育を充実し、課題探求能力、問題解決能力を涵養する。卒業年には、卒業研究を課し（医学科を除く）、きめ細かな指導が可能なシステムを充実する。</p>
<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 【21】 1) 少人数ゼミ形式の授業では、課題発見法・分析法・発表法・レポート作成法などを修得させる。総合的学習と、外国語教育においては、視聴覚教材等を活用するとともに、教員と学生間のコミュニケーションを密にする。</p>	<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 【21】 1) 少人数ゼミ形式の授業では、課題発見法・分析法・発表法・レポート作成法などを修得させる。総合的学習と、外国語教育においては、視聴覚教材等を活用する。</p>
<p>【22】 2) スキル養成を目的とする授業には、TAなど教育支援者を重点的に配置する。また、安全性が必要な授業（健康学の実技、薬品等の処理を含む実験等）には、補助員を配置する。</p>	<p>【22】 2) スキル養成を目的とする授業（情報処理入門、生物学実験等）には、TAなど教育支援者を配置する。また、安全確保を必要とする授業（健康科学の実技、薬品等の処理を含む実験等）には、補助者を配置する。</p>
<p>【23】 3) 担任制、オフィスアワー、TAを充実させるとともに、履修ガイダンス</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>
	<p>④ 模擬授業・出前授業の実施並びに大学見学 61高等学校に模擬授業及び出前授業を実施し、17の高等学校が本学を見学した。</p> <p>⑤ 入学者の追跡調査 入学者の追跡調査として、入学試験結果の分析、各種アンケートの集計・分析及び成績の分析等を継続して実施するとともに、22年2月に「入学者選抜方法研究報告書」を発行した。 21年度は、上記調査の結果に基づき、医学部医学科の学士編入学試験を「3年次」から「2年次」に変更した。</p> <p>(2) 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策の進捗状況 ① TAの配置 情報処理、健康科学及び自然科学系の実験などに、TAを516名を配置し、スキルの支援及び安全の確保を行った。</p> <p>② 全学FDの実施 12月4日に斬新な教育方法の開発に先進的に取り組んでいる他大学から、講師を招き全学FDを開催した。 また、引き続き、各学部毎に、定期的な公開授業の実施やワークショップを開催し、授業方法の改善を行った。特に、公開した授業は、DVDに記録し、必要な教員には、いつでも貸し出せる体制を整備した。</p> <p>(3) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策の進捗状況 GPA制度の活用 全学部でGPA制度を採用し、成績の優れたの学生(上位5%程度)には、S評価を与えるなどし、学生の学習意欲を喚起した。また、GPAを利用して各学部から選抜された6名の学生について、卒業時に学長表彰を行った。</p>

と学生相談体制を充実する。また、修学上の問題を抱えた学生の支援体制を強化する。	
【24】 4) 定期的にFDを企画し、斬新な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。	【24】 3) FDを企画し、斬新な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。
【25】 5) 研究生、科目等履修生、聴講生の指導方法を改善する。各学部等と留学生センターとの連携を緊密にして、留学生チューター制度の充実を図る。	【25】 4) 研究生、科目等履修生、聴講生の指導体制を明確にするとともに、指導方法を改善する。各学部等と国際教育・研究センターとの連携を緊密にして、留学生チューター制度の充実を図る。
適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【26】 1) シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示する。さらに、試験の配点、成績評価の根拠などを公表する。	適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【26-1】 1)-① シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示する。 ----- 【26-2】 ② 試験の模範解答及び配点、成績評価の根拠などを公表する。
【27】 2) 教養教育では、個々の知識量だけでなく、総合力（基礎知識、自己学習遂行、調査、発表、文書作成力等）も重視した成績評価を実施する。	【27】 2) 教養教育では、個々の知識量だけでなく、総合力（基礎知識、自己学習遂行、調査、発表、文書作成力等）も重視した成績評価を実施する。
【28】 3) 教育効果の向上を図るために全学部においてGPA (Grade point average) を導入する。また、GPAを利用した成績優秀な学生の顕彰制度を確立する。	【28】 3) GPAを利用した成績優秀な学生の顕彰を行う。
(ii) 大学院課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 【29】 1) 学部教育の課程で、大学院教育の意義を明確にし、大学院進学への関心を喚起する。また、学内者、学外者を対象として、大学院説明会を実施する。	(ii) 大学院課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 【29】 1) 学部教育の課程で、大学院教育の意義を明確にし、大学院進学への関心を喚起する。また、学内者、学外者を対象として、大学院説明会を実施する。
【30】 2) 各種媒体を利用して、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び教員の研究内容等を広報する。公開講座、高等学	【30】 2) 各種媒体を利用して、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び教員の研究内容等を広報する。公開講座、高等学

2. 大学院課程

(1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策の進捗状況

大学院説明会の開催

各研究科毎に学部学生や学外者を対象とした大学院説明会を開催し、アドミッション・ポリシーなどについて、説明を行った。また、社会人に対しては、休日に説明会を実施するなどの便宜を図った。特に、医学系研究科では、大学院の研究内容だけでなく、グローバルCOE、大学院GPによる経済的支援、学生に対する研究費支援策等を説明するとともに、基礎臨床融合型研究推進コース、がんプロフェッショナル養成プランのプログラム内容を説明し、次世代の臨床研究者の重要性を理解させた。

校と大学間連携事業などを企画・主催して、研究科の教育内容、研究活動を広く宣伝し、大学院志望者の増加を図る。	校と大学間連携事業などを実施して、研究科の教育内容、研究活動を広く宣伝し、大学院志望者の増加を図る。
【31】 3) 社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。留学生には、日本語能力の不足を配慮した受け入れ体制の充実を図る。	【31】 3) 社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。留学生に対しては、その受け入れ体制の充実を図る。
教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策 【32】 1) 大学院課程で共通に必要なとされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるための共通カリキュラムを編成する。また、学部のカリキュラムと連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムを編成する。	教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策 【32】 1) 大学院教育を充実させるため、大学院課程で必要とされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるためのカリキュラム及び学部のカリキュラムと連続性・整合性を持つ大学院カリキュラムを編成する。
【33】 2) 学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価などを学生主体で行わせる。	【33】 2) 学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価などを学生主体で行わせる。
【34】 3) 学外での教育研究活動の単位化やインターネットなどによる遠隔地からの研究指導の制度化を検討する。	【34】 3) ICT有効利用による遠隔授業や研究指導を行う。
【35】 4) 留学生に対しては、留学生のニーズに合わせた教育プログラム及び留学生センターによる日本語教育を整備充実する。社会人や科目等履修生のために、夜間開講のカリキュラムを充実させる。	【35-1】 4)-① 留学生のニーズに合わせた教育プログラムを充実させる。 ----- 【35-2】 ② 社会人や科目等履修生のために、夜間、土日及び長期休業期間中開講のカリキュラムを充実させる。
授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 【36】 1) 履修ガイダンスの充実とともに、学生の修学相談に応じられる体制を整備する。	授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 (平成19年度計画実施済事項)
【37】 2) 教員に対するFDや公開授業などを開催して、斬新な教育方法を紹介し、積極的な利用を支援する。	【37】 1) 教員に対するFDや公開授業などを開催して、斬新な教育方法を紹介し、積極的な利用を支援する。
【38】 3) 国内外の教育研究機関での実習や学外組織とのネットワーク授業を推	【38】 2) 国内外の教育研究機関での実習や学外組織とのネットワーク授業を推

(2) 教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策の進捗状況

① 学生参加型少人数授業の実施

各研究科において、多くの授業で学生参加型少人数教育を実施し、演習、実習においては、企画、立案、調査、発表、討論などの一連の流れを学生主体で行わせている。

② 社会人学生等のための夜間開講カリキュラム等の実施

各研究科において、社会人や科目等履修生が就業と修学が両立できるよう、夜間開講プログラム、土日、夏期などの特定時期における集中講義、サテライト教室での講義を実施した。特に、医学系研究科保健学専攻では、大学院GP「地域・大学院循環型保健学リーダーの育成」の社会人を対象とした教育プログラムにより、7名の学生が就労しながら、教育、研究指導を受けた。

(3) 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策の進捗状況

COE、GPなどの競争的資金等を活用したポストドクター、RAの確保

COE、GPなどの競争的資金等を有効に活用して、ポストドクター25名、RA46名のポストを確保した。

(4) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策の進捗状況

① 優れた成果を上げた学生に対する顕彰

研究業績、研究発表、研究者としての将来性や発展性を選考基準として、優れた成果を上げた学生を顕彰した。特に、医学系研究科では、在籍時に特に顕著な業績を上げた学生に対し、大学院学術優秀者として顕彰した。また、大学院GPの資金を活用して優秀な学生に対し、インセンティブを与えるとともに、学会賞等の受賞を推進した。さらに、国際意識を高めるため、国際学会において第一著者として発表する学生に対し、渡航旅費を支援した。

② 成績優秀者に対する修了年限の短縮

大学院学則、各研究科規程に基づき、成績優秀な学生の早期修了制度を積極的に活用した。医学系研究科では、審査基準について、インパクトファクター(IF)3.0以上の高い学術雑誌への論文の掲載に、共著者の人数も設定することとした。

<p>進する。</p>	<p>進する。 ○ 海外の学生との交流を推進するための支援プログラムを充実する。</p>
<p>【39】 4) 研究生、科目等履修生、聴講生のニーズに応えるために指導方法を改善する。各研究科と留学生センターが連携し、留学生チューター制度を充実する。社会人入学者に対する夜間開講、夏季休暇期間開講などを拡充するとともに、遠隔授業を実施するための環境を整備する。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>
<p>【40】 5) ポストドクター、RAなどの教育研究支援者のポストを用意するとともに、TAの増員を図る。</p>	<p>【40】 3) ポストドクター、RAなどの教育研究支援者のポストを用意するとともに、必要に応じてTAの増員を図る。</p>
<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【41】 1) シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正で厳正な評価を実施する。演習は、文献講読・研究発表・討論等を通じて、到達度・積極性・意欲等の面から、実験は、目的・方法・実験操作・結果の分析・考察・創造性等の面から多面的に評価する。</p>	<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【41】 1) シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正で厳正な評価を実施する。</p>
<p>【42】 2) 成績優秀な学生の顕彰制度、成績評価の根拠の公表などを実施し、教育効果の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。</p>	<p>【42】 2) 成績優秀な学生の顕彰、成績評価の根拠の公表などを実施し、教育効果の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 ③ 教育の実施体制等に関する目標

中期目標
 教職員の配置については、公募制・任期制の適用範囲を拡大し、人事の流動を促し、研究・教育の活性化を図る。重点的な人的配置、年齢、性別によらず有能な教職員の登用、外国人教員の適正配置に努める。教員の教育業績評価システムを確立し、人事、任期制教員の再任評価、顕彰制度などに活用する。また、全学共通の教養教育は、全教員の参加体制で実施する。
 教育環境整備については、教育設備の充実、空調設備の整備、障害者等にも配慮した学習環境の整備、老朽化した教室の更新などにより、教育環境を改善する。また、少人数教育用や学生の自己学習のための教育設備を充実する。
 教育の質の改善のために、授業方法改善研究部会を中心としたFD活動を活性化し、公開授業、授業改善活動の充実を図る。さらに、学生による授業評価、シラバスの掲示板機能を利用し、常時学生の教育に対する満足度を計測する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 【43】 1) 教員の採用は原則として公募制により選抜する。また、選考基準を公表する。</p>	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 (平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>【43】から【60】の中期計画及び21年度計画を順調に実施するとともに、21年度においては、次に掲げる事項について、重点的に推進した。</p> <p>1. 適切な教職員の配置等に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>教員の欠員補充 教員の欠員補充については、「欠員教員の後任補充等に係る基本方針」を踏まえ、役員会で大学、個別部局等の全体戦略及び将来計画との関連性を十分に精査し、適切な人事配置を実施した。</p>
<p>【44】 2) 新たに採用する教員に対しては、全部局で任期制の導入を検討する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>2. 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策の進捗状況</p>
<p>【45】 3) 教員の教育研究業績データベースを整備する。平成18年度～19年度を目途に教育、研究、社会貢献、管理運営面の貢献など多面的な評価を行うシステムを確立し、教員の諸活動の支援と啓発を行うとともに、その評価結果を人事配置などに反映させる。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>	<p>(1) 学生用図書の充実 学生の自己学習を促進するため、「学生が選ぶ1000冊の本」、「学生が選ぶ図書キャンペーンin工学部」などの取組を行い、学生用図書の充実(計538冊購入)を図った。</p> <p>(2) 情報リテラシー教育等の充実 総合情報メディアセンターと各部局が連携して、電子ジャーナル、各種データベースの講習会や文献検索演習の講習会を実施し、情報リテラシー教育の充実を図った。また、情報倫理e-ラーニング教材(日本語版と英語版)を作成・公開し、674名利用者があつた。</p>
<p>【46】 4) 年齢、性別によらず有能な教職員を登用し、適切な人事配置を検討するシステムの構築を図る。</p>	<p>【46】 役員会において計画的な人事管理を行う。</p>	<p>(3) シラバスに掲載された図書の収集 各キャンパスの図書館において、各教員と連携して収集した、シラバスに掲載された図書397冊を購入し、学生の自学・自習に提供した。</p>
<p>【47】 5) 全学共通の教養教育に関して、全学教員の参加による企画・実施・運営組織を置く。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>3. 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策の進捗状況</p> <p>「群馬大学moodle」の活用 Web上で、講義資料の配付や学生からの質問・意見等の集約ができるe-ラーニングシステム「群馬大学moodle」の活用により、きめ細やかな指導を行った(21年度末現在 登録教職員171名、171科目登録)。</p>
<p>教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 【48】</p>	<p>教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 【48】</p>	

<p>1) 老朽化した講義室の改修、空調の整備、古い学習用調度品の更新を図る。また、小グループセミナー等のための少人数用教室、基礎教育と総合的な学習のための中規模講義室を整備する。</p>	<p>1) 施設・環境推進室の下、各講義室等の点検・評価を行い、その結果に基づき必要に応じて整備を行う。</p>
<p>【49】 2) 学生の自己学習を促進するために、図書館の充実を図るとともに、自習室並びにパソコン室を整備する。</p>	<p>【49】 2) 学生用図書を充実させるとともに、図書館内の学習スペース、情報機器類、ネットワークの環境整備等を行い、学生の学習環境を整える。</p>
<p>【50】 3) 主要な講義室には液晶プロジェクターなどのAV機器を設置する。</p>	<p>【50】 3) 教育効果を高めるため、主要な講義室には液晶プロジェクターなどのAV機器を設置する。</p>
<p>【51】 4) 情報活用のためのリテラシー教育を関係部局が連携して行う体制を整備する。</p>	<p>【51】 4) 総合情報メディアセンターと各部局が連携し、情報リテラシー教育等の充実を図る。</p>
<p>【52】 5) 図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された資料を収集して提供する。</p>	<p>【52】 5) 図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された図書資料を収集して提供する。</p>
<p>【53】 6) Web上の情報を共有するため、安全性を強化し、イントラネットやe-learningの基盤を整備する。また、双方向情報システムを整備し、学生の自己学習支援システムの構築を図る。</p>	<p>【53】 6) インターネットを活用するため、情報通信基盤の安全性を強化する。また、学生の学習支援システムの構築を図るため、ICT有効活用の基盤を整備する。</p>
<p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 【54】 1) 大学評価委員会及び自己評価専門委員会を中心に、学生の授業評価、調性学生による教育に対する満足度調査、卒業生やその職場の意向調査を定期的に実施し、その結果を公表する。また、関係委員会が指摘された問題点に対する改善策を立案し、確実に実行するシステムを構築する。</p>	<p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 【54】 1) 学生の授業評価、学生による教育に対する満足度調査を実施し、その結果を公表する。また、関係委員会が指摘された問題点に対する改善策を立案し、確実に実行する。</p>
<p>【55】 2) 授業方法改善研究会を中心に、公開授業、授業方法改善活動を活性化させる。公開授業では、教員相互間で評価を行うとともに、報告書を作成し公表する。</p>	<p>【55】 2) 教育方法企画部会を中心に、公開授業、授業方法改善活動を活性化させる。公開授業では、教員相互間で授業改善の検討を行うとともに、報告書を作成し公表する。</p>
<p>【56】</p>	<p>【56】</p>

<p>3) シラバスの機能を強化し、常時全 教員・全科目につき学生がWeb上で 授業評価、質問、意見などを提出し きるシステムを導入する。このよう な情報を集積して、データベースと して活用する。</p>	<p>3) 学生からWeb上で出された質問、 意見などの情報を集積して、データ ベースとして活用する。</p>
<p>【57】 4) 平成18年度～19年度を目的に 教員の教育研究活動に対する全学的 評価システムを確立する。優れた評 価の教員を表彰する制度を設けると ともに、評価結果を研究費等資源配 分に反映させるシステムを策定す る。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>
<p>教材、学習指導法等に関する研究 開発及びFDに関する具体的方策 【58】 1) 授業方法改善研究会を中心に、 教育方法、教材・学習方法に関する 検討を積極的に行う。また、FDや教 育法に関するワークショップを定期 的に実施し、教育システムや教育能 力の向上を図る。</p>	<p>教材、学習指導法等に関する研究 開発及びFDに関する具体的方策 【58】 1) 教育方法企画部会を中心に、教育 方法、教材・学習方法に関する検討 を積極的に行う。また、FDや教育法 に関するワークショップを実施し、 教育システムや教育能力の向上を図 る。</p>
<p>【59】 2) 学生との定期的な懇談会を設け、 学生の要望を教育方法の改善に生か す。</p>	<p>【59】 2) 学生との定期的な懇談会を設け、 学生の要望を教育方法の改善に生か す。</p>
<p>全国共同教育、学内共同教育等に 関する具体的方策 【60】 他大学との共同教育、学内の共同教 育を積極的に進める。特に、単位互換 に積極的に取り組む。</p>	<p>全国共同教育、学内共同教育等に 関する具体的方策 【60】 他大学との共同教育、学内の共同教 育を積極的に進める。特に、単位互換 に積極的に取り組む。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 ④ 学生への支援に関する目標

中期目標 学生への学修支援については、入学生の多様な学力に配慮したきめ細やかな支援体制を構築すること、勉学への意欲、将来への目的意識を育む学習環境を整備し、学生が必要とする情報をいつでも容易に提供できる体制を整備することなどを基本方針とする。
 学生への生活支援については、学生の実態調査を定期的実施し、それに基づき柔軟に対応できる学生支援体制を整備すること、学生生活や各種活動に対して指導や助言等を行う組織を充実させること、就職支援やアルバイトの紹介など経済的側面における支援を強化することなどを旨とする。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策</p> <p>【61】 1) 大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講などの導入教育の充実を図る。</p>	<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策</p> <p>【61】 1) 大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講などの導入教育の充実を図る。</p>	<p>【61】から【76】の中期計画及び21年度計画を順調に実施するとともに、21年度においては、次に掲げる事項について、重点的に推進した。</p> <p>1. 学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>導入教育の充実 入学時の学力不足分野を補うために、21年度は新たに、医学部保健学科看護学専攻、工学部情報工学科に「英語」、工学部応用化学・生物化学科に、「物理学入門演習」、工学部夜間主コースに「数学物理入門」の習熟度別クラス編成を導入し、導入教育の充実を図った。</p>
<p>【62】 2) 学生支援センターを設置し、履修・厚生補導・課外活動・奨学金・学生寮や留学相談などにきめ細やかな対応をする。定期的に学生実態調査を実施し、支援体制の改善に活用する。</p>	<p>【62】 2) 学生支援センターにおいて、履修・厚生補導・課外活動・奨学金・学生寮や留学相談等に関し、きめ細やかな対応をする。</p>	<p>2. 生活相談等に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>(1) テキスト「学生と向き合う25の提案」の配付 学生の悩み等に対する指導・助言を行う教職員に対し、テキスト「学生と向き合う25の提案」を配付し、相談体制の充実を図った。</p>
<p>【63】 3) 低学年において合宿研修を実施し、教職員と学生の交流を深める。平成17年度を目途にオフィスアワーを設定するとともに、研究室の開放などを通じて、交流の実効性を高める。</p>	<p>【63】 3) 教職員と学生の交流を深めるため、低学年において合宿研修を実施する。また、オフィスアワー、研究室の開放などを通じて、交流の実効性を高める。</p>	<p>(2) 障害のある学生に対する支援の充実 引き続き、専門支援者による手話、遠隔通信技術を利用したキャンパス間連携を含むパソコンテイク及びトイレ・食事・移動などの介助を実施するとともに、21年度から新たに、iPhoneを利用した遠隔字幕表示によるパソコンテイクを実施した。</p>
<p>【64】 4) クラス担任制を充実させる。また、教員が、常時学生の相談に応じられる体制を設けるとともに保護者などで構成される後援会及び同窓会との連携を強化する。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>	<p>(3) カウンセリング体制の充実 21年10月から新たに、太田キャンパスに臨床心理士を配置(週1時間)するとともに、桐生キャンパスのカウンセリング時間を1.5倍に増やすなど、カウンセリング体制の充実を図った。また、桐生キャンパスの入院施設保有病院所属の精神科医を学校医に委嘱し、精神に緊急異常が生じた学生の入院等に対処した。</p>
<p>生活相談等に関する具体的方策</p> <p>【65】 1) 修学、精神的悩みや対人関係などの相談体制を拡充する。保健管理センターにおいては専門職によるカウンセリング機能を充実させる。また、セクシュアル・ハラスメント防止体制を強化するとともに、障害をもつ</p>	<p>生活相談等に関する具体的方策</p> <p>【65】 1) 修学、精神的悩みや対人関係などの相談体制を充実させる。健康支援総合センターの専門職によるカウンセリング機能を充実させる。また、ハラスメント防止体制や障害のある学生への支援体制を強化する。</p>	<p>(4) 地域貢献活動の理論的かつ実践的な体験・学習機会の提供 「地域貢献活動学生協力者養成講座」(21年9月)を開催し、地域貢献活動の理論的かつ実践的な体験・学習機会の提供を行った(34名参加)。</p> <p>(5) 講師以上の全教員を対象にした「学生相談アンケート」の結果の活用 講師以上の全教員を対象に「学生相談アンケート」を実施し、学生からの相談内容及びその対応方策等を取りまとめ、日常の学生相談に活用するよう冊子として配付した。</p> <p>(6) メールによる「メンタルヘルス通信」の送信 21年9月から、教員に精神面の学生相談のスキル向上のため、毎月、全教員</p>

<p>学生への支援体制を創設する。</p>		<p>に対し、健康支援総合センターから「メンタルヘルス通信」をメールで送信した。</p>
<p>【66】 2) 平成17年度に学生支援の窓口を設置し、学生のクラブ活動、学生自治会、ボランティア活動、NPOなど多様な形で社会参加するための自主組織に対して積極的に支援を行う。</p>	<p>【66】 2) 学生支援の窓口において、学生のクラブ活動、学生自治会、ボランティア活動、NPOなど多様な形で社会参加するための自主組織に対して積極的に支援を行う。</p>	<p>3. 就職支援等に関する具体的方策の進捗状況 (1) 就職ガイダンス等の実施 学生支援センター就職支援部会主催による就職ガイダンス（合計6講座、開催回数50回、参加者延べ3,443名）を開催した。</p>
<p>【67】 3) 学生面談を行い、修学、健康管理、生活、進路等の相談や助言をする。また、教職員の指導力向上のために、学生相談に関する手引きを作成し研修を実施する。</p>	<p>【67】 3) 学生支援センター学生相談・生活部会において、広く学生生活に関する相談体制を充実させる。学生相談に関する手引きを利用し、教職員の指導力向上を図る。</p>	<p>(2) キャリアカウンセラーの配置 荒牧キャンパス及び桐生キャンパスにキャリアカウンセラーを配置し、学生個々の様々な悩み、不安、疑問等の就職相談（280件）に対応した就職活動に対する支援を行った。</p>
<p>就職支援等に関する具体的方策 【68】 1) 就職ガイダンスや、キャリアカウンセラーによる就職指導を充実し、就職指導担当教職員との連携による就職支援体制を強化する。また、キャリアガイダンスを低学年から実施する。</p>	<p>就職支援等に関する具体的方策 【68-1】 1) 就職ガイダンスや、キャリアカウンセラーによる就職指導を充実し、就職支援部会、キャリアサポート室及び就職指導担当教職員との連携による就職支援体制を強化する。また、キャリアガイダンスを低学年から実施し、職業意識を高める。 ○ 県と連携し、就職支援を強化する。</p>	<p>(3) 就職支援刊行物の発刊 就職活動のノウハウをまとめた「2009 就職支援BOOK - 群大生のための就活ノウハウ集 -」を発刊し、配付した。</p> <p>(4) 県内学生支援サポート関係団体との連携 群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）で行っているEメール相談の利用促進など、群馬県内の学生支援サポート関係団体と連携し、就職支援を強化した。</p> <p>(5) インターンシップの推進 本学と受入企業開拓事業所である「群馬県中小企業団体中央会」との連携により、85の官公庁、企業の協力を得て、168名参加のインターンシップを実施した。</p>
<p>【69】 2) 平成16年度に県内他大学等と合同の実務者レベル就職研究会を設置し、また、経済界との意見交換を図る。さらに、新たに、企業の人事経験者等による専門的助言者を配して、指導体制の強化を図る。</p>	<p>【69】 2) 国公立大学が参加する就職指導担当者研修会や全国就職指導ガイダンス等において、意見交換を図る。さらに、企業の人事担当者等による専門的助言や情報の収集により、就職指導体制の強化を図る。</p>	<p>4. 経済的支援に関する具体的方策の進捗状況 (1) 日本学生支援機構奨学金等についての説明会の開催 日本学生支援機構奨学金についての説明会（募集、採用、継続（各2回）、返還（1回）及び授業料免除説明会（前後期各1回）を行うとともに、これらの制度について、入学時のオリエンテーションでの説明やホームページに掲載し、周知を図った。</p>
<p>【70】 3) インターンシップを推進し、企業、公的機関、学校、施設等において学生に実務経験を積ませる。平成17年度に教職員による「インターンシップ推進協議会」（仮称）を設置する。</p>	<p>【70】 3) インターンシップを推進し、企業、公的機関、学校、施設等において学生に実務経験を積ませる。</p> <p>----- 【68-2】 4) キャリアサポート室等を中心に、学生の就職活動のための実践的支援（模擬面接の実施、小論文作成技術の訓練等）を行う。</p>	<p>(2) 入学科・授業料免除申請資格の緩和 深刻化する不況を受けて、保護者の解雇等に伴う家計の悪化などを理由とした入学科・授業料免除の申請について、申請資格の緩和を行った。</p>
<p>経済的支援に関する具体的方策 【71】 1) 奨学金制度などの諸制度を熟知させるとともに、TAなど学内補助業務やアルバイトなどの紹介体制を充実させる。</p>	<p>経済的支援に関する具体的方策 【71】 1) 説明会やホームページ等を通して奨学金制度などの諸制度を熟知させる。また、TAなど学内補助業務やアルバイトなどの紹介体制を充実させる。 ○ 深刻化する不況を受けて、保護者の解雇等に伴う家計の悪化によ</p>	<p>5. 社会人・留学生等に対する配慮の進捗状況 留学生用図書等の充実 各キャンパスの図書館と国際教育・研究センターが連携して、留学生が必要とする図書、新聞及び雑誌489冊を整備し、充実を図った。</p>

	り困窮する学生に対し、入学料・授業料を減免する。
<p>【72】 2) 平成16年度から下宿、アパート情報をHPに掲載するなど、宿舍の紹介制度などを強化し、学生の経済的安定化を図る。</p>	<p>【72】 2) 下宿、アパート情報をHPに掲載するとともに、宿舍の紹介制度などを充実させ、学生の経済的負担の軽減を図る。</p>
<p>【73】 3) 学生に対する福利厚生の実施を図る。</p>	<p>【73】 3) 学生に対する福利厚生の実施を図る。</p>
<p>社会人・留学生等に対する配慮 【74】 1) 社会人学生や留学生のための交流の機会を増やし、学生・教職員との親睦の場を更に充実させる。また、留学生センターと各部署が協力し、留学生支援体制を整えるとともにチューター制度の活用を図る。</p>	<p>社会人・留学生等に対する配慮 【74】 1) 社会人学生や留学生のための交流の機会を増やし、学生・教職員との親睦の場をさらに充実させる。また、国際教育・研究センター及び各部署が協力し、留学生支援体制を整えるとともにチューター制度の活用を図る。</p>
<p>【75】 2) 図書館は、社会人学生や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図る。外国語版の利用案内やホームページを作成し、留学生の便宜を図る。</p>	<p>【75】 2) 図書館は、社会人学生や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図る。外国語版の利用案内を作成し、留学生の便宜を図る。</p>
<p>【76】 3) 社会人学生の修学を支援する相談窓口を設置する。</p>	<p>【76】 3) 社会人学生の修学支援体制を充実する。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標 我が国の学術政策の基本方針を踏まえつつ、最先端の独創的研究を世界水準で展開する。研究の推進に当たっては、専門分野の枠組みにとらわれず、総合的視点に立脚した研究分野の再構築を図り、新しい学問体系の確立を目指す。研究の成果は、それぞれの研究分野において世界的水準の学術誌に発表して、諸科学の進歩に貢献するとともに、知的財産権を取得して、教育研究を円滑に実施するための財政的基盤を強化する。また、地域社会に発生する様々な問題や課題について、学外の関係機関や自治体等と共同研究を積極的に実施し、その成果を地域社会に広く還元する。

中期計画	平成21年度計画	計画の実施状況
<p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究の方向性 【77】 1) 学術政策の基本方針に基づく重点的研究分野を中心に、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻など組織の枠組みにとらわれることなく、学術的意義、創造性、社会貢献性などを重視する。</p>	<p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究の方向性 【77】 1) 18年度に策定した学術研究推進戦略に基づき、研究戦略室を中心に、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻など組織の枠組みにとらわれることなく、学術的意義、創造性、社会貢献性などを重視する。</p>	<p>【77】から【93】の中期計画及び21年度計画を順調に実施するとともに、21年度においては、次に掲げる事項について、重点的に推進した。</p> <p>1. 目指すべき研究の方向性に関する進捗状況</p> <p>18年度に策定した学術研究推進戦略に基づき、研究戦略室を中心に、重点8領域（中期計画及び21年度計画【80】から【87】のプロジェクト型研究を継続して推進した。</p> <p>2. 大学として重点的に取り組む8領域の研究の推進</p> <p>(1) 生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究</p>
<p>【78】 2) 社会情報学、保健学などの新しい学問分野においては、それらの研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学など成熟した学問分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。生命科学研究の推進に関しては、生命科学懇談会の答申等を踏まえて世界的水準の研究拠点形成を図る。</p>	<p>【78】 2) 社会情報学、保健学などの新しい学問分野においては、それらの研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学など成熟した学問分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。</p>	<p>生命調節研究所と大学院医学系研究科及び秋田大学医学部の共同で推進しているグローバルCOEプログラム（生命科学分野）「生命調節シグナルの統合的研究」では、1) 生命調節シグナルの産生・受容伝達機構の解明、2) 内分泌・代謝系、神経系、免疫系などの調節系の制御システムの解明を目的として、研究活動を展開した。本学と秋田大学との教育研究交流に関する協定に基づき、一部の学位審査では審査員の相互交流を行った。また、計3回のシンポジウムを開催し、特に、秋田大学で開催した国際シンポジウムでは、両大学以外からも国内、国外の一流の研究者の参加発表があった。</p>
<p>【79】 3) 基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。</p>	<p>【79】 3) 基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。</p>	<p>(2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築</p> <p>基礎臨床融合型研究を推進するため大学院医学系研究科医科学専攻では、20年度にトランスレーショナルリサーチコースを開設、分野横断的な研究体制の構築を開始したが、21年度はこの体制の強化に努め、合計9名の大学院生がそのコースに在籍した。</p> <p>21年度も「1. 生体情報解析に基づく器官機能異常の解析について」及び「2. 難治性感染症について」の2領域について研究を推進した。</p>
<p>大学として重点的に取り組む領域 【80】 1) 生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究</p>	<p>大学として重点的に取り組む領域 【80】 1) 生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行などの情報受容伝達系の研究</p>	<p>(3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発</p>
<p>【81】 2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築</p>	<p>【81】 2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築</p>	<p>22年3月に、大学内に設置された重粒子線照射施設において重粒子線治療を開始し、前立腺がん患者5名の治療を行った。また、重粒子線がん治療のための研究開発及び教育研究体制について、次の整備を行った。</p> <p>① 炭素イオン照射による細胞生物学的研究を展開し、重粒子線治療法の基礎生物学的研究を展開し、P53の変異やBCL2の過剰発現に関わりなく、安定し</p>

【82】 3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発	【82】 3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発
【83】 4) 健康の維持・増進や生活の質 (QOL) 向上のための科学研究	【83】 4) 健康の維持・増進や生活の質 (QOL) 向上のための科学研究
【84】 5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御	【84】 5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御
【85】 6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究	【85】 6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究
【86】 7) 学校教育が直面している諸課題 (不登校、いじめ、多文化共生等) に対応するための実践的・総合的研究	【86】 7) 学校教育が直面している諸課題 (不登校、いじめ、多文化共生等) に対応するための実践的・総合的研究
【87】 8) 社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究	【87】 8) 社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究
	【80～87】 ○ 研究戦略室では、これまでの研究成果に関する検証を行うとともに、今後大学として重点的に取り組む研究領域について検討する。
成果の社会への還元に関する具体的方策 【88】 1) 大学施設の公開、公開講座など啓発活動を推進し、各種広報手段を通して研究内容や活動の現状などを公開し、公的研究機関としての説明責任を果たす。	成果の社会への還元に関する具体的方策 【88】 1) 企業懇談会、公開セミナー、シンポジウム、公開講座などを通じて研究内容 (活動) 等の情報提供を積極的に行う。また、ホームページ、大学案内等を利用し、施設や研究者情報を広く社会に公開する。
【89】 2) 研究成果の公表、特許出願を奨励する。また、平成16年度から研究成果をデータベース化し、各種手段を通して公開する。	【89】 2) 研究成果を各種手段により公開するとともに、特許出願を奨励する。
【90】 3) 研究・知的財産戦略本部を中心に、学内の知的財産権の管理・活用を図るとともに、外部TLO機関やリエゾンオフィスと連携する。	【90】 3) 群馬大学TLOを中心に、学内の知的財産権の管理・活用を図るとともに、他の国公立大学と連携する。
【91】	【91】

た放射線照射効果が得られること、また、炭素イオン照射によるバイスタンダー効果を明らかにした。さらに、脳細胞などの正常組織に対する炭素イオン照射の生物効果を明らかにした。

② 重粒子線臨床試験の準備のために臓器別治療会議を開催するとともに、前立腺がん、肺がん、肝臓がん、直腸がん、骨軟部腫瘍などの重粒子線治療のプロトコルを完成し、群馬県と共同で集患組織網を整備するなど、治療実施体制の整備を行った。

③ 重粒子線医学研究センターを中心に、重粒子線治療専用医療情報システムの開発を行った。新規照射法の研究開発を推進するために、同センター物理学部門に新たに専任助教を配置した。

④ 高精度マイクロサージェリー法の研究開発を進め、マイクロビームサージェリー治療用の実験ポートの設計を行い、これを利用する照射法の開発を行った。さらに、加齢黄斑変性症に対する重粒子線治療システムの開発研究を完成させ、国際特許を申請した。また、重粒子線治療精度向上のために新たにCdTeコンプトンカメラの開発を行い、ラットを用いた多種RI分布画像の取得に成功した。

⑤ がんプロフェッショナル養成プランにおける人材育成の取組として、重粒子線治療医や医学物理士養成のための大学院教育のシラバスの改訂や、録画したDVDを用いて大学院生が適宜講義を受講できるシステムの構築を行った。

(4) 健康の維持・増進や生活の質 (QOL) 向上のための科学研究

療養支援、リハビリテーション、健康増進・未病、介護予防を4つの研究分野とし、基礎及び臨床研究を継続した。療養支援分野では、神経難病看護、がん看護、在宅看護、代替医療の研究を行った。リハビリテーション分野では、神経疾患リハビリ、呼吸リハビリを推進して、特に、肺組織中のアスベストの直接同定方法を開発した研究が社会的に大きな反響を呼び、十数社の新聞記事及びNHKのニュースでも報道された。健康増進・未病分野では、日米比較疫学研究、健康指導、各種疾患の早期診断法開発を、介護予防分野では、高齢者筋肉トレーニング、認知症予防をテーマとして研究を進め、さらにこうした研究母体となる多職種間の連携に関する教育の成果について英文雑誌に発表するとともに、大学間のネットワークを構築してそれぞれの教育の内容について研究し、WHOとの連携のもとに、日本初の英文著書を発刊した。

(5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御

定常的な研究活動を着実に遂行すると同時に、次の新たな取組を行い、国際的な拠点としての、ケイ素科学センターの活動を展開した。

① 新たに東レ・ダウコーニングとの連携大学院協定を締結し、客員教授の受入を行った。

② 12月に第5回ケイ素科学国際シンポジウムを開催した。

③ 9月に開催された基礎有機化学討論会に、特別セッションを設け、ケイ素センター関連の発表を行った。

④ 21年度から開始されたFLC (フロンティアリーダーコース) の学生をケイ素センター主催の学会に参加させた。

⑤ 8月に連携協定先のノースダコダ州立大学から研究者を招き、研究討論、学術交流について検討した。

(6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究

アナログ回路分野の教育研究を充実し、本学の特色とすべく研究及び教育に関する4つの事業を展開した。

① アナログ集積回路研究会を本年度での活動については、18回の研究会を開催した。

② 大学院生向けアナログ教育プログラムの開発では、20年度に引き続き、概算要求連携融合事業として計17プロジェクトからなる大学院教育改革を実施

<p>4) 地域共同研究センターを中心に企業等との共同研究を推進し、都市エリア産官学連携事業、地域新生コンソーシアム事業、群馬県が取り組んでいる事業化プロジェクトなどに積極的に参加する。</p>	<p>4) 共同研究イノベーションセンターを中心に企業等との共同研究を推進するとともに、国、地方自治体が行っている事業化プロジェクトなどに積極的に参加する。</p>	<p>した。また、当該分野におけるルネサステクノロジ社、半導体理工学研究センター、三洋半導体、旭化成東光パワーデバイス等と共同研究を推進した。</p> <p>③ 産業人リカレント教育プログラム「群馬アナログカレッジ」について中上級講座（4講座、計240時間）、初級講座（年4回）を実施した。本年度は200名を超える修了生を排出した。</p> <p>④ 文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」の支援を受けて「デジタルを活かすアナログナレッジ養成拠点形成」プログラムを実施した。教育対象を地域産業界の企業内研究開発者と大学院生とし、客員教授2名を招聘し、座学と実習を組み合わせた実践的講座群の開発及び実施、企業の研究開発における課題解決を受講生とともに図るアナログ工房講座、講師養成などを介してデジタルを活かすためのアナログ技術を強みと特徴とした教育研究拠点形成を図ることを目的としている。</p>
<p>【92】 5) 地域住民に対して産学官連携、新規事業創生、NPO運営、地域医療、環境問題などに関する助言・相談機能を持つシステムの構築を図る。</p>	<p>【92】 5) 地域住民に対して産学官連携、新規事業創生、NPO運営、地域医療、環境問題などに関する助言・相談機能を充実する。</p>	<p>(7) 学校教育が直面している諸課題(不登校、いじめ、多文化共生等)に対応するための実践的・総合的研究</p>
<p>研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 【93】 平成18年度～19年度を目的に研究水準・成果を組織的に評価するシステムを作る。論文発表、学会活動などに加えて、学術招待講演、学術賞の受賞、特許取得、研究成果の事業化など多面的に評価する。この目的のために、教員の教育研究業績データベースを作成する。</p>	<p>研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 (平成20年度計画実施済事項)</p>	<p>「群馬大学と群馬県教育委員会との連携に係る協議会」の枠組みの下に、学校現場の教育課題等について6つのテーマの共同研究、4つの連携事業を推進した。すなわち、「小学校外国語活動モデルカリキュラムの作成」、「小学校における体育授業プログラムの開発」、「群馬県版校務支援標準システムへ搭載する児童生徒支援カルテの開発」、「問題を抱える子どものためのサポートプログラムの開発」、「特別支援教育の充実」及び「教育現場における保護者との連携体制の構築」が研究テーマであった。共同事業として、シンポジウム、実践交流会、事例検討会等を行った。これらの成果は、報告書として3月にまとめた。</p> <p>また、学校教育臨床総合センターでは、前橋市を中心に群馬県西部地域の児童・生徒・保護者のカウンセリングを行い、教育相談的支援・子育て支援を行った。同時に、この地域での教育相談やカウンセリングに携わる教職員や臨床心理士などの専門家向けに研修の機会を設け、事例検討会や心理臨床研究会を開催し、大学の専門的知識と地域の実践的問題との相互交流的研究を行った。さらには、群馬県教育委員会・児童相談所・精神科・小児科・前橋家庭裁判所などとの連携を深め、教育・医療・福祉・司法のネットワークを活発にするなど、子どもたちを取り巻く問題に的確かつ迅速に対応し、子どもを中心としたソーシャル・リソースの利用を促進できるように施策を行ってきた。</p> <p>(8) 社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究</p> <p>学長裁量経費(教育研究改革改善プロジェクト経費)による「モバイル・インターネットの進展と親密圏の社会的変容に関する総合的研究」は3年計画の最終年度を迎え、研究集会やシンポジウムの開催並びに追加調査を行った。得られた研究成果を日本社会情報学会のワークショップで発表し、また、報告書にまとめるなど、学界や社会、とりわけ、この間各種調査に協力を仰いだ各機関に還元し、今後の研究の発展のための資源とした。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ② 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標
 国際競争力をもつ先進的研究拠点形成し、それを担う人材を恒常的に育成するために必要な研究実施体制の整備を行う。学部・専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムの構築、複合領域の研究や大学院生に対する柔軟な研究指導を可能にする大学院組織の改組・再編を図る。
 施設面での研究環境の整備の推進に努める。附属図書館、総合情報処理センター、機器分析センター、遺伝子実験施設、附属動物実験施設、附属生理活性物質センターなどの統合整備を通じて研究支援機能の向上を図る。
 学内におけるプロジェクト研究、学外研究者との共同研究を円滑に行うために共用研究スペースや共同利用機器の使用について十分に配慮する。
 教員の教育研究評価のためのシステムを構築し、各組織における教員の研究活動と実績を把握するとともに、研究者の配置や研究資金の配分等に競争的環境を導入し、教員の研究活動の活発化を図る。

中期計画	平成21年度計画	計画の実施状況
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 【94】 1) 学部、専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムを検討する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 【94】 1) 学部、専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムを検討する。</p>	<p>【94】から【118】の中期計画及び21年度計画を順調に実施するとともに、21年度においては、次に掲げる事項について、重点的に推進した。</p> <p>1. 適切な研究者等の配置に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>(1) 全国共同利用、共同研究ネットワーク拠点形成のための人事配置 生体調節研究所の全国共同利用、共同研究ネットワーク拠点形成のため、医学系研究科の教授2名を兼任させた。</p>
<p>【95】 2) 大学院組織の改組・再編により複合領域の研究や大学院生の研究指導に柔軟に対応できる体制を作る。</p>	<p>【95】 2) 大学院組織の改組・再編により複合領域の研究や大学院生の研究指導に柔軟に対応できる体制を作る。</p>	<p>(2) 学長裁量枠による教員等の重点配置 学長裁量枠により下記のとおり、教員の重点配置を行った。 ① 「重粒子線治療の効果的利用を目指した集学的治療法の開発に関する基礎的・臨床的研究の推進」 助教 4名 ② 「診療体制の整備・充実及び臨床研究並びに先進医療の推進」 教員 5名 ③ 「運営上特に重要な業務や特定プロジェクトの遂行」 特任教授 2名</p>
<p>【96】 3) 研究者等の適正配置については、組織的に検討する。学長が裁量権を持つ教職員枠を作り、重点配置ができる制度を確立する。</p>	<p>【96】 3) 研究者等の適正配置については、組織的に検討し、学長が裁量権を持つ教職員枠により、重点配置を行う。</p>	<p>2. 研究資金の取得と配分に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>若手研究者に対する基盤的研究経費の措置 引き続き、17年度創設の「若手教員研究助成制度」により、若手研究者の基盤的研究経費として、21,660千円を措置した。</p>
<p>【97】 4) RA、TAを拡充し、大学院生の研究を支援する。また、ポストドクターの受入れを拡充する。</p>	<p>【97】 4) 引き続きRA、TAの拡充に努める。</p>	<p>3. 研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>群馬大学学術情報リポジトリの収録コンテンツの充実 研究紀要、学位論文、学術雑誌等に収録された学内研究成果を、新たに「群馬大学学術情報リポジトリ (GAIR)」に458件 (総件数 3,900件) 登録し、収録コンテンツの充実を図り、学内外に公表した。 (参考) 総アクセス数 月平均 19,580回 論文表示数 月平均 13,872回</p>
<p>研究資金の取得と配分に関する具体的方策 【98】 1) 文部科学省科学研究費補助金、他の省庁、外郭団体、財団等の助成金を積極的に獲得するよう奨励する。また、企業や自治体などとの共同研究を促進する。</p>	<p>研究資金の取得と配分に関する具体的方策 【98】 1) 文部科学省科学研究費補助金、他の省庁、外郭団体、財団等の助成金を積極的に獲得するよう奨励する。また、企業や自治体などとの共同研究を促進する。 ○ 若手研究者に対して補助金申請に関する講習会を開催し、補助金への応募率の上昇を図る。</p>	<p>4. 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>群馬大学TL0の活動 群馬大学TL0において、「群馬大学開放特許一覧」による研究シーズの発掘、首都圏北部4大学連合と連携した技術相談会における研究成果の公開及びぐんま</p>

<p>【99】 2) 平成18年度～19年度からを目途に定期的に教員の教育研究業績の評価及び研究の進捗状況を適宜評価し、それを研究資金の配分に反映させる。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>
<p>【100】 3) 基礎的研究に対しても、研究費の配分を十分に配慮する。</p>	<p>【100】 2) 基礎的研究に対しても、研究費の配分を十分に配慮する。</p>
<p>【101】 4) 平成18年度から若手研究者の育成を図るために特別研究基金を設置する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>
<p>研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策 【102】 1) 平成19年度を目途に附属図書館と総合情報処理センター、総合情報システムなどを統合して総合メディアセンター(仮称)を創設し、教育研究支援学術情報の整備・充実の推進に努めるとともに、情報発信体制を強化する。</p>	<p>研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策 【102】 1) 総合情報メディアセンターを中心として、教育研究支援及び学術情報の整備・充実の推進に努めるとともに、情報発信体制を強化する。 ○ 群馬大学学術情報リポジトリの内容の充実を図る。</p>
<p>【103】 2) 機器分析センター、遺伝子実験施設、附属動物実験施設、附属生理活性物質センターなどの学内研究支援施設の整備・統合を検討する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>
<p>【104】 3) 大型機器・共通機器を機器分析センターに集約し、設備・機器の有効利用を図る。また、機器の保守と点検、利用指導體制の強化を図る。</p>	<p>【104】 2) 機器分析センターを中心に、大型機器・共通機器の有効利用を図るとともに、機器の保守と点検、利用指導體制の強化を図る。</p>
<p>【105】 4) 共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者の選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報などを全学的観点から組織的に行う。</p>	<p>【105】 3) 共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者の選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報などを全学的観点から組織的に行う。 ○ 新設・改修建物に20%の共同利用スペースを確保し、学部、学科及び既存組織の枠組みを越えた教育・研究活動を推進する個人又はチームに対して配分を行う。</p>
<p>研究活動の評価及び評価結果を質</p>	<p>研究活動の評価及び評価結果を質</p>

イノベーション創出協議会が実施した共同研究案に係る特許権等の秘密保持に関する助言指導などを行った。

5. 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策の進捗状況

- (1) **工学研究科と生体調節研究所の共同研究の推進**
JST先端計測分析技術・機器開発事業(要素技術プログラム)に採択された、「イリジウム錯体の発光を用いた癌などの低酸素組織イメージング法の開発プロジェクト」について、工学研究科と生体調節研究所において、共同研究を推進した。
- (2) **他組織との各種共同研究の活性化を目的とした研究経費の配分**
他組織との各種共同研究を活性化させるため、引き続き、学長裁量経費「教育研究改革・改善プロジェクト経費」を措置し、学部間を越えた研究者チームのプロジェクトを支援した。

<p>の向上につなげるための具体的方策 【106】 1) 平成18年度～19年度を目標に教員の教育研究活動を組織的に評価するシステムを構築する。その結果を教員の研究費等の資源配分に活用する。</p>	<p>の向上につなげるための具体的方策 (平成20年度計画実施済事項)</p>
<p>【107】 2) 優れた研究成果を挙げた研究者に対する顕彰制度を創設する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>
<p>【108】 3) 大学評価を適宜実施し、学外者からの評価を積極的に求める。また、評価結果を改善・改革に生かすためのシステムを作る。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>
<p>知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 【109】 1) 研究・知的財産戦略本部を中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるためのシステムを構築する。</p>	<p>知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 【109】 1) 群馬大学TLOを中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるためのシステムを強化する。</p>
<p>【110】 2) 本戦略本部と地域共同研究センターを中心に、知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員に啓蒙する。</p>	<p>【110】 2) 知的財産戦略室を中心に、知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員・学生に啓蒙する。</p>
<p>【111】 3) 知的財産の管理・活用を目指して、TLO機関やリエゾンオフィスとの連携を推進し、研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを確立する。</p>	<p>【111】 3) 群馬大学TLOを軸に、他の国公立大学との連携を推進し、研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを確立する。</p>
<p>全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 【112】 1) 生命科学懇談会の答申等を踏まえて、学内諸組織、学外機関と生命科学の共同研究を推進する。</p>	<p>全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 【112-1】 1)-① 先端的生命科学研究を推進するために理化学研究所、秋田大学と共同研究を推進する。 ----- 【112-2】 ② 重粒子線治療法の高度化に関して、放射線医学総合研究所と共同研究を行う。また、日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所と連携して、加速器テクノロジーを利用した細胞生物学・医学研究をさらに推進する。</p>

<p>【113】 2) 医学分野では、地域共同研究センター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーショナルリサーチを推進する。また、医学系研究科、工学部、民間企業が連携して、医用理工学分野の共同研究を推進する。</p>	<p>【113】 2) 医学分野では、共同研究イノベーションセンター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーショナルリサーチを推進する。また、医学系研究科、工学研究科、生体調節研究所、民間企業が連携して、医用理工学分野の共同研究を推進する。</p>
<p>【114】 3) 地域の諸組織と有機的に連携して、教育方法の実践的研究を行う。</p>	<p>【114-1】 3)-① 群馬県教育委員会等地域の諸組織と有機的に連携して、教育現場における多様な問題を解決するための実践的研究を行う。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【114-2】 ② 多文化共生に向けての学校教育、社会教育のあり方について、県、他大学等他機関と連携し、実践的研究を推進する。</p>
<p>【115】 4) 工学分野において、県内の先進企業と包括技術協定を結び、産学連携を促進する。</p>	<p>【115】 4) 群馬県から運営を委託された「群馬アナログカレッジ」において、群馬県のアナログ技術の向上・人材育成等を図る。</p>
<p>【116】 5) 工学分野において、ナノテク研究会など企業との合同研究会や企業懇談会をさらに活発化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。</p>	<p>【116】 5) 工学分野において、群馬大学メカトロ・ロボット研究会等、企業との合同研究会や企業懇談会をさらに活発化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。</p>
<p>【117】 6) 研究経費配分において、他組織との各種共同研究を活性化させる工夫をする。</p>	<p>【117】 6) 研究経費配分において、他組織との各種共同研究を活性化させる工夫をする。</p>
<p>【118】 7) インキュベーション施設等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。</p>	<p>【118】 7) インキュベーションセンター等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。</p>

- II 教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 ① 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標 社会との連携においては、群馬大学が核となって地域社会との総合的な連携システムを構築し、大学の研究成果を社会へ還元するシステムを整備する。国際交流に関しては、外国諸機関との交換留学制度や共同研究を活発化させる。また、多くの国からの留学生を受け入れるとともに、海外から優れた研究者を客員教授として受け入れ、教育・研究の活性化を図る。さらに、国際協力事業に積極的に参加し、開発途上国への知的支援、技術協力を積極的に展開する。

中期計画	平成21年度計画	計画の実施状況
<p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置、地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策</p> <p>【119】 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会で立案した地域社会との連携・協力を策を群馬大学地域連携推進本部が組織的に推進する。</p>	<p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置、地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策 (平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>【119】から【137】の中期計画及び21年度計画を順調に実施するとともに、21年度においては、次に掲げる事項について、重点的に推進した。</p> <p>1. 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策の進捗状況</p> <p>(1) 教員免許状更新講習の開設 全学的な実施体制の下、教育学部が中心となって教員免許状更新講習を下記のとおり実施した。 (必修講習) 6講習 受講者 641名 (選択講習) 77講習 受講者 1,620名</p>
<p>【120】 2) 地域社会のニーズを汲みとるシステムを整備し、公開講座等の市民サービスを強化する。また、平成16年度から附属図書館の休日開館を行うなど、地域における社会人教育、生涯教育の拠点として大学の施設を提供する。</p>	<p>【120】 1) 教員免許状更新講習を開設する。</p>	<p>(2) 文部科学省委託調査「外国人教育に関する調査」の実施 平成21年度文部科学省委託調査「外国人教育に関する調査」(担当研究課題、「外国人学校実態調査」及び「ブラジル人学校等における健康管理の在り方調査」)において、文部科学省、ブラジル・ペルー大使館等との連携により、全国のブラジル人・ペルー人学校等外国人学校調査を実施し、施策の提言を行った。</p>
<p>【121】 3) 山間部における健康相談システム、在宅障害者のリハビリテーション、がん・難病患者在宅医療支援のネットワークを構築する。</p>	<p>(平成19年度計画実施済事項)</p>	<p>2. 産学連携の推進に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>(1) 首都圏北部国立大学法人4大学の新技术説明会等の開催 首都圏北部国立大学法人(本学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学)の4大学で、4回の新技术説明会を開催し、大学の出願発明についての企業への周知を行い、技術移転を促進させる活動を行った。</p>
<p>【122】 4) 地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究により、地域保健行政施策への提言を行う。</p>	<p>【122】 2) 地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究により、地域保健行政施策への提言を行う。</p>	<p>(2) 移動開設型サテライト大学院「観光UF0」の開講 移動開設型サテライト大学院「観光UF0」を群馬県吾妻郡長野原町で開講し、北軽井沢の観光振興を担っていくリーダー的人材の育成を行った。</p>
<p>【123】 5) 平成16年度から高等学校と大学間連携プログラムを推進し、高校へ出前授業、1日体験教室等を実施する。小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。</p>	<p>【123】 3) 高等学校と大学間連携プログラムを推進し、高校へ出前授業、1日体験教室等を実施する。小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。</p>	<p>3. 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策の進捗状況</p> <p>(1) 諸外国との大学間交流等の積極的な展開</p> <p>① 大学間・部局間協定の締結 新たに、大学間協定を3件、部局間協定を8件を締結した。 (22年3月現在締結件数 大学間協定31件、部局間協定45件)</p>

<p>【124】 6) インターネットなどを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。</p>	<p>【124】 4) インターネットなどを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。</p>
<p>産学官連携の推進に関する具体的方策 【125】 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会と群馬大学地域連携推進本部を中心に、組織的に産学官連携に関する企画・運営を行う。</p>	<p>産学官連携の推進に関する具体的方策 (平成19年度計画実施済事項)</p>
<p>【126】 2) 平成20年度を目途に地域共同研究センターやサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーなどを中心とした産学連携創出支援機構を組織化し、連携推進体制を強化する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>
<p>【127】 3) 平成16年度から文部科学省の「都市エリア産学官連携促進事業」、経済産業省「産業クラスター計画」、科学技術振興事業団の「地域研究開発促進拠点支援事業」等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。</p>	<p>【127】 1) 経済産業省及び科学技術振興機構の研究事業等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。</p>
<p>【128】 4) 平成16年度から企業懇談会や地域共同研究センターにおけるセミナー等を通じて、産業界のニーズと大学のシーズに関する情報を交換する。公募マッチング方式による卒業研究テーマの募集、インターンシップ制度などを通して、産業界の活性化を図る。</p>	<p>【128】 2) 企業懇談会や共同研究イノベーションセンターにおけるセミナー等を通じて、産業界のニーズと大学のシーズに関する情報を交換する。公募マッチング方式による卒業研究テーマの募集、インターンシップ制度などを通して、産業界の活性化を図る。</p>
<p>【129】 5) 地方自治体等と共同して、産学官連携のためのネットワーク作りを行う。大学教育へ産官関係者の参加を求め、連携大学院の活動、企業との連携によるサテライト教室の拡大充実を推進する。</p>	<p>【129-1】 3)-① 首都圏北部国立大学法人(茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学)、経済産業省関東経済産業局、地方自治体と連携して、大学の知財を活用するためのネットワークを作り、技術移転を促進する。</p> <p>-----</p> <p>【129-2】 ② 大学教育へ産官関係者の参加を求め、連携大学院の活動を推進する。 ○ 前橋工科大学及び前橋商工会議所と連携に関する協定に基づき、科学技術振興及び地</p>

- ② 「日本語教員研修プログラム」の実施
協定校の現地日本語教育教員研修プランとして策定した「日本語教員研修プログラム」により、協定校(バクー国立大学)の日本語講師1名に対し、国際教育・研究センターで研修を行った。
- (2) 留学生の教育・交流プログラムの充実による留学生の積極的な受入れ
- ① 日本語能力に応じた学習コースの改善充実
荒牧、昭和、桐生の3キャンパスにおいて、留学生個々の属性、日本語能力に応じた「日本語予備教育コース」、「日本語・日本事情」、「日本語補講コース」及び「アジア人財資金構想対応日本語コース」などの複数の学習コースの改善充実を図った結果、予備教育受講者が増え、本学留学生の日本語ポテンシャルが向上した。
- ② アジア人財資金構想における留学生の日本語教育の充実
アジア人財資金構想において、ビジネス日本語、日本事情など留学生日本語教育の充実を図り、BJT(ビジネス日本語テスト)の対策を行った。
- ③ Jプログラム(日本語・日本文化研修留学生プログラム)の実施
Jプログラム(日本語・日本文化研修留学生プログラム)について、引き続き、国際教育・研究センターと各学部が連携し、オムニバスの特別授業を実施するとともに、新たに、群馬県立近代美術館学芸員による「美術鑑賞概論」と古武道の講義・実技を開講し、充実を図った。
- ④ 日本学生支援機構の21年度短期留学プログラム「先進医学」の実施
日本学生支援機構の21年度短期留学プログラム「先進医学」の採択を受け、先進医学の学習に必要な基礎的日本語の指導を行った。

4. 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策の進捗状況

- (1) 国際協力事業及び国際共同研究の拠点となる機関との交流
国際協力事業及び国際共同研究の拠点となる機関として、海南大学(中国)、インド工科大学デリー校と協定を締結した。また、共同研究・調査及び教育支援の実施のため、学長裁量経費により、海南大学(中国)、ドイツ重イオン研究所、モンゴル国立健康科学大学、WHO(世界保健機関)に教員7名を派遣した。
- (2) 独立行政法人国際協力機構との連携
独立行政法人国際協力機構から委託された「インドネシア国前期中等教育の質の向上プロジェクト」及び「ミャンマー国児童中心型教育強化プロジェクトフェーズ2」により、教育学部教員2名をそれぞれインドネシア、ミャンマーへ派遣した。
また、同機構から依頼により、「コスタリカ・中米広域防災能力向上プロジェクト“BOSAI”」の短期専門家として工学研究科教員1名を、「インドネシア国初中等理科教育拡充(IMSREP)フォローアップ協力」の調査団員として教育学部教員1名を派遣した。

	<p>域文化の発展に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引続き地元金融機関等と協力して産学連携の推進に努める。 ○ 包括協定を締結している桐生市及び太田市との連携を一層強化する。
<p>地域の公私立大学、国内大学等との連携・支援に関する具体的方策 【130】</p> <p>1) 県内国公私立6大学間の単位互換をさらに推進すると同時に、その他の県内大学及び短大との連携強化を図る。また、国立5大学（山形、徳島、愛媛、熊本、群馬）間の大学間交流協定に基づき連携を一層推進する。</p>	<p>地域の公私立大学、国内大学等との連携・支援に関する具体的方策 【130】</p> <p>1) 地域の公私立大学、他の国立大学等との連携強化を図る。</p>
<p>【131】</p> <p>2) 大学間の各種研究会へ参加して交流の場を設け、共同研究や人的交流を拡大する。</p>	<p>【131】</p> <p>2) 大学間の各種研究会へ参加して交流の場を設け、共同研究や人的交流を拡大する。</p>
<p>【132】</p> <p>3) 県立医療短期大学と、保健学に関する研究協力を行う。</p>	<p>【132】</p> <p>3) 県立県民健康科学大学と、保健学に関する研究協力を行う。</p>
<p>留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 【133】</p> <p>1) 国際交流委員会、留学生センターを中心に、国際交流事業の組織的な推進を図る。諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘や教職員及び学生の海外派遣を強力に支援する。</p>	<p>留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 【133】</p> <p>1) 諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘や教職員及び学生の海外派遣を支援する。</p>
<p>【134】</p> <p>2) 留学生センターの日本語教育プログラム等の充実を図り、留学生を積極的に受け入れる。</p>	<p>【134】</p> <p>2) 留学生の教育・交流プログラム等の整備を図り、優秀な留学生を積極的に受け入れる。</p>
<p>【135】</p> <p>3) 外国大学での履修単位を一層弾力的に扱う。国際交流の状況をホームページなどで公開する。過去の受け入れ学生や派遣学生の追跡調査を行い、国際交流活動の基礎データを収集する。</p>	<p>【135】</p> <p>3) 外国大学での履修単位を一層弾力的に扱う。国際交流の情報をホームページなどで公開する。受入・派遣学生の追跡調査を行うとともに、国際共同研究、国際会議の開催・参加等、国際交流活動の基礎データを収集する。</p>
<p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 【136】</p>	<p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 【136】</p>

<p>1) 国際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積極的に展開する。国際交流・協力事業を一体的に処理するための組織を整備する。</p>	<p>1) 国際協力事業専門委員会を中心に、国際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積極的に展開する。また、各部署、教員個々の国際協力活動を全学的な事業として推進する。</p>
<p>【137】 2) 国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。</p>	<p>【137】 2) 国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。</p>

II 教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 ② 附属病院に関する目標

中期目標 医学・医療・看護・福祉を総合的に見据えた教育・研究・臨床活動を推進し、広く社会のニーズに応え、患者に信頼される高度先進医療、その他先進医療を実現する中核病院を目指す。

中期計画	平成21年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置を患者中心の質の高い医療を実施するための具体的な方策 【138】 1) 医療安全管理体制を強化し、患者に対する高度な医療を広く導入する。	(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置を患者中心の質の高い医療を実施するための具体的な方策 【138】 1) 安全管理体制及び危機管理体制を構築し、医療の推進を図る。	III	インフォームドコンセント及び身体拘束マニュアルの改訂や、クリニカルパスの見直しなどを行った。	
			1. 医療安全研修の充実と受講方法の簡便化を図るため、病院情報システム用端末で稼働している医療安全集中管理システム「Safe Master」におけるe-ラーニングによる研修コンテンツの履修が可能となり、従来の講義形式の医療安全研修とは別に21年度は469名が受講した。 2. 平成21年度経営方針に基づく「診療等の取り組み方針及び計画」において、各診療科毎に21年度のクリニカルパス実施率を記入させ、実施率の意識向上を図った。また、クリニカルパス大会（22年1月）を開催し、82名が参加するなど院内職員のパスに対する共通認識を図った。	
【139】 2) 新中央診療棟を建設し、診療科と部門間の連携を図る。	(平成19年度計画実施済事項)	III	新中央診療棟に一体化した手術部、材料部、輸血部、病理部により、効率的な運営を行った。 新中央診療棟については、老朽化していた検査部の生理検査システムを更新し、検査項目の更新や検査結果報告の早期化を目指すなど中央診療部門の連携体制を充実させた。	
【140】 3) 初期診療体制の改善、救急医療体制の強化など、救急医療体制の強化と救急医療体制の整備を図る。	【140】 2) 総合診療部と救急部の緊密な連携を図る。	III	総合診療部の改修工事を行い、新しい初期診療体制の整備を行うとともに感染症対策を充実させた。また、改修工事によって言語聴覚療法室の整備充実を行い、リハビリテーション部、耳鼻咽喉科の診療体制を強化した。	
			1. 救急医療の充実、災害時医療、人材養成等に必要となる体制を構築するため、救急部と総合診療部を中心に診療体制の一本化を図り、21年4月に「救命・総合医療センター」を院内措置により設置した。 2. 地域保健・医療・福祉施設等との連携協力体制を充実させるとともに、患者家族の抱える諸問題に対し適切な指導等を行い、信頼性の高い医療を提供するため「患者支援センター」を21年4月に発足させた。	
【141】 4) 外来患者の待ち時間短縮、病院ボランティア活動の場の拡大、広報誌の発行、		III	1. 総合案内及び初診受付の位置を一体化し、患者案内機能を集約するとともに、病院内掲示板の増設や、自動精算機にクレジット支払い機能を付加するなど、患者サービスの一層の向上を図った。 2. 駐車場混雑緩和のため、関越交通（株）に協力を仰ぎ、21年1月には新前	

<p>ホームページの充実等、一層の患者サービスの向上を図る。</p>	<p>【141】 3) 広報誌の発行、ホームページの更新等、患者サービスの一層の向上を図る。</p>	<p>橋駅・病院玄関前間のバス路線が10往復以上増便され、本路線について患者へ周知し利用の促進を図った。</p> <p>1. 21年4月から「病診連携センター」と「医療福祉相談部」を機能統合し「患者支援センター」を設置し、外来患者数が適切な患者数となるように病診連携を強化する仕組みをより一層深める体制を整備した。</p> <p>2. 20年度に引き続き、路線バス各社には最寄り駅発の時間の変更や車内アナウンスの追加等の要請を行うなど、来院者への利便性の向上を図った。</p>
<p>教育病院として北関東地域を主導する役割を果すための具体的な方策</p> <p>【142】 1) 学生の診療参加型実習を推進し、臨床研修センターの業務効率化を図る。職員の専門的知識の継承を推進する。</p>	<p>教育病院として北関東地域の主導的な役割を果たし、次代を担う医療人を育成するための具体的な方策</p> <p>【142】 1)-① 低学年の学生から診療参加型実習を推進する。</p> <p>② 初期臨床研修終了後の専門的研修システムにおける指導医の充実を図り、シニアレジデント制度を一層発展させる。</p>	<p>III</p> <p>1. 引き続き、特色GP「良医養成のための体験的・実践的専門前教育」プログラムによる1年次科目「医学・医療概論実習」(病棟実習)及び2年次科目「チーム医療実習」(老健施設実習)を実施して低学年の学生に対する診療参加型実習を推進した。</p> <p>2. シニアレジデントのニーズに沿った「コース制度」を新設した。</p> <p>医学科2年次においては保健学科との合同科目「チームワーク実習」を実施している。低学年から各職種間の連携が図れるコミュニケーション能力の涵養のため、真の診療参加型実習の完成を目指し、今後も本課題を継続して推進する。</p> <p>群馬、信州、獨協医科、埼玉医科及び日本大学並びに各大学病院の関連病院が連携し、それぞれの大学病院及び各地域の関連病院を循環しながら幅広く研修を行い、専門医を取得することができる「医師キャリア形成システム」を構築し、21年度から実施した。</p>
<p>【143】 2) 研修医の教育、臨床治療に不足する指導医、非常勤医師を増員する。</p>	<p>【143】 2) 北関東医療圏における計画的な医師育成のため、地域の研修指定病院と連携して初期及び後期臨床研修の充実を図る。</p>	<p>III</p> <p>群馬県合同プロジェクトとして、臨床研修病院合同ガイダンス、臨床研修指導医養成講習会を各2回開催し、北関東医療圏における計画的な医師育成を行った。</p> <p>臨床研修に係わる群馬県合同プロジェクトとして、群馬県臨床研修病院合同ガイダンス、群馬県臨床研修指導医養成講習会に、それぞれ企画及び運営に協力した。</p>
<p>【144】 3) 保健学科教員が附属病院で臨床教育・研究を行う体制を整備・拡充する。</p>	<p>【144】 3) 保健学科教員が附属病院で臨床教育・研究を行う体制を拡充する。</p>	<p>III</p> <p>これまでに整備した体制により、ワークショップ、症例検討会、グループ討議及び看護専門外来等を実施するとともに、各種プログラムに基づく医療人養成カリキュラムに参画し、臨床教育・研究を行った。</p> <p>保健学科教員と看護部職員で構成する看護実践能力開発支援委員会により「平成21年度看護職キャリアシステム構築プラン」に応募する等、その活動を通じて保健学科との連携による教育、研究及び看護の充実を図った。</p>
<p>高度先進医療を拡充し、研究開発を推進するための具体的な方策</p> <p>【145】 1) 大学院医学系研究科、生体調節研究を推進する。</p>	<p>高度先進医療を拡充し、研究開発を推進するための具体的な方策</p> <p>【145】 1) 大学院医学系研究科、生体調節研</p>	<p>III</p> <p>「がんプロフェッショナル養成プラン」や「グローバルCOE」などの本学採択プログラムと共同し、先進的教育・研究活動を医学系研究科及び生体調節研究所と連携して行った。</p> <p>集学的がん治療を行う人材養成を目的とした文部科学省採択事業「がんプロフェッショナル養成プラン」や同じく採択事業である先進的教育研究拠点の形</p>

	<p>を推進し、先端医療の発展に貢献する。研究活動の充実を図るとともに、国際的な共同研究や学際的な連携を推進する。</p>		<p>成のための「グローバルCOE」などの本学採択プログラムとも共同し、先進的教育・研究活動を医学系研究科と生体調節研究所と連携して実施した。</p>
<p>【146】 2) 複数の診療科が共同で行く診療の高度化・最先端化を推進する。</p>	<p>【146】 2) 複数の診療科が共同で行く診療の高度化・最先端化を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>「がんプロフェSSIONAL養成プラン」や「グローバルCOE」などの本学採択プログラムと有機的に連携し、各専門分野における研究開発を行うとともに、重粒子線治療や臓器別治療会議により研究開発を推進した。</p> <p>平成21年度経営方針で、先進医療の実施件数や臨床試験の契約件数などを各診療科の目標値の一部とした。また、年度当初に各診療科と病院長によるヒヤリングを行い、上記目標値の適正などを検討の上、先進医療の実践と開発に取り組んだ。</p>
<p>【147】 3) 生命科学研究の成果を先臨床試験に反映させる。</p>	<p>【147】 3) 生命科学研究の成果を先臨床試験に反映させる。</p> <p>4) ホームページ等を通じて先進医療等に関する広報を進める。</p>	<p>III</p>	<p>「大学院融合型OJTによる臨床試験人材養成」のプログラムを継続し、臨床研究コーディネーター（CRC）等の臨床研究を支援する人材養成を医学系研究科保健学専攻及び生命医科学専攻と連携し開始した。</p> <p>臨床試験部を中心に治験拠点病院として北関東地域の臨床治験の中心的役割を果たしている。地域の一般病院を対象として、20年度に引き続き多施設共同治験に対応すべく、トラベリングCRCの活動に取り組んだ。</p> <p>施設届出している先進医療をホームページで随時更新し、実施件数増加に向けて広報した。</p>
<p>地域医療に積極的に貢献するための具体的な方策</p> <p>【148】 1) 地域との医療・倫理ネットワークの構築を向上させる。</p>	<p>地域医療に積極的に貢献するための具体的な方策</p> <p>【148】 1) 地域との医療・倫理ネットワークの構築を向上させる。</p>	<p>III</p>	<p>都道府県がん診療連携拠点病院として、医師・看護師等向けの胃がん等のガイドライン研修会の開催及び看護基礎講座の実施並びにがん患者に対する懇親会形式の集会を開催した。また、20年度から開始した大学病院連携型高度医療人養成推進事業により、近隣5大学が連携して医師養成を開始した。</p> <p>1. 前橋赤十字病院を中心に連携されている地域連携パスに加わり、地域連携診療計画管理の施設基準を満たし、21年8月1日からこの算定を開始した。また、連携病院との情報交換も実施し、医療連携体制を充実させた。</p> <p>2. 都道府県がん診療連携拠点病院として、臓器毎のガイドラインに沿ったがん研修会並に緩和ケア研修会と計4回開催し、568名が受講した。</p> <p>3. 群馬県がん診療情報ネットワークを立ち上げ、県内の診療情報管理士や事務職員に情報交換の向上を図った。</p> <p>4. 地域医療の質の向上を図るため公開講座等を実施し、生涯教育を積極に行った。</p>
<p>【149】 2) 病診連携センターを充実し、地域の病院との連携を推進する。</p>	<p>【149】 2) 病診連携センターを充実し、地域の病院との連携を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>地域医療機関との連携などの充実を目的に「患者支援センター」の設置準備を行った。</p> <p>「病診連携センター」と「医療福祉相談部」を一体化させ、地域医療機関との連携強化・退院患者の支援・社会的支援の部門の充実を図るため「患者支援センター」を発足させた。</p>
<p>【150】 3) 患者診療録様式の電子化、フィルムレス、遠隔医療などIT化を推進し、地域</p>		<p>III</p>	<p>21年1月から完全電子カルテ化及びフィルムレス化を開始するとともに、遠隔画像テレビカンファレンスシステムによって、複数の病院と合同カンファレンスを実施した。</p>

<p>医療に役立てる。</p>	<p>【150】 3) 遠隔医療などIT化を推進し、地域医療に役立てる。</p>		<p>群馬県の推進する遠隔医療支援画像診断のシステム導入計画に参画し、放射線画像の読影や診断指導などについて県内8病院が連携し、医療の質確保と病院間の連携強化を図った。</p>	
<p>【151】 4) 高レベルの救急救命体制を構築し、救急・災害発生時の拠点病院として地域医療に貢献する。</p>	<p>【151】 4) 高レベルの救急救命体制を充実させ、救急・災害発生時の拠点病院として地域医療に貢献する。</p>	<p>III</p>	<p>3次救急機能を維持するため、20年12月から時間外の軽傷患者で救急医療が必要ではない患者から選定療養費を徴収することとし、真に救急医療が必要な患者の受入体制を確保した。</p> <p>1. 救急体制の整備、救急・プライマリケア教育・研修、医師教育上のキャリアパスの構築に社会貢献の充実等に資するため「救命・総合医療センター」を21年4月に発足させた。</p> <p>2. 院内の医療従事者における急変時対応のスキルアップのため、群馬大学ICLS（蘇生トレーニング）コースを開始した。</p>	
<p>病院の管理運営を改善し、合理化を図るための具体的方策 【152】 1) 院長直属の組織として病院企画戦略部門を設置し、外部の経営専門家の助言を積極的に取り入れる。</p>	<p>病院の管理運営を改善し、合理化を図るための具体的方策 【152】 外部の経営専門家の助言を積極的に取り入れる。</p>	<p>III</p>	<p>引き続き、外部の経営専門家を病院長補佐として採用し、病院経営についての助言を受けた。</p> <p>1. 引き続き、外部の経営専門家が病院長補佐として病院運営に参画し、経営に関する分析資料等の助言を受けた。結果として、21年度は、ICUの増床などにより過去最高の稼動額を達成した。</p> <p>2. 引き続き、経費節減による効率的な病院経営を行うため、外部機関と医用材料等契約支援業務及び関連コンサルティング業務を委託し、約2.9億円の経費を削減した。</p>	
<p>【153】 2) 医療機能評価システムを構築し、効率的な人事配置を行う。</p>	<p>(平成20年度計画実施済事項)</p>	<p>III</p>	<p>平成20年12月17日～19日に（財）日本医療機能評価機構による認定病院更新訪問審査を受審した。</p> <p>「国立大学病院評価指標（21年4月24付国立大学附属病院長会議常置委員会報告）を参考に本院の医療活動や医療の質を公表するため「医療統計2008年度版」を作成した。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>	

II 大学の教育研究等の質の向上
 (3) その他の目標
 ③ 附属学校に関する目標

中期目標 附属学校の設置目的を踏まえ、教育研究及び教育実習に関して教育学部との連携を強化する。学校教育の質的向上に寄与するという附属学校の役割を自覚し、公立学校や関係教育機関等と連携して、地域貢献に努める。附属学校間の連携の在り方、学校運営の内容と組織、教育課程、教育施設、学校規模等を総合的に検討し、子どもたちの学校生活の充実を目指す。

中期計画	平成21年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
<p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置 大学・学部との連携・協力強化に関する具体的方策 【154】 1) 教育学部教員等の専門分野を生かした共同研究や共同授業などを推進し、その成果を公表して、学校教育の発展に資する。</p>	<p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置 大学・学部との連携・協力強化に関する具体的方策 【154】 1) 教育学部教員等の専門分野を生かした共同研究や共同授業などを推進し、その成果を公表して、学校教育の発展に資する。 ○ 各教科等のプロジェクト研究の一層の推進を図り、その成果については公開研究会等で発表する。</p>	III	<p>「教育学部・附属共同研究委員会」を中心に共同研究に取り組み、その成果を報告書で発表した。また、附属特別支援学校において、学部教員との連携のもと、日本教育大学協会の指定研究を推進し、その成果を公開研究会や報告書で発表した。</p> <p>1 「教育学部・附属共同研究委員会」を中心に共同研究Ⅰ「教育実習事前事後学習等のカリキュラム評価に関すること」に取り組み、その成果を報告書で発表した。 また、共同研究Ⅱとして「附属学校の研究テーマの推進の在り方」、「附属学校園の活用方策」について検討した。 2 幼稚園では、国立教育政策研究所指定の思考力の育成に関する研究に学部教員と連携して取り組み、その成果を報告書で公表した。また、学部学生に対する幼稚園教育に関する集中講義等を幼稚園を会場として実施した。 3 小学校では、「学びの充実感・有用感をもつ指導と評価の改善」をテーマに、各教科等の授業を公開するとともに、授業研究会を実施した。 4 中学校では、新学習指導要領に基づく3年間の研究成果を各教科、道徳、学級活動、総合的な学習の時間について、公開研究会で発表するとともに、年間指導計画をCDで配布した。 5 特別支援学校においては、学部教員との連携のもと、日本教育大学協会の指定研究に取り組んだ成果を同協会の研究集会や自校開催の公開研究会、報告書等で公表した。</p>	
<p>【155】 2) 実践的な指導力が身に付くように、教育学部とともに教育実習の在り方を見直し、改善を図る。</p>	<p>【155】 2)-① 教育学部におけるカリキュラ</p>	III	<p>引き続き、教育学部におけるカリキュラムの改編に伴い、実習生への指導内容及び方法を見直すなどの具体的な改善を図るとともに、20年度版「教育実習の手引」（対象：実習生）及び「教育実習指導の手引」（対象：指導教諭）の改訂を行った。</p> <p>引き続き、附属学校での実習の役割に基づき、実習生への指導内容及び方法を見直し、具体的な改善を図った。特に、教育実習Cにおいては、新たに2時</p>	

	<p>ムの改編に伴い、附属学校での実習の役割、実習生への指導内容及び方法等を見直し、具体的な改善を図る。</p> <p>② 教職大学院の実習校として連携協力をする。</p>	<p>間の学習指導を実習生に課した。また、21年度版「教育実習の手引き」(対象：実習生)及び「教育実習指導の手引き」(対象：指導教諭)の見直しを行った。さらに、幼稚園教育実習の履修方法について改善を図った。</p> <p>1 教職大学院の設置計画に基づき、各校園で各2日間、計8日間の課題発見実習Ⅰを実施した。 2 附属幼稚園より1名教職大学院への研修派遣を行った。</p>
<p>関係教育機関と連携を強化するための具体的方策 【156】 1) 県教育委員会など関係機関と連携し、人事に係る諸条件を整備するとともに、教員の資質向上を図る。</p>	<p>関係教育機関と連携を強化するための具体的方策 【156】 1) 県教育委員会など関係機関と連携し、人事に係る諸条件を整備するとともに、教員の資質向上を図る。</p>	<p>Ⅲ</p> <p>群馬県教育委員会と連携し、人事交流、現職教員の研修の場の確保など人事に係る諸条件を整備した。</p> <p>1 群馬県教育委員会と連携し、人事交流、現職教員の研修の場の確保など人事や研修に係る諸条件を整備した。 2 栄養教諭の人事交流を実現した。</p>
<p>【157】 2) 教育要領や学習指導要領の改訂に伴う新しい教育の在り方、評価観の転換に伴う評価の在り方等の学校教育の課題を解決するため、先導的な役割を果たす。</p>	<p>【157】 2) 教育要領や学習指導要領の改訂に伴う新しい教育の在り方、評価観の転換に伴う評価の在り方等の学校教育の課題を解決するため、先導的な役割を果たす。</p>	<p>Ⅲ</p> <p>学習指導要領や教育要領の改訂を踏まえた、新しい教育課程観や評価観の確立及び学習評価の在り方について先導的に取り組むとともに、公開授業を通して県内外の学校に成果を公表した。</p> <p>1 学習指導要領や教育要領の改訂を踏まえて、新しい教育課程観や評価観の確立、指導方法や評価方法の工夫について先導的に取り組み、公開授業や紀要等を通して県内外の学校に成果を公表した。 2 学部教員と附属学校の共同研究の在り方を学部に設置された共同研究委員会において検討した。</p>
<p>【158】 3) 県内教育研究の推進役を担うとともに、研修会を提供するなど、積極的に地域貢献を果たす。</p>	<p>【158】 3) 県内教育研究の推進役を担うとともに、研修会を提供するなど、積極的に地域貢献を果たす。</p>	<p>Ⅲ</p> <p>県内の教育水準の向上を目指し、従来より多くの公開研究会や公開講座、出前授業の開催、研究成果の出版など行い、研究方法や研究成果を広めるなど、県内の教育研究の推進役として地域に貢献した。また、群馬県教育委員会と連携し、児童生徒支援カルテの作成や業務削減に関わる指定研究を四校園で推進した。</p> <p>1 県内の教育水準の向上を目指し、従来より公開研究会や公開講座、出前授業の開催、研究成果の出版などを行って研究方法や研究成果を広めるなど、地域の教育の振興に寄与し、県内の教育研究の推進役として貢献した。21年度の公開研究会では、幼稚園198名、小学校889名、中学校545名、特別支援学校315名の参加者があった。 2 群馬県教育委員会と連携し、児童生徒支援カルテの作成や業務削減に関わる指定研究を四校園で推進した。 3 附属小・中学校は、県内の小・中学校の教科教育研究会の事務局を担当し、県内の各教科の課題の把握に努めている。英語部会研究部においては、授業公開を行い、協議を行った。</p>
<p>【159】 4) 附属特別支援学校においては、重複障害の児童生徒を受け入れ、学部等との連携の下に適切な教育の内容・方法を追求するとともに、学習障害、注意欠陥・多動性障害等についての教</p>	<p>【159】 4) 附属特別支援学校においては、重複障害の児童生徒を受け入れ、学部</p>	<p>Ⅲ</p> <p>学部学生、教員などと連携し、適切な教育内容と方法を追求した個別の教育支援計画を策定するとともに、学習障害などの発達障害児に係わる地域の小中学校、学級、本人の問題について、相談、教育アセスメント、放課後セッション等の支援を行った。</p> <p>1 特別支援学校の東校舎にエレベータを新規導入し、段差を解消するなど重複障害のある児童生徒を受け入れる環境を整備した。また、重複障害のある児童生徒の選考方法について検討した。さらに既に受け入れている重複障害</p>

	善に活かす。		
【164】 5) 教員等の人的条件、校舎・教室・駐車場等の物的条件の整備に努める。		III	人的条件については、中期（年度）計画【156】の『平成20年度の実施状況概略』のとおり整備するとともに、校舎等について、児童生徒の安全確保及び安全管理の視点から改修計画を立案し、整備を行った。
	【164】 5) 児童生徒の安全確保のため、校舎・教室・駐車場等の物的条件の整備に努める。		小学校及び特別支援学校は、校舎改修に伴い校舎のユニバーサル化を実現するとともに防犯カメラを設置し、安全確保に努めた。中学校は、全教室に非常警報ボタンを設置し、迅速な不審者の緊急対応を可能にした。また、不審者侵入がすぐ気づくよう教室の曇りガラスを透明なガラスに交換した。体育館では、電動のバスケットゴール昇降機に交換した。
【165】 6) 入園・入学者数及び選考の在り方等を検討し、必要な見直しを行う。		III	附属学校審議委員会等において、附属学校の使命である教育研究・教育実習の充実を図りつつ、地域の学校の小規模化や統廃合等の実績を踏まえ、幼・小・中の学級減や定員の削減について検討している。幼稚園については、22年度の募集定員の削減、小学校においては22年度の新1年生から1学級減の方向で検討した。
	【165】 6) 附属学校の将来構想（学校規模）の一環として、入園・入学者数及び選考の在り方等を検討し、必要な見直しを行う。		附属学校審議委員会等の検討結果を踏まえ、幼稚園は3歳児を定員増、4歳児を定員減、小学校は新1年生から1学級減とし入園・入学選考を実施した。幼児の実態が多様化してきていることを踏まえ、入園選考に際しては小学校及び特別支援学校教員の参加を得るよう改善を図った。
			ウェイト小計

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

教育方法等の改善

1. 指導方法等の改善・充実に向けた取組

(1) 全学共通教育「教育改善推進テーマ」の実施並びに教育成果の組織的な検証

18年度から、教養教育の重点的課題の明確化を図るため設定した「教育改善推進テーマ」について、21年度は、「キャリアデザイン教育」、「国際理解教育」、「環境教育」、「英語教育」、「数学教育」、「情報処理教育」及び「物理教育」の7テーマを掲げ、教育改善を推進した。

また、大学教育センター教育方法企画部会等による組織的な教育成果の検証のほか、英語教育については、TOEIC-IP、TOEFL-ITPをそれぞれ年2回実施し、国際的な教育規格による教育成果の検証を行った。

(2) 授業評価による教育の成果・効果の検証

① 教養教育科目

大学教育センターにおいて、教養教育科目全般（必修科目等）及び分野別科目（開講数62）に対して、授業評価を実施し、詳細な集計を行った後、その結果を担当教員にフィードバックした。また、改善すべき項目を明確にするため、学長と学生との懇談会において意見聴取を行うとともに、アンケート用紙の自由記載欄の意見を項目別に分類し、組織的検証をするなど、学生の意見を含む評価結果を確実に授業改善に反映させた。

[参考]

実施科目数 62科目
アンケート実施枚数 4,001枚

② 専門教育科目

16年度から実施している学生の自主性を尊重した授業評価により、教員個々に対する学生の意見を含む評価結果のフィードバック、各部局の授業方法改善関連委員会などにおける評価結果の組織的検証、学生への評価結果の公表、評価結果に基づく学生代表と教員による授業方法改善のための懇談会などを行い、評価結果を確実に授業改善に反映させた。

[参考]

実施科目数 1,254科目
アンケート実施枚数 36,653枚

懇談会実施状況

学部名	懇談会名	開催回数
教育学部	学部長との懇談会	1回
社会情報学部	学部長と学生との懇談会	1回
医学部医学科	学友会との懇談会	2回
医学部保健学科	学生との懇談会	2回
工学部	学生との懇談会	5回

(3) 教育学研究科（専門職学位課程）と教育現場との往還型カリキュラムの充実

20年度に設置した専門職学位課程 教職リーダー専攻の2年次のカリキュラムとして、現職教員の学生は、在籍校、その他の学生は、連携協力校において、教育現場の課題解決に取り組む「課題解決実習」（2年間で520時間）を実施した。その成果については、課題研究報告会において、報告するとともに、群馬県教育委員会主事ほか学外の委員を含む評価委員の評価を受けた。また、課題研究で優秀な評価を獲得した学生2名に対し、表彰を行った。

(4) 導入教育の充実

入学時の学力不足分野を補うために、21年度は新たに、医学部保健学科看護学専攻、工学部情報工学科に「英語」、工学部応用化学・生物化学科に、「物理学入門演習」、工学部夜間主コースに「数学物理入門」の習熟度別クラス編成を導入し、導入教育の充実を図った。

2. 個性・特色の明確化を図るための組織的な取組

地域と連携した多文化共生教育の取組

多様な文化をもつ外国籍住民と地域住民との共生に資する専門的職業人の養成を行うため、地域協働ネットワークを活用した全学的・総合的教育カリキュラムを次のとおり展開した(21年度は、教養教育科目22科目、専門教育科目18科目、大学院教育科目3科目の計43科目を開講)。

- (1) 教養教育科目では、教育改善推進テーマ「国際理解教育」として位置付け、初年次開講科目と高年次開講科目とに分類・整理した。
- (2) 教養教育科目、専門教育科目及び大学院科目の履修が、学生の専門分野における総合的かつ発展的な学習となるよう、カリキュラムを構造化した。
- (3) 43科目のうち28科目に、学校現場、社会教育現場、実社会現場等での見学・体験等を含む内容・方法を取り入れ、理論と実践の両側面から学生が学ぶことができるカリキュラムを提供した。
- (4) 地域貢献ボランティアの研修プログラムを、学生・地域関係者・教職員との協働で作成し、実践するシステム作りと学生への参加を単位化した教育を実現した。さらに、一橋大学との共同開催を定着化し、21年度については、人材育成コンサルティング会社からの支援を受け、その内容を拡充した。
- (5) 多文化共生社会に貢献する人材の育成を目指し、大泉町広報国際課及び大泉町教育委員会の全面的な協力により、就業体験を通して、学生が共生マインドを形成する場を提供し、その学生への参加を単位化した教育を充実させた。

また、多文化地域の実態を把握する調査手法の学習、異文化理解のための見方・考え方の訓練を通して、学生の多文化地域への理解・興味・関心を高める場を提供し、その学生への参加を単位化した教育を充実させた。

学生支援の充実**1. 学習支援等の充実****(1) 「学生相談アンケート」結果の活用**

講師以上の全教員を対象に「学生相談アンケート」を実施し、学生からの相談内容及びその対応方策等を取りまとめ、日常の学生相談に活用するよう冊子として配付した。

(2) メールによる「メンタルヘルス通信」の送信

21年9月から、教員に精神面の学生相談のスキル向上のため、毎月、全教員に対し、健康支援総合センターから「メンタルヘルス通信」をメールで送信した。

(3) 聴覚障害学生に対するiPhoneを利用したパソコンテイクの実施

聴覚障害学生に対するパソコンテイクは、通常2名のパソコンテイク者が学生の後方に座りパソコンを使用して行われるが、教育実習の現場などでは教室が狭隘でパソコンを置くスペースがなくパソコンテイク者が同席できない場合がある。このような状況に対処するため、聴覚障害学生が持つiPhoneの通話機能を利用し、パソコンテイク者がいる別の教室にあるiPhoneに音声を送り、その音声情報をスピーカーから聞き取り、パソコンテイク者が連携入力した字幕情報を聴覚障害学生が持つiPhoneに送信し文字化するパソコンテイクを実施した。

(4) 入学科・授業料免除申請資格の緩和

深刻化する不況を受けて、保護者の解雇等に伴う家計の悪化などを理由とした入学科・授業料免除の申請について、申請資格の緩和を行った。

2. 就職支援、キャリア教育等の充実**(1) キャリアカウンセラーの配置**

荒牧キャンパス及び桐生キャンパスにキャリアカウンセラーを配置し、学生個々の様々な悩み、不安、疑問等の就職相談（280件）に対応した就職支援活動に対する支援を行った。

(2) 就職支援刊行物の発刊

就職活動のノウハウをまとめた「2009 就職支援BOOK ― 群大生のための就活ノウハウ集 ―」を発刊し、配付した。

(3) インターンシップの推進

本学と受入企業開拓事業所である「群馬県中小企業団体中央会」との連携により、85の官公庁、企業の協力を得て、168名参加のインターンシップを実施した。

研究活動の推進**1. 資源の重点配分による研究活動の活性化に向けた取組****(1) 他組織との各種共同研究の活性化を目的とした学長裁量経費の配分**

他組織との各種共同研究を活性化させるため、引き続き、学長裁量経費「教育研究改革・改善プロジェクト経費」を措置し、学部間を越えた研究者チームのプロジェクトを支援した。

(2) 学長裁量枠による教員等の重点配置

学長裁量枠により下記のとおり、教員の重点配置を行った。

- ① 「重粒子線治療の効果的利用を目指した集学的治療法の開発に関する基礎的・臨床的研究の推進」 助教 4名
- ② 「診療体制の整備・充実及び臨床研究並びに先進医療の推進」 教員 5名
- ③ 「運営上特に重要な業務や特定プロジェクトの遂行」 特任教授 2名

2. 若手教員・女性教員等に対する支援**(1) 「若手教員研究助成制度」による若手研究者の支援**

引き続き、「若手教員研究助成制度」により、科学研究費補助金が不採択となった若手研究者のうち、発展が期待できる研究を対象に、学長裁量経費「教育研究改革・プロジェクト経費(若手研究助成)」から、21,660千円を配分(実験系 700千円/名、非実験系 300千円/名を上限)し、研究を積極的に支援した。

また、採択された若手教員には、22年度科学研究費補助金への応募を義務付けた。

(2) 女性医師等教育・支援部門の設置

医学部附属病院医療人能力開発センター内に、「群馬大学医学部附属病院女性医師支援プログラム」利用の拡大、診療科や関連病院との連携による出産や育児後のサポート体制の構築などの女性医師の支援を目的とした「女性医師等教育・支援部門」を設置した。

3. 柔軟な研究実施体制の整備**(1) 「群馬大学重粒子線医学推進機構」の設置**

重粒子線医学に係る研究、教育、治療等の進展及び円滑な運営に資することを目的に、重粒子線医学研究センターと重粒子線医学センターの2センターから組織する「群馬大学重粒子線医学推進機構」を21年6月に設置した。

(2) 全国共同利用、共同研究ネットワーク拠点形成のための人事配置

生体調節研究所の全国共同利用、共同研究ネットワーク拠点形成のため、医学系研究科の教授2名を兼任させた。

社会連携・地域貢献・国際交流等の推進**1. 地域貢献の推進****(1) 文部科学省委託調査「外国人教育に関する調査」の実施**

平成21年度文部科学省委託調査「外国人教育に関する調査」(担当研究課題、「外国人学校実態調査」及び「ブラジル人学校等における健康管理の在り方調査」)において、文部科学省、ブルジル・ペルー大使館等との連携により、全国のブラジル人・ペルー人学校等外国人学校調査を実施し、施策の提言を行った。

(2) 第5回こども体験教室「群馬ちびっこ大学」の開催

21年8月14日(金)～17日(月)の4日間に小・中学生を主な対象として学外施設を会場に「平成21年度「群馬ちびっこ大学」を群馬県、群馬県教育委員会、近隣各市、各市教育委員会、報道機関、金融機関等の計49団体の協力・連携のもと開催した(参加者数:延べ6,907人)。

本事業は、子どもたちの理科離れ、実体験を通じた学習機会が少なくなってきたことから、体験的学習を通じて、五感で学問の面白さ、奥深さを肌で実感してもらい、将来の日本、世界を担う人材の若い芽を育むことを目的として、地域連携推進室が企画し、合計36ブースの実験、展示コーナーを設置し全学からの教職員及び本学学生が担当として子どもたちに体験的学習を実施した。

2. 産学連携・知的財産戦略のための体制の整備・推進**(1) 首都圏北部国立大学法人4大学の新技术説明会等の開催**

首都圏北部国立大学法人(本学、茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学)の4大学で、4回の新技术説明会を開催し、大学の出願発明についての企業への周知を行い、技術移転を促進させる活動を行った。

(2) 群馬大学TL0の活動

群馬大学TL0において、「群馬大学開放特許一覧」による研究シーズの発掘、首都圏北部4大学連合と連携した技術相談会における研究成果の公開及びぐんまイノベーション創出協議会が実施した共同研究案に係る特許権等の秘密保持に関する助言、指導などを行った。

3. 国際交流・国際貢献の推進**(1) アジア人財資金構想による留学生の日本語教育の充実**

アジア人財資金構想により、ビジネス日本語、日本事情など留学生日本語教育の充実を図り、BJT(ビジネス日本語テスト)の対策を行った。

(2) 国際協力事業及び国際共同研究の拠点となる機関との交流

国際協力事業及び国際共同研究の拠点となる機関として、海南大学(中国)、インド工科大学デリー校と協定を締結した。また、共同研究・調査及び教育

支援の実施のため、学長裁量経費により、海南大学(中国)、ドイツ重イオン研究所、モンゴル国立健康科学大学、WHO(世界保健機関)に教員7名を派遣した。

附属病院機能の充実・強化**【平成16～20事業年度】****1. 教育・研究面**

(1) 16～19年度は、初期臨床研修中の医師・歯科医師はすべて「**臨床研修センター**」所属とし、群馬県内の病院と連携する「**臨床研修プログラム**」に沿った臨床研修を行った。20年度からは、これを発展的に改組した「**医療人能力開発センター**」により、医師・歯科医師、看護師、薬剤師、技師、事務職員などすべての教職員を対象として生涯教育を行った。

(2) 20年度「大学病院連携型高度医療人養成推進事業」で選定された「**関東・信州広域循環型専門医養成プログラム**」に基づき、5大学(本学、信州大学、獨協医科大学、日本大学、埼玉医科大学)の連携による若手医師等の養成を行った。

(3) 「**社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム**」に基づき、大学院教育カリキュラムと融合した臨床試験部におけるOJT重視型のプログラムを開発・実施し、臨床研究支援人材を養成した。

(4) 群馬県治験ネットワーク(群馬県内の25病院が参加)や大学病院臨床試験アライアンス(関東・甲信越の7国立大学病院が参加)を結び、群馬県内のみならず関東・甲信越にまたがる臨床試験実施体制を整備をした。さらに、厚生労働省が進める平成19年度治験拠点病院活性化事業における「**治験拠点病院**」の指定も受け、本院の治験活性化への取組が評価された。

2. 診療面

(1) 「**がんプロフェッショナル養成プラン**」(19～23年度)に基づいて、医師、技師、看護師、薬剤師を対象に重粒子線治療を中心とした集学的がん医療を包括的に行える人材を養成した。

(2) 日本医療機能評価機構による「**病院機能評価**」ver.5.0を20年度に受審し、21年6月に認定を受けた(「病院機能評価」ver.4.0は、16年1月認定)。

(3) 新型インフルエンザを始めとする新興感染症に対する感染症対策等の強化及び感染管理の支援を目的に、感染制御部の充実など**感染制御システムの整備**を行った。

3. 運営面

国立大学病院管理会計システム (HOMAS) の活用により作成した各種分析資料を病院運営会議や臨床主任会議において報告し、経営に対する職員の意識の向上を図った。また、外部機関と医用材料等契約支援業務及び関連コンサルティング業務を委託し、約2億円の経費削減を行った。

【21事業年度】

1. 教育・研究面

(1) 「スキルラボセンター」の開設

教職員等の医療技術を習得するための施設として、各種シミュレータ・トレーニング機器を整備した「スキルラボセンター」を21年4月に開設し、医師、コメディカル、学生など延べ2,385名に対し、研修を実施した。

(2) 「医師キャリア形成システム」の構築

引き続き、「関東・信州広域循環型専門医養成プログラム」に基づき、5大学(本学、信州大学、獨協医科大学、日本大学、埼玉医科大学)の連携による若手医師等の養成を行った。

21年度は、5大学並びに各大学病院の関連病院が連携し、それぞれの大学病院及び各地域の関連病院を循環しながら幅広く研修を行い、専門医を取得することができる「医師キャリア形成システム」を構築し、実施した。

(3) 「大学院融合型OJTによる臨床試験人材養成」の推進

臨床研究支援人材養成のため、大学院教育という確立した水準の学問的内容と附属病院臨床試験部におけるOn the Job Training (OJT)をカリキュラム上融合させ、修士課程大学院学生を中心に、専門的な臨床研究コーディネーターや製薬企業における臨床開発担当者を養成するOJTプログラムを実施した。

2. 診療面

(1) がん・地域医療の取組

① 「がんプロフェッショナル養成プラン」による人材の育成等

「がんプロフェッショナル養成プラン」の計画に基づき、医学物理コースと放射線治療品質管理コースを開設し、人材育成を行った。また、本学と獨協医科大学が中心となり、群馬県立県民健康科学大学、群馬県立がんセンター、栃木県立がんセンター、群馬県がん診療連携拠点病院及び地方自治体等が参加したタスクフォース会議を開催するとともに、北関東域連携がん先進医療人材育成プラン特別合同セミナーを実施した。

② 群馬県がん診療連携拠点病院研修会・緩和ケア研修会の実施

21年度都道府県がん診療連携拠点病院強化事業として、群馬県がん診療連携拠点病院研修会・緩和ケア研修会を実施した。

③ 「がん相談支援センター」の設置等

都道府県がん診療連携拠点病院として、がんについての様々な相談支援体制の整備を目的に「がん相談支援センター」を21年4月に設置した。

また、患者や家族が気軽に集って話し合える場所として、患者が主体運営する「なごみサロン」を21年6月から開設した。

(2) 「患者支援センター」の設置及び「外来診療予約システム」の導入

地域の保健・医療・福祉施設等との連携協力体制を充実させるとともに、患者・家族の抱える諸問題に対し適切な指導等を行い、信頼性の高い医療を提供するため、病診連携センターと医療福祉相談部の機能を統合した「患者支援センター」を21年4月に設置した。また、同センターが窓口となり、特定機能病院として地域医療機関との連携を図り、初診患者の外来待ち時間の短縮などを目的とした、初診患者の「外来診療予約システム」を導入した。

(3) 「感染症診察室」の設置

新型インフルエンザを始めとする、感染症患者の診察をより安全に行うことを目的に、「感染症診察室」を21年4月に設置し、感染症対策の強化を図った。

3. 運営面

(1) 国立大学病院管理会計システム (HOMAS) の活用

引き続き、国立大学病院管理会計システム (HOMAS) の活用により作成した各種分析資料を病院運営会議や臨床主任会議において報告し、経営に対する職員の意識の向上を図った。

(2) 過去最高の稼働額

ICUの増床などにより過去最高の192.7億円と前年度稼働額を9.8億円上回った。また、平均在院日数15.17日、病床稼働率86.66%を達成した。

[参考]

	20年度	21年度
稼働額	182.9億円	192.7億円
平均在院日数	15.88日	15.17日
病床稼働率	86.38%	86.66%

(3) 経費の節減に向けた取組

引き続き、外部機関と医用材料等契約支援業務及び関連コンサルティング業務を委託し、約2.9億円の経費削減を行った。

附属学校の機能の充実**【平成16～20事業年度】****1. 附属学校における教育研究活動の向上**

附属学校園では、国立大学法人化を期に、共通の目標「目指す子ども像」を設定し、校種間の連携や交流を深めながら、教育研究の質的向上に努めた。

2. 学部との連携

「群馬大学教育学部 学部・附属学校共同研究委員会」により、学部教員と附属学校教員の専門性を活かした各教科等に関する教材開発や指導法の改善等に関する次の2つの共同研究を推進し、その成果を全校園の研究に反映させた。

なお、これらの研究成果について、「群馬大学教育学部 学部・附属共同研究報告書」にまとめ、毎年度、公表した。

また、「教職大学院」の「課題発見実習」のフィールドや学部学生の卒業論文のフィールドとして、教職大学院生や学部生を受け入れた。

- (1) 共同研究Ⅰ
現代の教育課題について、学部が中心となり附属学校と連携し、両者が一体となって行う研究
- (2) 共同研究Ⅱ
各附属学校における独自のテーマについて、テーマに関わる学部教員と附属学校教員が共同で行う研究

【平成21事業年度】**1. 附属学校における教育研究活動の向上**

これまでの研究成果を踏まえ、次の取組を行った。

- (1) 幼稚園
国立教育政策研究所指定の思考力の育成に関する研究に学部教員と連携して取り組み、その成果を報告書で公表した。また、幼稚園教育に関する集中講義等を幼稚園を会場として実施した。
- (2) 小学校
児童が、学びの充実感・有用感をもつ学習指導の在り方について、既存の知識・技能の活用という観点から研究を進め、各教科等の授業を公開するとともに、公開研究会を実施した。
- (3) 中学校
新学習指導要領に基づく3年間の研究成果を各教科、道徳、学級活動、総合的な学習の時間について、公開研究会で発表するとともに年間指導計画をCDで配布した。

- (4) 特別支援学校
学部教員との連携のもと、日本教育大学協会の指定研究に取り組んだ成果を同協会の研究集会や自校公開研究会等で公表した。

2. 学部との連携

引き続き、「群馬大学教育学部 学部・附属学校共同研究委員会」により、次の2つの共同研究を推進し、その成果を全校園の研究に反映させた。

なお、これらの研究成果について、「平成21年度 群馬大学教育学部 学部・附属共同研究報告書」にまとめ、公表した。

また、「教職大学院」の「課題発見実習」のフィールドや学部学生の卒業論文のフィールドとして、教職大学院生や学部生を受け入れた。

- (1) 共同研究Ⅰ
研究テーマ 教育実習事前事後学習カリキュラムの実践と評価
- (2) 共同研究Ⅱ
研究テーマ
 - ・ 附属小学校
新小学校学習指導要領と「古典教育」(その2)
小学校理科「ものづくり」指導の工夫とその効果
 - ・ 附属中学校
技術科教育におけるのこぎり挽きの指導についてⅡ

3. 附属学校の役割・機能の見直し

近年の少子化に伴い、22年度から小学校1学年の学級数を1学級減(4学級→3学級)とすることとした。また、学部と附属学校園との連携の一層の深化を図ることを目的に、「附属学校教育臨床総合センター」と共同により、「問題を抱えた子どもたちへの総合サポートセンター」を設置することとした。

なお、特別支援教育専任コーディネーターを配置し、本校児童生徒や周辺地域の学校の児童生徒へ対応することとした。

さらに、「教育実習支援センター」(23年度)及び「学部・附属共同研究センター」(24年度)を年次計画として予定している。

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 34億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。	1 短期借入金の限度額 34億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。	該当なし

Ⅴ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
1 重要な財産を譲渡する計画 工学部の土地の一部（群馬県桐生市天神町1丁目229-1、271.78㎡）を譲渡する。 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について担保に供した。

Ⅵ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	剰余金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善のために充てた。使用状況は、次のとおり。 資産購入 547,182,643 円 業務費使用 274,936,122 円

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・附属病院中央診療棟 ・小規模改修 	総額 6,636	施設整備費補助金 (951) 長期借入金 (5,685) 国立大学財務・経営センター施設費補助金 ()	<ul style="list-style-type: none"> ・(医病)基幹・環境整備 ・(昭和)耐震対策事業 ・(若宮(附小・特))耐震対策事業 ・(桐生)耐震対策事業Ⅱ ・(荒牧)教養教育GC棟改修 ・(若宮(附小・特))校舎改修 ・重粒子線照射高度化設備 ・その他設備 ・営繕事業 	総額 3,744	施設整備費補助金 (2,612) 長期借入金 (752) 設備整備費補助金 (328) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (52)		総額 4,942	施設整備費補助金 (2,880) 長期借入金 (752) 設備整備費補助金 (1,258) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (52)
(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 (注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。			(注1) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・整備の改修等が追加されることもあり得る。					

○ 計画の実施状況等

計画と実績に差異がある理由

重粒子線照射高度化設備、その他設備の充実のため、補正予算等の措置により増額となった。

VII その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>(1) 基本原則</p> <p>1) 教員の選考に当たっては、本学の基本理念に則り、人格及び識見共に優れた者につき、教育・研究業績及び能力等を総合的に判断して行う。広く学内外に有能な人材を求めるため、原則として公募制を採用する。また、必要に応じて任期制を積極的に導入する。</p> <p>2) 職員の採用及び昇任に当たっては、専門的能力に加え、幅広い視野を有し、時代の変化や複雑化する社会の現状に対応し得る人材の確保に努め、効率的な大学運営を支える有為な人材の登用を図る。</p> <p>(2) 人員管理 人員管理に関する中・長期的計画を策定するとともに、各部局及び部局間の教職員配置等に関する適正な調整を行う。</p> <p>(3) 人事管理等</p> <p>1) 人材育成の視点、能力及び業績等を重視した人事管理を行う。</p> <p>2) 教職員の能力の向上及び組織の活性化を図るため、国立大学法人、国、独立行政法人、地方公共団体、民間団体等の諸機関との人事交流を積極的に行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総見込額 96,819百万円(退職手当は除く)</p>	<p>平成21年度の常勤職員数1,991人(役員を除く。) また、任期付職員数の見込みを224人とする。 平成21年度の人件費総額見込み17,028百万円(退職手当は除く)</p>	<p>『「(1) 業務運営の改善及び効率化 ③人事の適正化に関する目標」を達成するための措置』P.14参照』</p>

○ 別表1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a) x 100
	(人)	(人)	(%)
教育学部 学校教育教員養成課程 (うち教員養成に係る分野)	880 (880)	942 (942)	107.0 (107.0)
社会情報学部 情報行動学科 情報社会科学科	220 220	210 244	95.5 110.9
医学部 医学科 (うち医師養成に係る分野) 保健学科	595 (595) 690	611 (611) 717	102.7 (102.7) 103.9
工学部 (昼間コース) 応用化学・生物化学科 生産システム工学科 環境プロセス工学科 社会環境デザイン工学科 応用化学科 材料工学科 生物化学工学科 機械システム工学科 建設工学科 電気電子工学科 情報工学科 学科共通 (夜間主コース) 生産システム工学科 応用化学科 生物化学工学科 機械システム工学科 電気電子工学科 情報工学科	510 120 120 120 68 58 88 298 40 298 200 60 90 10 20 20 20 20 30	550 138 130 134 106 62 118 362 56 379 269 各学科に含む 98 17 25 33 31 44	107.8 115.0 108.3 111.7 155.9 106.9 134.1 121.5 140.0 127.2 134.5 108.9 170.0 125.0 165.0 155.0 146.7
学士課程 計	4,775	5,276	110.5
教育学研究科 障害児教育専攻 教科教育実践専攻	6 40	10 58	166.7 145.0
社会情報学研究科 社会情報学専攻	20	25	125.0
医学系研究科 生命医科学専攻 保健学専攻	30 112	24 126	80.0 112.5

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
工学研究科 応用化学・生物化学専攻 生産システム工学専攻 環境プロセス工学専攻 社会環境デザイン工学専攻 機械システム工学専攻 電気電子工学専攻 情報工学専攻	212 60 44 44 88 88 64	227 82 53 31 124 123 70	107.1 136.7 120.5 70.5 140.9 139.8 109.4
修士課程 計	808	953	117.9
医学系研究科 医科学専攻 保健学専攻	303 45	301 85	99.3 188.9
工学研究科 工学専攻	117	115	98.3
博士課程 計	465	501	107.7
教育学研究科 教職リーダー専攻	32	28	87.5
専門職学位課程 計	32	28	87.5

- ※1 収容数には、外国人留学生を含む。
- ※2 18年度改組の社会情報学部には改組前の社会情報学科に18名の学生が在籍。
- ※3 20年度改組の教育学研究科(修士課程)には改組前の教科教育専攻に3名の学生が在籍。
- ※4 19年度改組の工学研究科(博士後期課程)には改組前の物質工学専攻に3名、生産工学専攻に21名、電子情報工学専攻に3名、ナノ材料システム工学専攻に3名の学生が在籍。

○ 計画の実施状況等

教育学研究科教職リーダー専攻(専門職学位課程)の定員充足率が90%未満である主な理由は、平成20年度入学生に4名の退学者(内3名は、群馬県公立学校教員選考試験合格に伴う退学。)が出たためである。
 なお、平成21年度からは、本専攻合格者及び在学者で、群馬県公立学校教員選考試験に合格した者に対し、大学院修了時まで採用期日を延長可能とするなど、定員充足の適正化に向けた取組を行っている。
 平成21年度以降の入学生については、上記取組により、教員選考試験合格者を含む全員が引き続き在学している。

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成20年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	945	3	0	0	0	7	32	25	913	103.8%
社会情報学部	440	459	23	2	0	0	9	13	9	439	99.8%
医学部	1,260	1,313	1	1	0	0	24	46	43	1,245	98.8%
工学部	2,240	2,657	78	6	40	0	53	328	156	2,402	107.2%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	102	6	1	0	0	6	4	4	91	116.7%
社会情報学研究科	20	26	12	0	0	0	0	1	1	25	125.0%
医学系研究科	505	562	41	17	0	0	32	126	89	424	84.0%
工学研究科	717	804	61	13	7	0	13	36	31	740	103.2%

○ 計画の実施状況等

(平成21年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	942	3	0	0	0	15	36	27	900	102.3%
社会情報学部	440	454	15	2	0	0	13	19	15	424	96.4%
医学部	1,285	1,328	2	1	0	0	27	33	33	1,267	98.6%
工学部	2,170	2,552	70	5	33	0	19	297	155	2,340	107.8%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	99	4	0	0	0	2	6	6	91	116.7%
社会情報学研究科	20	25	11	0	0	0	2	1	1	22	110.0%
医学系研究科	490	536	40	15	3	0	34	120	83	401	81.8%
工学研究科	717	825	87	21	3	0	23	42	38	740	103.2%

○ 計画の実施状況等